

令和 6 年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
保育所等における不適切な保育に関する調査研究
報 告 書

令和 7 年 3 月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

NTT DATA

株式会社NTTデータ経営研究所

目次

第1章 事業要旨	4
1. 本事業の背景	4
2. 本事業の全体像	6
3. 調査研究の体制・検討過程	7
第2章 事業目的	9
1. 本事業の目的	9
第3章 事業の実施内容	10
1. 調査の観点と調査項目	10
2. 調査の方法	10
(1) アンケート調査	10
ア) 調査概要	10
イ) 主な調査内容	10
(2) ヒアリング調査	12
ア) 調査概要	13
イ) 主な調査項目	13
第4章 調査結果	17
1. アンケート調査結果	17
(1) 都道府県アンケート調査結果	18
ア) 調査結果サマリ	18
イ) アンケート設問毎の回答	22
(2) 市区町村アンケート調査結果	51
ア) 調査結果サマリ	51
イ) アンケート設問毎の回答	55
2. ヒアリング調査結果	87
(1) 自治体ヒアリング調査結果	87
ア) 調査結果サマリ	87
イ) ヒアリング調査結果	88
(2) 施設ヒアリング調査結果	104
ア) ヒアリング調査結果	104
第5章 調査結果に基づく現状分析・考察	106
1. テキストマイニングによる現状分析	106

(1) 分析目的・分析方法	106
(2) 頻出動詞に基づく行為の具体例	108
ア) 叩く	108
イ) 叱る、怒る	111
ウ) 閉め出す、放置する、無視する	113
エ) させる	114
オ) 頻出動詞結果サマリ	115
2. 虐待等の考え方について	116
(1) 第3回研究会における意見	116
(2) 虐待等の考え方について	119
(3) ガイドラインの概念図について	129
3. まとめ	130
第6章 成果の公表方法	131
参考 テキストマイニングによる対応関係分析	132
ア) 都道府県向けアンケート調査における行為に含まれる名詞及び動詞の類型ごとの 対応関係	132
イ) 市区町村向けアンケート調査における行為に含まれる名詞及び動詞の類型ごとの 対応関係	134
ウ) 都道府県アンケート調査における、食事中に発生した行為に含まれる名詞及び動詞 の類型ごとの対応関係	135
エ) 市区町村向けアンケート調査における、食事中に発生した行為に含まれる名詞及び 動詞の類型ごとの対応関係	136
オ) 対応関係分析結果サマリ	136

参考資料

- 参考資料1：アンケート調査票（都道府県）
- 参考資料2：アンケート調査票（市区町村）
- 参考資料3：ヒアリングシート（自治体）
- 参考資料4：ヒアリングシート（施設）

第1章 事業要旨

1. 本事業の背景

昨今、保育所等における虐待等の不適切事案が相次いで発生している。このような状況を踏まえ「昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について」（令和 5 年 5 月 12 日 こども家庭庁・文部科学省連名）が取りまとめられ、以下の 3 点の対応を取ることが定められた。

- ① 虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインの策定
- ② 児童福祉法の改正による制度的対応の検討
- ③ 虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化

このうち、①については令和 5 年 5 月にこども家庭庁より「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」¹（以降、「ガイドライン」と記す）が定められた。ガイドラインでは、保育所等における不適切事案を、「虐待等」、「虐待等と疑われる事案（いわゆる「不適切な保育」）」、「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」²の 3 つの類型に分け下図のとおり概念図を示している。

このうち、「虐待等と疑われる事案（不適切な保育）」といったものの具体例については、ガイドラインにおいて言及していないが、今後議論を深めながら、ガイドラインの改訂には柔軟に対応していく」と記載されている。不適切な保育についての明確な基準が特段定められていない現状では、通報のあった事案や行為について、自治体が行為内容や外形的状況等をもとにガイドラインで提示されている 3 類型のどの類型に当てはまるのか判断する類型判断（以下、類型判断）に迷うのではないかと考えられる。適切な類型判断がなされない場合は、事案に対する適切な対応もなされない恐れがある。

本事業では、保育所等において実際に発生した虐待等の不適切事案を自治体から収集するとともに、当該事案や行為に対する自治体の類型判断やその判断根拠について調査を行った。調査を通じて、保育所等における不適切事案とそれに対する自治体の類型判断等バラつきがあるのかどうかといった現状を把握するとともに、現在は明確な基準が示されていない「不適切な保育」の基準や考え方を整理し検討した。

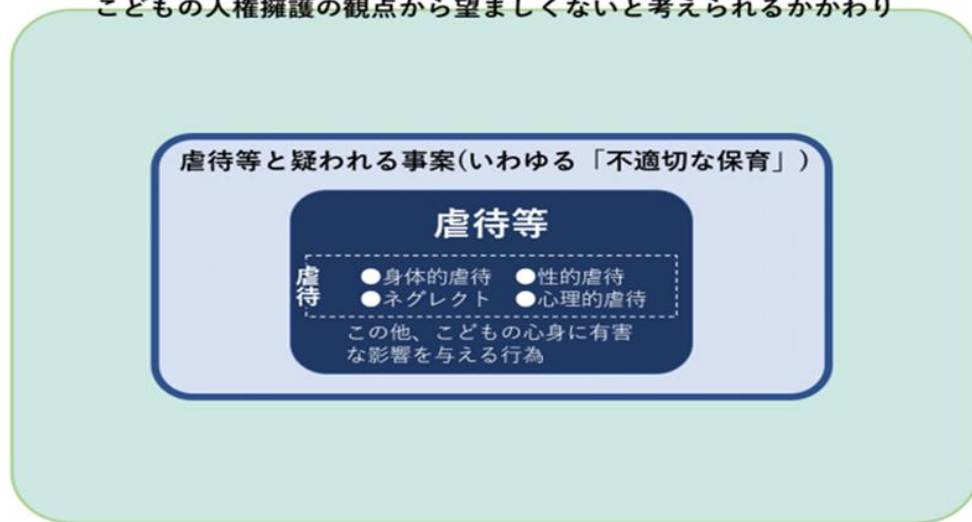
¹ 「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（令和 5 年 5 月 こども家庭庁）https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/13e273c2/20230512_policies_hoiku_3.pdf

² 本報告書では、以降特段の断りがない限り「虐待等」は「虐待等」、「虐待等と疑われる事案（いわゆる「不適切な保育」）」を「不適切な保育」、「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」を「望ましくないかかわり」と記載することとする。

図表 1 ガイドラインで示されている 3 類型の概念図

(「虐待等」と「虐待等と疑われる事案(不適切な保育)」の概念図)

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり

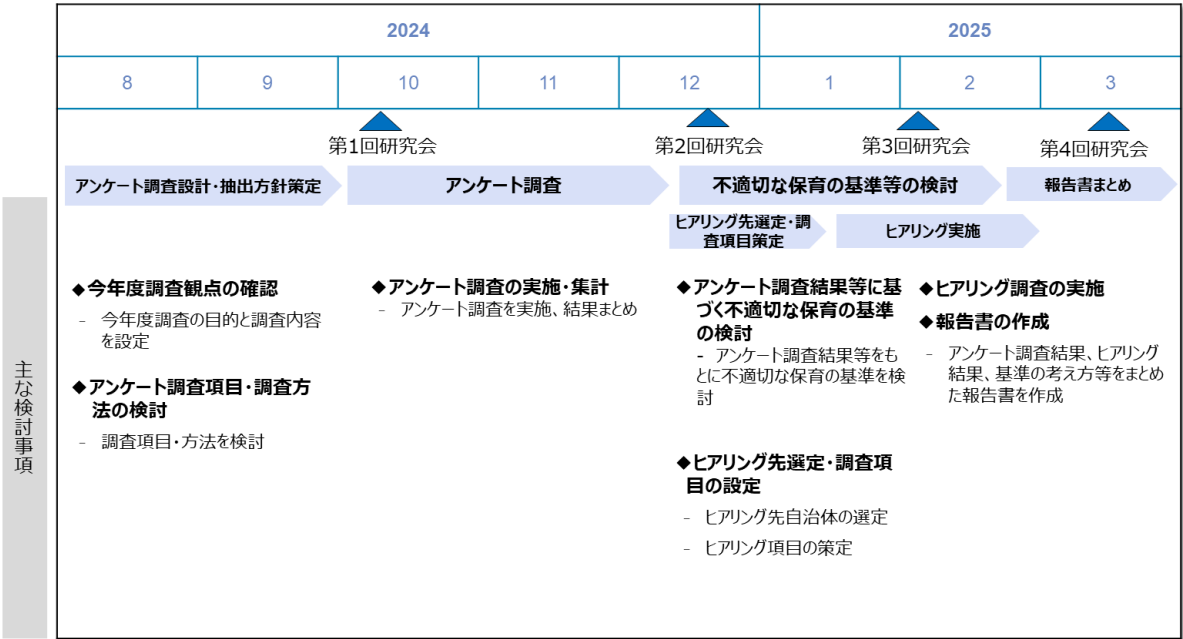


出典：保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和 5 年 5 月こども家庭庁）

2. 本事業の全体像

2024 年 10 月から 11 月にかけて、アンケート調査を全国の自治体に対して実施し、自治体が事実を把握した保育所等における不適切事案や行為、当該事案や行為に対する自治体の類型判断等について広く調査を行った。アンケート調査の回答を踏まえ、保育所等における不適切事案や行為の内容、それに対する自治体の考え方や対応について更なる調査を実施するため、2025 年 1 月から 2 月にかけてヒアリング調査を実施した。アンケート調査及びヒアリング調査の結果を踏まえ、不適切な保育の基準や考え方について検討を行った。

図表 2 本事業全体の流れ



3. 調査研究の体制・検討過程

学識者、自治体担当者及び保育関係者から構成される研究会を設置し、以下の通り検討を行った。

図表 3 研究会 委員一覧（50 音順、敬称略）

役職	氏名	所属・役職
委員長	倉石 哲也	武庫川女子大学 心理・社会福祉学部 社会福祉学科 教授
委員	小畑 くるみ	日本保育協会 理事長特任補佐
	笠置 英恵	社会福祉法人 長岡福祉会 今里こども園 園長
	小池 美也子	静岡県 健康福祉部 部参事（社会福祉施設指導担当）
	齋藤 淳一	横浜市 こども青少年局 保育・教育運営課 担当課長
	永田 文子	認定こども園協会 副代表理事
	山口 孝子	社会福祉法人 愛光会 操南保育園 園長
	米原 立将	流通経済大学 共創社会学部 准教授

図表 4 担当研究員体制

氏名	役職
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所	
米澤 麻子	パートナー
小島 卓弥	アソシエイトパートナー
桜花 和也	シニアマネージャー
平田 明日香	マネージャー
豊島 義崇	シニアコンサルタント
山岡 由佳	コンサルタント

図表 5 研究会における検討内容

回数	日時	主な議題
第 1 回	令和 6 年 10 月 10 日	(1) 調査概要・調査方針 (2) アンケート調査票案の検討 (3) 抽出調査の方針・抽出手段の検討、第 2 回研究会以降の議論の観点
第 2 回	令和 6 年 12 月 25 日	(1) 調査概要 (2) 不適切な保育についての分析（テキストマイニング等による分析） (3) ヒアリングの方針
第 3 回	令和 7 年 2 月 7 日	(1) 行為の判断基準について (2) ヒアリング結果（2 月 4 日実施分までのご報告）について
第 4 回	令和 7 年 3 月 18 日	(1) ヒアリング調査結果について (2) 虐待等の考え方について (3) 報告書（案）について (4) ガイドラインの概念図について

第2章 事業目的

1. 本事業の目的

本事業は、今後のガイドライン改訂や、児童福祉法の改正による保育所等の職員による虐待に関する通報義務規定の創設に向けて、全国の自治体を対象に保育所等における虐待等として事実を把握した事案や行為内容の収集、自治体の当該事案・行為に対する類型判断等の見解、事実確認の方法、事実確認後の対応についての情報を収集し、事案・行為の内容と自治体の類型判断を整理することを目的とする。

特に、自治体の類型判断については、ガイドラインで示されている3種類のうち、当該事案・行為がどの類型に当てはまると判断したのか調査したうえで、同様の事案・行為内容でも自治体間で類型判断が分かれている、あるいは、類型判断に迷う行為を抽出し分析した。そのうえで、類型判断に迷う事案・行為について類型判断を行う際の基準や考え方を示すことで、現状のように自治体間での判断のぶれが少なくなることや、事実把握後の対応が適切に実施されることを目指す。

また、同様に、保育の現場においても不適切な保育を把握し、自治体への相談や通報が適切に行われることを通じ、事案や行為に応じた対応が適切に行われるようになることを目的とする。こうした一連の調査を通じ、最終的には保育の質そのものの向上につなげていくことを目指す。

図表 6 事業目的・実施内容

事業目的	本事業における実施内容
● 本事業では、今後ガイドライン改訂や児童福祉法の改正による制度的対応を検討するにあたり、都道府県及び市区町村に対して、都道府県や市区町村において「虐待等」や「不適切な保育」に該当するとして事実確認を行った事案や行為、および自治体として当該事案や行為を、「虐待等」や「不適切な保育」等どのように類型したかの見解を調査することで、事案と自治体の見解を整理する。 ● 今後児童福祉法の改正による制度的対応を検討するにあたり（保育所等における虐待等の通報の義務化等）、当該事案や行為に対して、自治体がどのように事実を把握し対応をとったかを整理する。 ● 「虐待等」に該当するのか、「不適切な保育」に該当するのか、現場でも判断がわかれるあいまいな事案や行為を整理し、「不適切な保育とは何か」について議論するとともに、類型判断の際の基準を検討する。	①アンケート調査 都道府県および市区町村に対してアンケート調査を実施し、不適切な保育等の事案、事実確認方法、事実確認後の対応等を収集。 ②ヒアリング調査 アンケート調査の回答内容を踏まえ、自治体や施設に対して、事案・行為内容の詳細や事案が発生した背景、事実確認後の対応、再発防止対応等についてヒアリングを実施。 ③判断基準の整理、明確化 アンケート調査およびヒアリング調査の結果をもとに、主に自治体間で類型判断が分かれる行為について判断基準を検討。

第3章 事業の実施内容

1. 調査の観点と調査項目

アンケート調査では、実際に自治体に報告があった不適切な保育等の事案・行為に関する情報を収集することを目的に、事案・行為の内容や当該事案・行為についての自治体の類型判断結果、事案の把握（事実確認）や事実確認後の対応について調査を実施した。

ヒアリング調査では、事案や行為の詳細、類型判断に関する事項（判断の根拠、判断する際に難しかった点等）、事実確認のプロセスや事実確認後の対応について更に調査を実施することを目的に、アンケート調査の回答内容等を踏まえて自治体を選定し、ヒアリングを実施した。また、保育所等の施設についてもヒアリング調査を実施し、事案が発生した背景やその後の再発防止策、保育現場からみた対応の難しさ等について調査を行った。

2. 調査の方法

（1）アンケート調査

上述のとおり、アンケート調査では全自治体を対象に「令和 5 年 6 月から令和 6 年 3 月³⁾」の間に、「自治体にて事実を把握した事案⁴⁾」について情報を収集するために、アンケート調査項目に沿って回答をして頂いた。調査概要は以下のとおり。

ア)調査概要

図表 7 アンケート調査概要

調査対象	全自治体（1,794 団体：47 都道府県、1,747 市区町村）
調査期間	令和 6 年 10 月 25 日（金）～令和 6 年 11 月 29 日（金）
調査方法	調査票（Excel）による調査
回答団体数	1,225 自治体（内訳：36 都道府県、1,189 市区町村）
回答率	68.3%（内訳：都道府県：75.0%、市区町村：68.0%）

イ)主な調査内容

調査内容は図表 9 で示すとおり 6 つの大項目に沿って調査を行った。1 つの保育所等で発生する事案は、単独あるいは複数の行為から構成されていることから、1 事案について、事案概要・事案に対する類型判断、事案の把握（事実確認）、事案に対する対応策等について調査するとともに、1 事案を構成する個々の行為についても、行為の内容や行為に対する

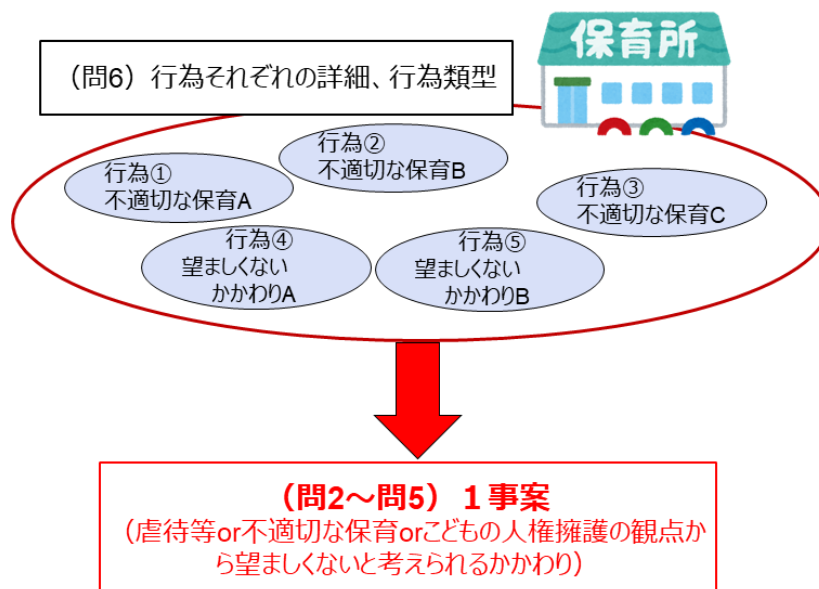
³⁾ 事案や行為自体については、令和 5 年 6 月以前に発生した事案・行為であっても回答してよいとした。

⁴⁾ 「事実を把握した事案」とは自治体が「調査・確認・認定した事案」を指す。

⁵⁾ 該当する事案の総数が 10 件以上ある自治体の場合は、10 件程度事案を選択して回答して頂く形式とした。事案の総数が 10 件を下回る場合は全ての事案について回答頂いた。

類型判断、行為実施者の属性等について調査を行った⁶。

図表 8 アンケート調査概念図



図表 9 アンケート調査項目⁷

大分類	概要	項目例
問 1 回答者情報等	各自治体にて、当該期間に事実を把握した事案の総数及びガイドラインで示す 3 類型毎の件数の調査	・自治体にて事実を把握した事案の総数及び類型毎の件数 ・自治体におけるマニュアル作成の有無 等
問 2 「虐待等」の不適切な保育の事案の概要・類型等	事案の概要、事案に対する自治体の類型判断や判断理由等の調査	・事案概要 ・自治体における類型判断、判断理由 ・施設との類型判断の相違の有無
問 3 当該事案に関する基本情報	事案の基本情報の調査	・事案が発生した施設の種類

⁶ 1 事案が 1 行為のみで構成されている場合は、問 6 において「行為 1」のみを記載して頂き、1 事案が複数の行為から構成される場合は、問 6 において複数の行為を記載してもらう回答様式とした（行為数に応じて「行為 1」「行為 2」、と追加）。事案が複数ある自治体においては、事案数の数だけエクセルシートを提出して頂いた。

⁷ 全ての設問について確認したい場合はアンケート調査票（参考資料 1,2）を参照。

大分類	概要	項目例
		・都道府県/市区町村への報告日時
問 4 事案の把握について (事実確認)	事案を施設や自治体が把握した経緯や、事実確認のために実施した法令に基づかない措置、法令に基づく措置の調査	・施設及び自治体が当該事案を把握した経緯 ・法令に基づかない措置を実施した場合の内容 ・法令に基づく措置を実施した場合の内容 ・事実確認にあたっての都道府県/市区町村や他の関係機関との連携の有無 等
問 5 事案への対応について (事実確認後の対応)	事実確認後の法令に基づかない措置、法令に基づく措置の内容や、都道府県/市区町村との連携の有無、事実確認後の自治体における対応策の有無や内容等の調査	・法令に基づかない措置を実施した場合の内容 ・法令に基づく措置を実施した場合の内容 ・事実確認後の都道府県/市区町村等の連携の有無 ・事案の公表の有無 ・事案を踏まえた更なる被害防止策等の対応の有無、内容
問 6 事案を構成する行為について	事案を構成する行為についての調査	・行為が発生した場面 ・行為を実施した者の属性(雇用形態、職種、経験年数、性別等)、自覚の有無 ・行為の対象となった園児(年齢、性別等) ・行為内容の詳細 ・行為の類型判断 等

(2)ヒアリング調査

上述のとおり、ヒアリング調査は選定した複数の自治体を対象に、アンケート調査の回答の詳細等の深堀を目的として実施した。自治体の選定にあたっては、アンケートの回答結果から、事案・行為内容、事案数、自治体と施設の間で判断が分かれた事案の有無、法令に基づく措置の実施有無、事実確認等における都道府県や市区町村との連携の有無等を踏まえ

て選定した。

また自治体種別も考慮し、都道府県、政令指定都市、中核市、一般市からそれぞれ選定を行った。政令指定都市、中核市は都道府県と同様の権限を有すること、都道府県及び一般市は、事実確認や事実確認後に連携して対応する場合もあることから、ヒアリング調査では事案に対する対応のプロセス等についてもヒアリング先ごとに自治体種別を意識して調査を実施した。また、保育所等の施設については、ヒアリング調査に協力頂いた自治体に紹介頂いた。調査概要は以下のとおり。

ア)調査概要

図表 10 ヒアリング調査概要

ヒアリング対象	アンケート調査の内容を踏まえて選定した自治体及び自治体から紹介して頂いた施設（12 自治体：3 都道府県、9 市区町村、1 施設）
ヒアリング期間	令和 7 年 1 月 28 日（火）～令和 7 年 2 月 26 日（水）
ヒアリング方法	オンラインまたは対面

イ)主な調査項目

事案や行為の詳細、類型判断に関する事項（判断の根拠、判断する際に難しかった点等）、事実確認のプロセスや事実確認後の対応について更に調査を実施した。ヒアリング調査にあたっては各自治体のアンケート調査結果を踏まえて自治体ごとに調査項目を設定し、事案・行為、自治体の対応等の特色も考慮して調査を行った。

図表 11 ヒアリング調査項目(自治体)⁸

大分類	概要	項目例
1. 事案の概要、類型等について	各自治体で把握している事案の内容、国のガイドラインや各自治体作成のマニュアルなど類型判断の際に参照している基準、類型判断のプロセス等の調査	・国のガイドライン等類型判断の際に参照している基準 ・類型判断にあたって困難に感じたことがあるか。また、どのような事案が特に類型判断に迷うか ・類型判断を行う際のプロセス ・施設と類型判断が異なる

⁸ 全ての設問について確認したい場合はヒアリングシート（参考資料 3）を参照。自治体のヒアリング調査結果は 87 頁参照。

大分類	概要	項目例
		事案について、施設の類型判断・判断理由や類型判断の相違により困難だったこと等
2. 事実確認の対応について	事案を把握する経緯、事実確認のための措置、事実確認の際の都道府県/市区町村との連携等の調査	・ 事案を把握する経緯 ・ 事実確認のために法令に基づかない措置を実施する場合の実施基準等 ・ 事実確認のために法令に基づく措置を実施する場合の実施基準等 ・ 事実確認にあたって都道府県/市区町村と連携を行う場合の実施内容 ・ 事実確認にあたって都道府県/市区町村と連携を行った場合、連携にあたってうまくいった点、困難だった点、市区町村/都道府県、あるいは国の対応に関する要望等
3. 事実確認後の対応について	事実確認後の措置、対応にあたっての都道府県/市区町村との連携、更なる被害及び再発防止に向けた取組等の調査	・ 事実確認後に法令に基づかない措置を実施する場合の実施基準等 ・ 事実確認後に法令に基づく措置を実施する場合の実施基準等 ・ 事実確認後に都道府県/市区町村や他の関係機関との連携の有無 ・ 事案の公表を行う場合の公表基準 ・ 更なる被害及び再発防止に向けた取組 ・ 事案の通報から事実確認

大分類	概要	項目例
		後の対応までの一連のプロセスに要した期間 ・ 検証委員会を設置している場合の検証委員会を開催する基準 等
4. 事案を構成する行為について	国のガイドライン等行為の類型判断の際に参照している基準、類型判断が難しいと感じる行為、判断プロセス等の調査	・ 国からのガイドライン等、類型判断に際して参照している基準 ・ 類型判断にあたり困難に感じたことがあるか。また、どのような行為が特に類型判断に迷うか ・ 類型判断を行う際のプロセス ・ 施設と類型判断が異なる行為について、施設側の類型判断とその理由 等
5.その他	3 類型に当てはまらない事案の判断理由等の調査	・ 3 類型に当てはまらなないと判断した事案がある場合、当該事案の内容及び判断理由等

図表 12 ヒアリング調査項目(施設)⁹

大分類	概要	項目例
1. 事案や行為が発生した原因等について	保育所等において当該事案や行為が発生した原因や、保育所等における対応、再発防止策等の調査	・当該事案・行為に関して把握した経緯 ・保育所等における初動対応 ・事案や行為の発生原因 ・更なる被害及び再発防止に向けた取組 ・保育現場の目線や立場から、発生した事案や行為の類型判断を実施する際に難しかった点 等

⁹ 全ての設問について確認したい場合はヒアリングシート（参考資料 4）を参照。施設ヒアリング調査結果は 104 頁参照。

第4章 調査結果

1. アンケート調査結果

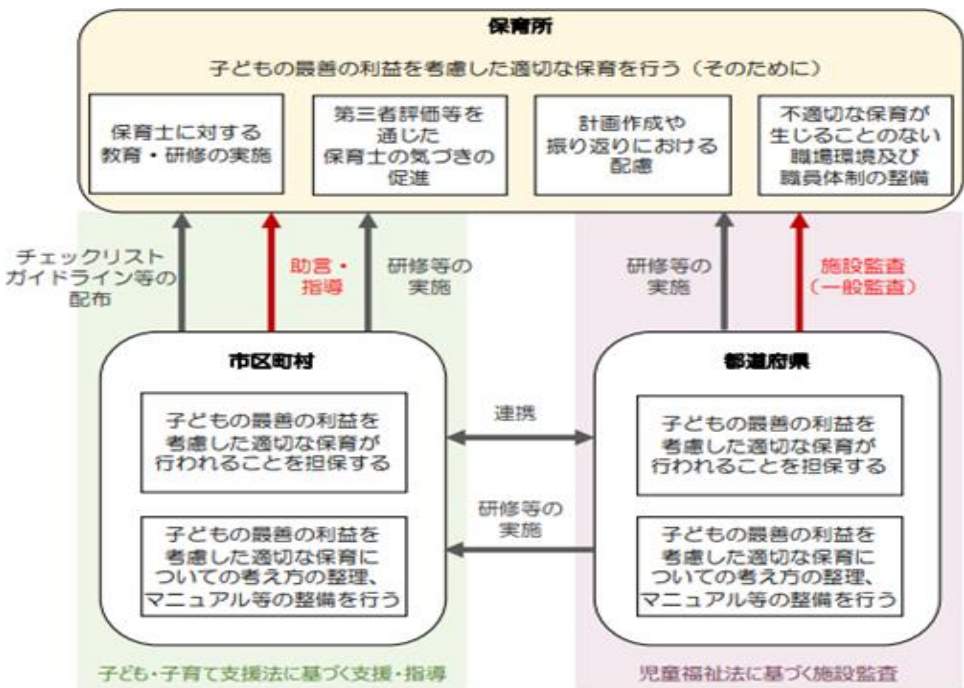
アンケートの結果、令和5年6月から令和6年3月の間に、自治体が事実を把握した事案（調査、確認、認定した事案を指す）はガイドラインの類型毎に下図のとおりとなった¹⁰。

図表 13 類型ごとの事案数

	①望ましくないかわり	②不適切な保育	③虐待等	④合計
都道府県	12 件	42 件	10 件	64 件
市区町村	156 件	180 件	45 件	381 件

（参考）都道府県及び市区町村の保育所等への対応図¹¹

都道府県及び市区町村はそれぞれ、保育所等に対して下図のとおり助言・指導や施設監査を実施する権限を有する。



10 事案数が10以上ある自治体については、アンケート調査で回答頂く事案の上限数を10に設定した。したがって、分析対象となった事案数は上限を10に設定した以下の事案数となる。なお、同じ事案が都道府県と市区町村の両方から報告されている場合もあることに留意を要する。

自治体が当該期間に事実を把握し本事業の分析対象となった事案数：都道府県①12件、②32件、③10件、④54件、市区町村①121件、②157件、③33件、④311件。

¹¹ 「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」（令和3年3月株式会社キャンサーキャン）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000864690.pdf> 9頁図2参照。

(1)都道府県アンケート調査結果

ア)調査結果サマリ

1. 「虐待等」の不適切な保育の事案の概要・類型等

- 「虐待等と疑われる事案（いわゆる「不適切な保育」）」が事案全体の 59.3%と半数以上を占めており、次いで「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」が 22.2%、「虐待等」が 18.5%となった。
- 「虐待等」に該当すると判断された事案のうち、身体的虐待が 50.0%、性的虐待が 20.0%、ネグレクトが 30.0%、心理的虐待が 50.0%であり、身体的虐待と心理的虐待が半数を占めた。
- 都道府県が判断した類型と施設等が判断した類型に最終的な相違があったかどうかについては、全体では「相違なし」が 52.0%、次いで「施設等の判断は確認していない」が 46.0%、「相違あり」が 2.0%となり、「相違なし」と「施設等の判断を確認していない」事案で大部分を占めた。

2. 事案の把握について(事実確認)

- 都道府県の場合、都道府県が事案を把握した経緯は、「市区町村からの報告」が大部分を占めており市区町村経由で事案を把握していることがうかがえる。事実確認の際に、「法令に基づかない何等かの措置をとった」事案は全体では 46.3%となった。その際の方法としては、どの類型でも「施設等への訪問調査」が多い結果となった。一方、「法令に基づく何等かの措置をとった」事案は全体では 37.7%となったが、「虐待等」の場合は措置をとった割合は 50.0%と他の類型よりも高くなった。
- 施設等に事実確認をするにあたり、「市区町村や他の関係機関と連携した」割合は全体では 84.0%となり、都道府県の場合、市区町村等と連携して事実確認をしている場合が多いことがうかがえる。また、全体の 98.1%で「事案の市区町村への情報共有あるいは市区町村からの情報提供」が行われている。
- 「事案を最初に施設等が把握した経緯」について、全体では「自治体からの報告」が 29.6%、「同僚・職員による報告（元同僚等を含む）」が 27.8%であり、左記 2 つの割合が高い。特に「虐待等」では「同僚・職員による報告」が 70.0%であり大部分を占めている。また、「虐待等」では「当該事案の対象となった園児自身が自らの言葉で伝えた」割合が 40.0%と、他の類型と比較してかなり高い結果となっている。
- 「事案を都道府県が把握した経緯」について、全体では「市区町村からの報告」が 70.4%と大部分を占めていた。「虐待等」では 90.0%であり、特にその割合が高かった。都道府県の場合、どの類型であっても「当該施設等からの報告」は該当がなく、市区町村経由で把握している場合が多いことがうかがえる。
- 「任意の聞き取り調査等、事実確認に必要な何らかの対応（法令に基づく措置を除く）を行った」との回答が全体では 46.3%、「行っていない」との回答が 53.7%であり、類型毎に大きな差異は見られなかった。法令に基づかない何等かの対応を行っ

た場合、都道府県ではどの類型においても「施設等への訪問調査」が多い結果となっている。

- 「法令に基づく報告徴収等、事実確認に必要な何等かの対応（法令に基づく措置）の施設等への実施」有無について、全体では「実施した」が 37.7%、「実施していない」が 62.3%であった。一方で「虐待等」では実施した、していないともに 50.0%であり、他の類型に比べて実施した割合が高い。
- 「施設等に事実確認を実施するにあたり、市区町村や他の関係機関と連携の有無」について、全体では「連携を取った」が 84.0%、「取っていない」が 16.0%となった。どの類型でも連携を取っている事案が大部分を占めており、都道府県の場合、事実確認を実施する際には、市区町村や他の関係機関と連携を取っている場合が大部分であることがうかがえる。
- 「当該事案の市区町村への情報共有、あるいは市区町村からの情報提供の有無」について、全体では「情報共有・提供あり」と回答した割合が 98.1%と、都道府県の場合、事案についてほとんどのケースで市区町村に対して情報共有を行っているあるいは情報提供があることがうかがえる。
- 情報共有のタイミングについては、全体では「相談窓口やコールセンター（それに類する係等）に相談があった時点」が 44.2%で最も多いが、虐待等では「事実確認等に着手した時点」が 60.0%で最も多かった。

3. 事案への対応について(事実確認後の対応)

- 「任意の行政指導としての何等かの対応を実施した」割合は全体では 53.7%であるが、「虐待等」では実施したが 30.0%にとどまり、他の類型に比べて任意の行政指導は行われていない。一方で、「法令に基づく何等かの処分」については実施した事案は全体では 5.6%にとどまったが、「虐待等」では実施した割合が 20%と、他の類型と比較して高くなっている。
- 都道府県の場合、事実確認後に市区町村や他の機関等と連携して対応にあたった割合が 75.9%と市区町村等と連携して対応していることがうかがえる。ただし、更なる被害防止の対応や再発防止に向けた取組については、市区町村にて実施・検討していることが多い。
- 「当該事案の事実確認後、任意の行政指導としての施設等に対して何等かの対応の実施有無」について、全体では実施したが 53.7%、実施していないが 46.3%であった。一方で虐待等では実施したが 30.0%、実施していないが 70.0%であり、実施していない事案の方が多かった。実施している場合、全体では「書面による文書指導」の割合が 62.1%と最も高く、次いで「施設等に対する訪問指導」が 51.7%となっている。一方で、虐待等の場合は「施設等に対する訪問指導」が 100%、次いで「書面による文書指導」66.7%となっている
- 「当該事案の事実確認後、法令に基づく何等かの処分等の実施有無」について、全

体では「実施した」が 5.6%、「実施していない」が 94.4%となった。どの類型でも実施していない場合が多いが、虐待等では 20.0%の事案で法令に基づく何等かの処分が実施されており、他の類型と比較して高い結果となっている。

- 「当該事案の事実確認後に市区町村と連携した対応の有無」について、「市区町村と連携して対応にあたった」割合は 75.9%であり、大部分を占めている。都道府県の場合は、どの類型であっても市区町村と連携して対応を実施している場合が多いことがうかがえる。
- 「当該事案についての施設等からの是正状況等に関する報告の有無」について、全体では「報告あり」が 57.4%、「報告なし」が 42.6%であったが、「虐待等」では「報告あり」が 70.0%であり、特にその割合が高かった。
- 「当該事案についての当該施設等の保護者への説明の有無」について、全体では「説明あり」が 50.9%、「説明なし」が 49.1%となった。一方で、「虐待等」では説明が実施された割合が 70.0%、行われなかった割合が 30.0%となっている。保護者説明を実施した場合、全体では「施設等で保護者説明会を開催して説明」が 74.1%と最も多いが、「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」では「施設等から書面で説明」が 66.7%と最も多くなっている。
- 「当該事案の公表有無」について、全体では「公表あり」が 15.1%、「公表なし」が 84.9%であり公表なしが大部分を占めた。一方で「虐待等」では「公表あり」が 40.0%であり、他の類型より公表した割合が高かった。
- 「当該事案を踏まえた更なる被害を防止する対応の実施有無」について、全体では「実施した」が 35.2%、「実施していない」が 64.8%であった。更なる被害防止の対応は市区町村が中心になって実施していることがうかがえる。ただし、虐待等では都道府県においても、6割が更なる被害を防止する対応をとっている。
- 「当該事案を踏まえた再発防止に向けた取組の実施・検討の有無」について、全体では「実施・検討をしている」割合が 14.8%と、市区町村と比較して低い結果となった。再発防止に向けた取組等も市区町村が中心になって実施・検討していると考えられる。

4. 事案を構成する行為について

- 行為について「都道府県が判断した類型と施設等が判断した類型に最終的な相違があったか」については、全体では「相違なし」が 58.7%であり半数以上を占めているが、「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」では「相違あり」が 41.7%であり、他の類型に比べて高くなっている。
- 行為が発生した場面は、全体では「室内遊び」が 43.5%、「食事中（おやつを含む）」が 34.8%となった。
- 行為を実施した者について、全体では「担任保育士」が 50.4%であり最も割合が高いが、「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」では「フ

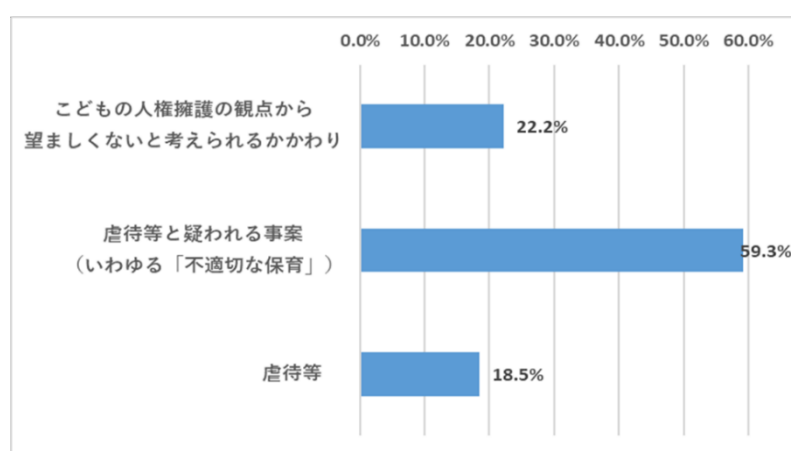
リー保育士」が 47.1%であり最も割合が高い。「虐待等」では「施設長等（園長）」も 12.8%となった。

イ)アンケート設問毎の回答

問 2(1)：貴都道府県において、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（令和 5 年 5 月こども家庭庁）で示されている①～③の保育が行われたとして事実を把握した事案は、以下のどの類型に当てはまると判断したかご回答ください。（回答数：54）

「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」が 22.2%、「虐待等と疑われる事案（いわゆる「不適切な保育」）」が 59.3%、「虐待等」が 18.5%であり、「虐待等と疑われる事案（いわゆる「不適切な保育」）」が半数以上を占めた。

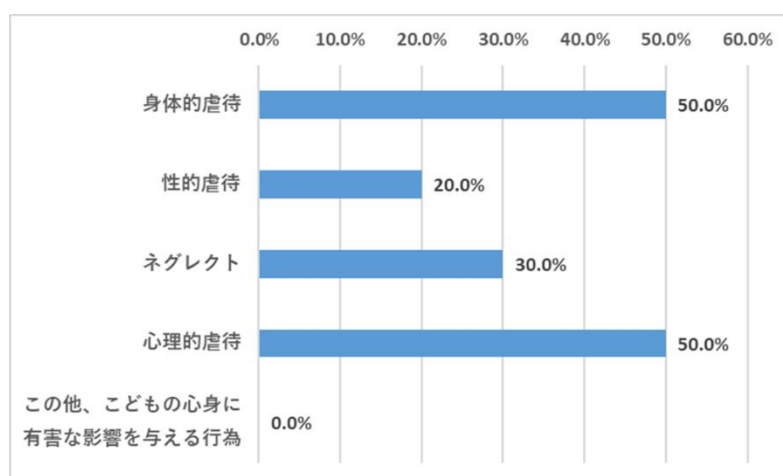
図表 14 事案の類型



問 2(2)：虐待等に該当すると判断した場合、以下のどの類型に当てはまるかご回答ください。（MA¹²）（回答数：15）

身体的虐待が 50.0%、性的虐待が 20.0%、ネグレクトが 30.0%、心理的虐待が 50.0%であり、身体的虐待と心理的虐待が半数を占めた。

図表 15 虐待等の類型

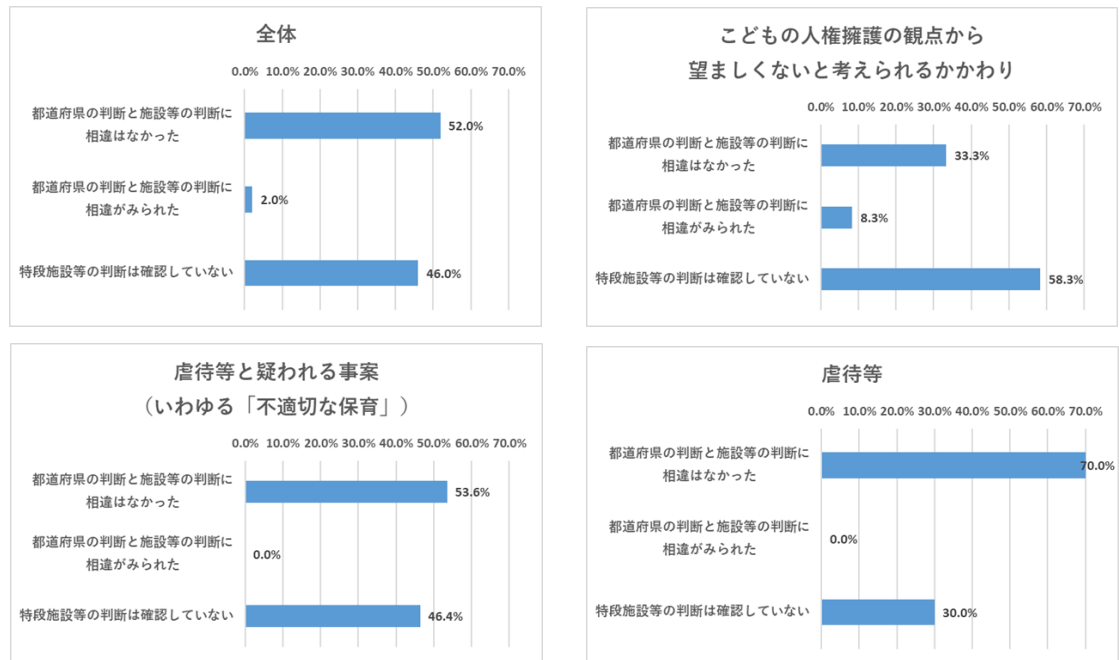


¹² 以下、MA と記載のある設問は、選択肢から複数選択可能な設問。

問 2(5)：当該事案について、問 2(1)で選択した貴都道府県が判断した類型と、施設等が判断した類型に最終的に相違がありましたか。（回答数：49）

全体では都道府県と施設等の判断に相違が見られた事案の割合は 2.0%と低く、「望ましくないかわり」では 8.3%の割合で見られたが、その他の類型では相違はなかった。

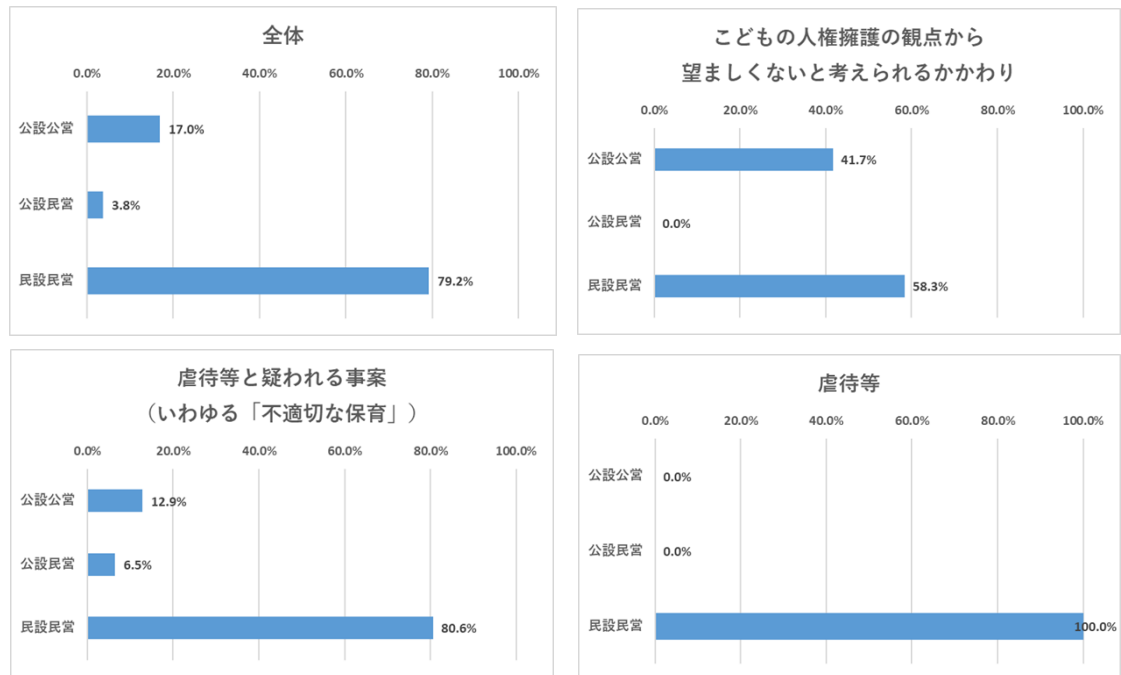
図表 16 類型判断の相違



問 3(1)：当該事案が確認された施設等の運営形態について選択してください。（回答数：308）

全体では民設民営との回答が 79.2%と最も多く、大部分を占めていた¹³。

図表 17 施設等の運営形態



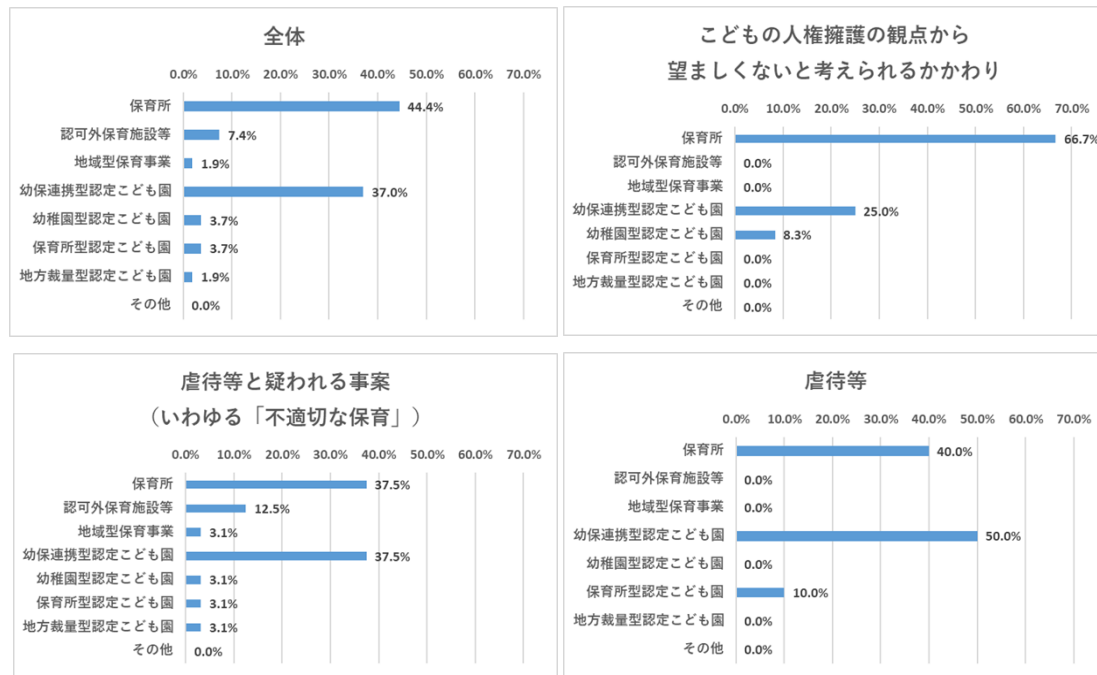
¹³ 社会福祉施設等調査（厚生労働省）の令和 5 年の調査結果によると、全国の公営の保育所等（保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所）の総数は 6,923、私営の保育所等の総数は 24,226 であることに留意する必要がある。

※地域型保育事業所には、小規模保育事業所 A,B,C 型、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所、事業所内保育事業所が該当する。

問 3(2)：当該事案が確認された施設等の種類について選択してください。（回答数：54）

全体では保育所が 44.4%、幼保連携型認定こども園が 37.0%を占めており、左記 2 種の割合が高い。各類型でみても、保育所と幼保連携型認定こども園の割合が高い結果となっている。

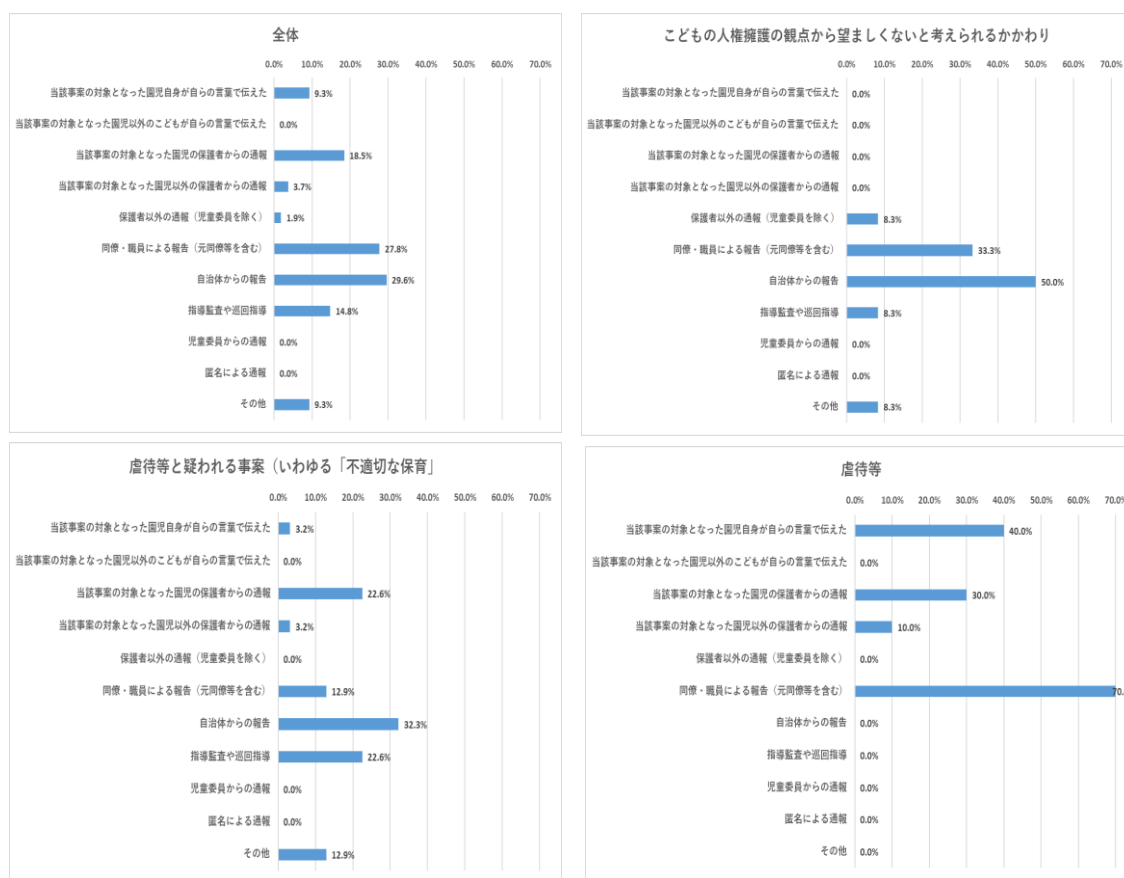
図表 18 施設等の種類



問 4(1)：当該事案を最初に施設等が把握した経緯について教えてください。（MA）（回答数：62）

全体では自治体からの報告が 29.6%、同僚・職員による報告が 27.8%であり、左記 2 種の割合が高い。特に「虐待等」では同僚・職員による報告が 70.0%であった。また、「虐待等」では「当該事案の対象となった園児自身が自らの言葉で伝えた」割合が 40.0%と、他の類型と比較して高い結果となっている。

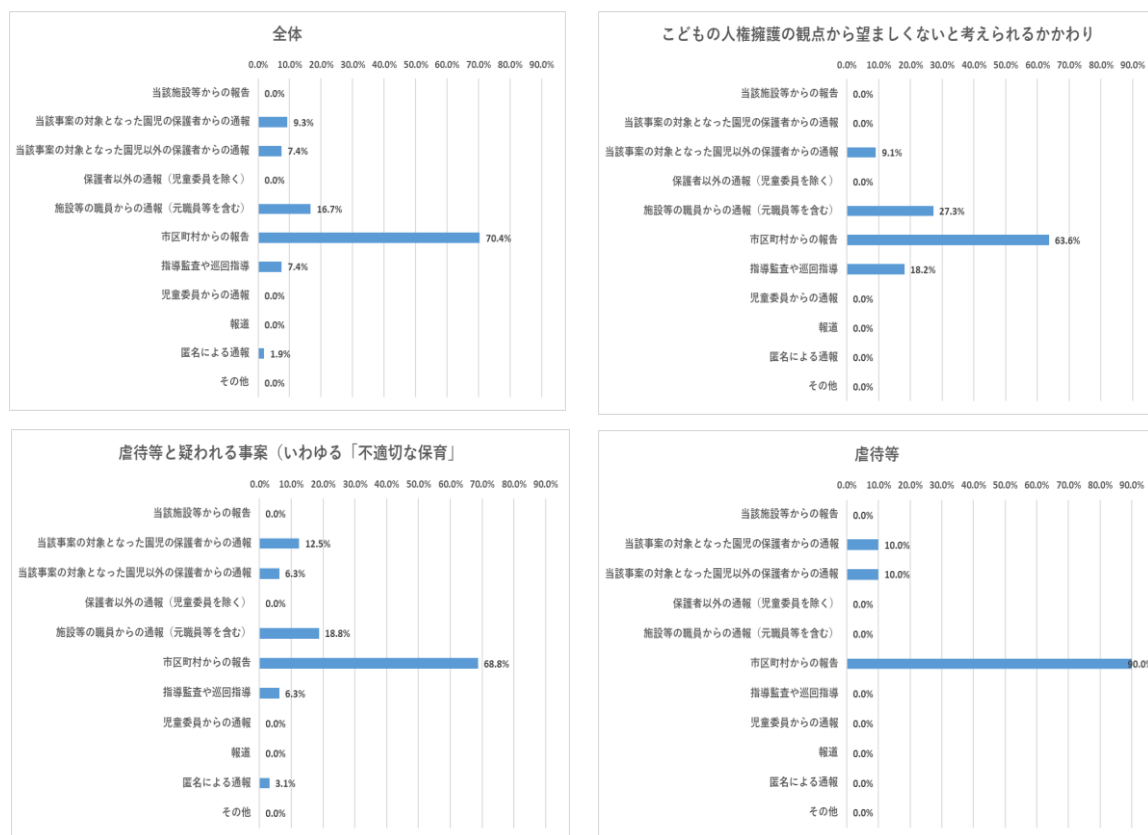
図表 19 施設等の事案把握の経緯



問 4(2)：当該事案を貴都道府県が把握した経緯について教えてください。（MA）（回答数：61）

全体では市区町村からの報告が 70.4%となった。特に「虐待等」では市区町村からの報告が 90.0%で最も多く、大部分を占めている。都道府県の場合、どの類型であっても「当該施設等からの報告」は該当がなく、市区町村経由で把握していることが多いことがうかがえる。

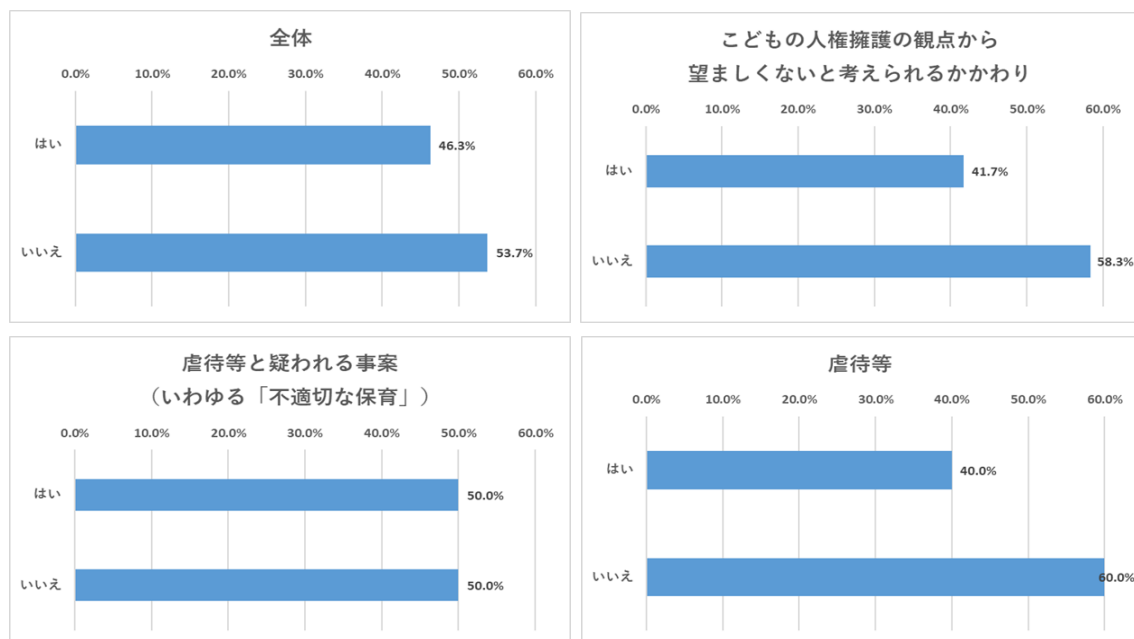
図表 20 都道府県の事案把握の経緯



問 4(3)：任意の聞き取り調査等、事実確認に必要な何等かの対応を施設等に対して行いましたか（法令に基づく措置を除く）。（回答数：54）

全体では事実確認に必要な何らかの対応（法令に基づく措置を除く）を行ったとの回答が46.3%、行っていないとの回答が53.7%であった。都道府県では、法令に基づかない措置を実施している割合は市区町村（図表 54 参照）と比較して低いことがうかがえる。

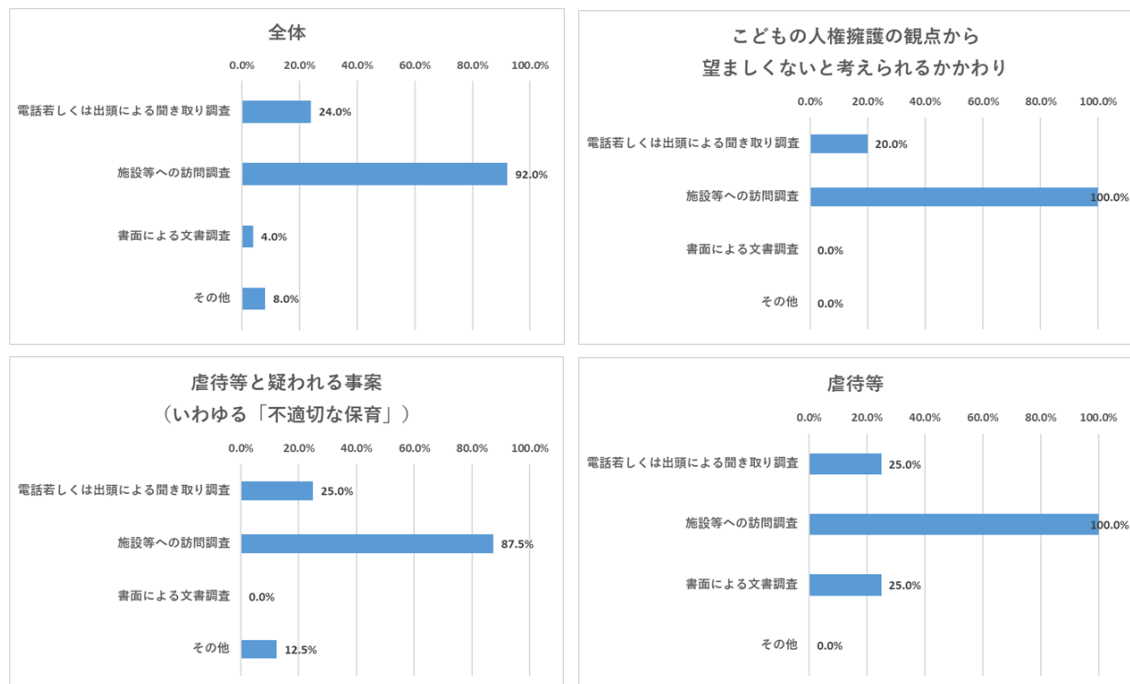
図表 21 事実確認の対応(法令に基づく措置を除く)



問 4(4)：（問 4(3)で「はい」と回答した場合）具体的にどのような対応を行いましたか。
 (MA) (回答数：32)

全体では施設等への訪問調査が 92.0%と最も割合が高い結果となった。都道府県の場合、電話若しくは出頭による聞き取り調査も多かった市区町村（図表 55 参照）と異なり、どの類型においても「施設等への訪問調査」が多い結果となっている。

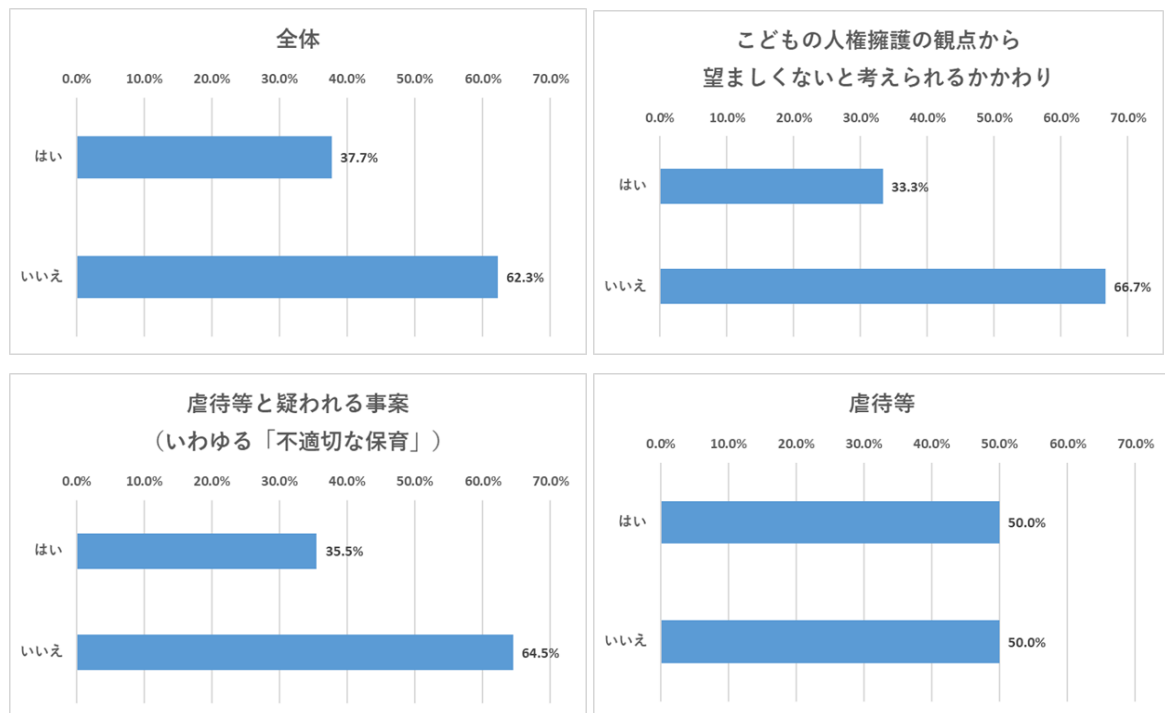
図表 22 事実確認の対応の内容(法令に基づく措置を除く)



問 4(5)：法令に基づく報告徴収等、事実確認に必要な何等かの対応を施設等に対して行いましたか（法令に基づく措置）。（回答数：53）

全体では事実確認に必要な何らかの対応（法令に基づく措置）を行っていない割合が62.3%と高いが、「虐待等」の場合は、法令に基づく措置を実施した場合と実施していない場合が半数ずつとなった。

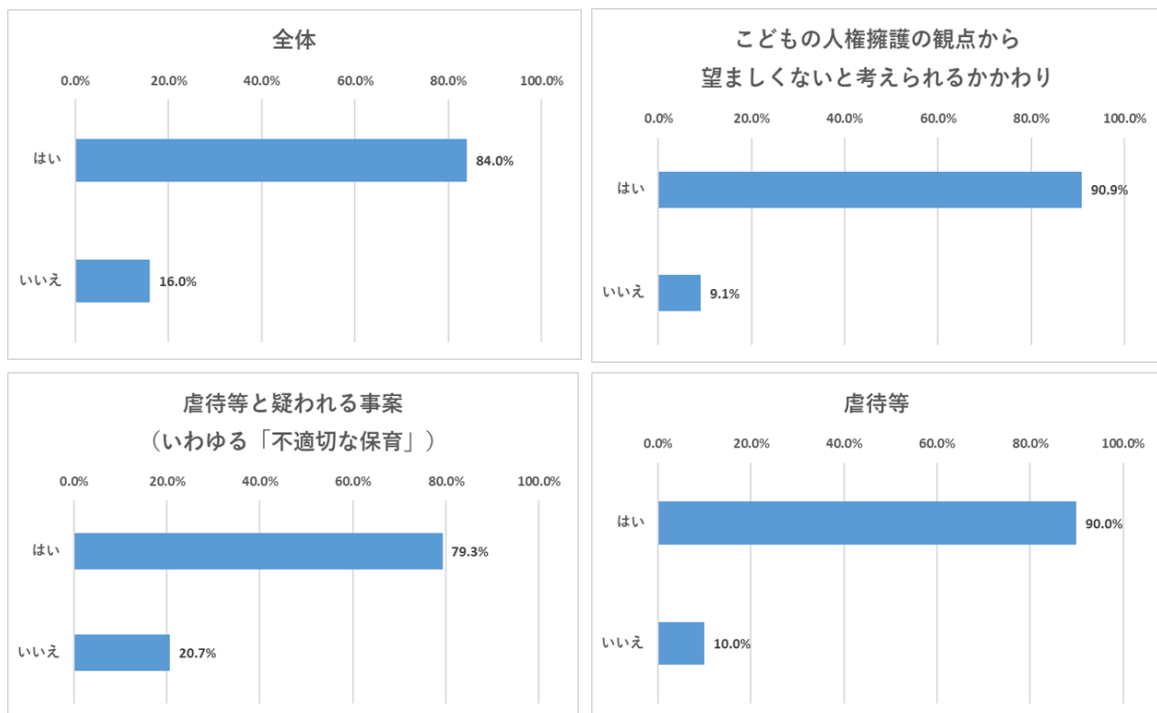
図表 23 事実確認の対応(法令に基づく措置)



問 4(7)：施設等に事実確認を実施するにあたり、市区町村や他の関係機関と連携を取りましたか。（回答数：50）

全体では市区町村や他の関係機関と連携を取った割合が84.0%と高い。都道府県の場合、事実確認を実施する際には、市区町村や他の関係機関と連携を取っている場合が大部分であることがうかがえる。

図表 24 市区町村や関係機関との連携



問 4(8) : 具体的にどの主体（市区町村・他の関係機関）と、どのような連携を実施しましたか。

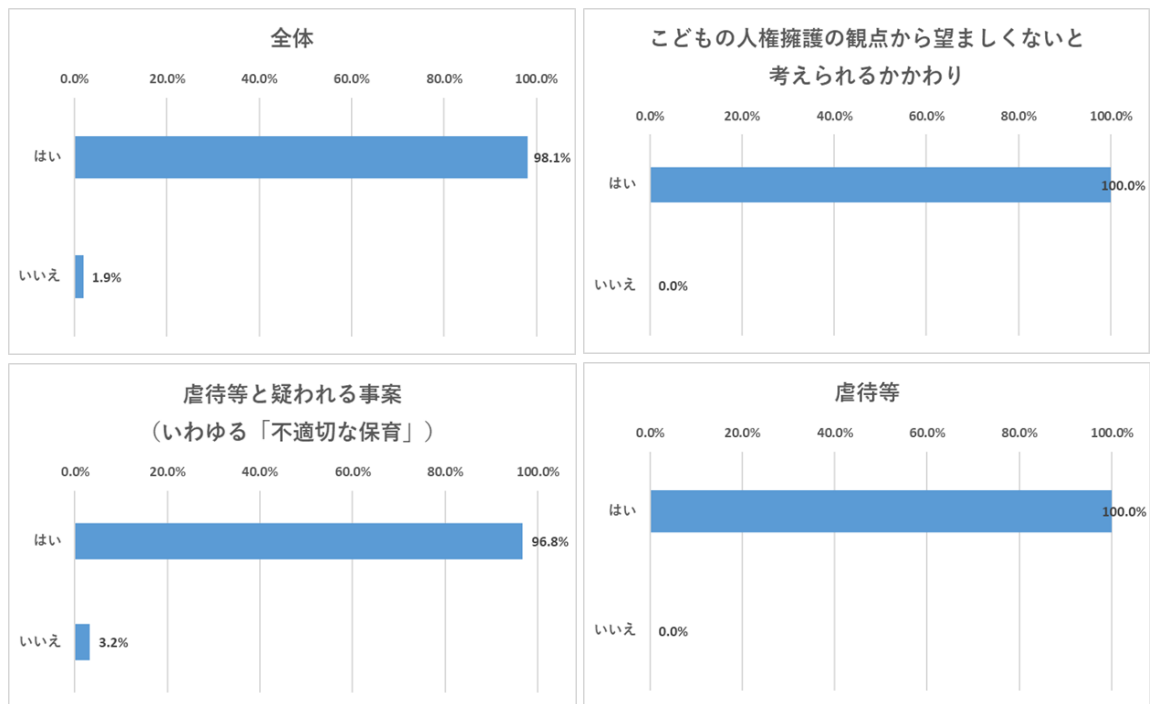
主な回答は以下のとおり。

- ・ 管轄の市が当該施設に対し事実確認等を行うにあたり、確認方法等について助言を行った。
- ・ 保育所が所在する市と情報を共有し、同時に立ち入り調査を実施した。
- ・ 関係者へのヒアリングやアンケート調査における調査項目の作成及び保護者や施設職員とのヒアリング日程調整等、市町村と連携しながら合同で監査を実施した。

問 4(9) : 当該事案について、市区町村に対して情報共有を行いましたか、あるいは市区町村から情報共有がありましたか。（回答数：53）

全体では市区町村に対して情報共有を行った割合が 98.1%と大部分を占めている。都道府県の場合、事案についてほとんどのケースで市区町村に対して情報共有を行っていることがうかがえる。

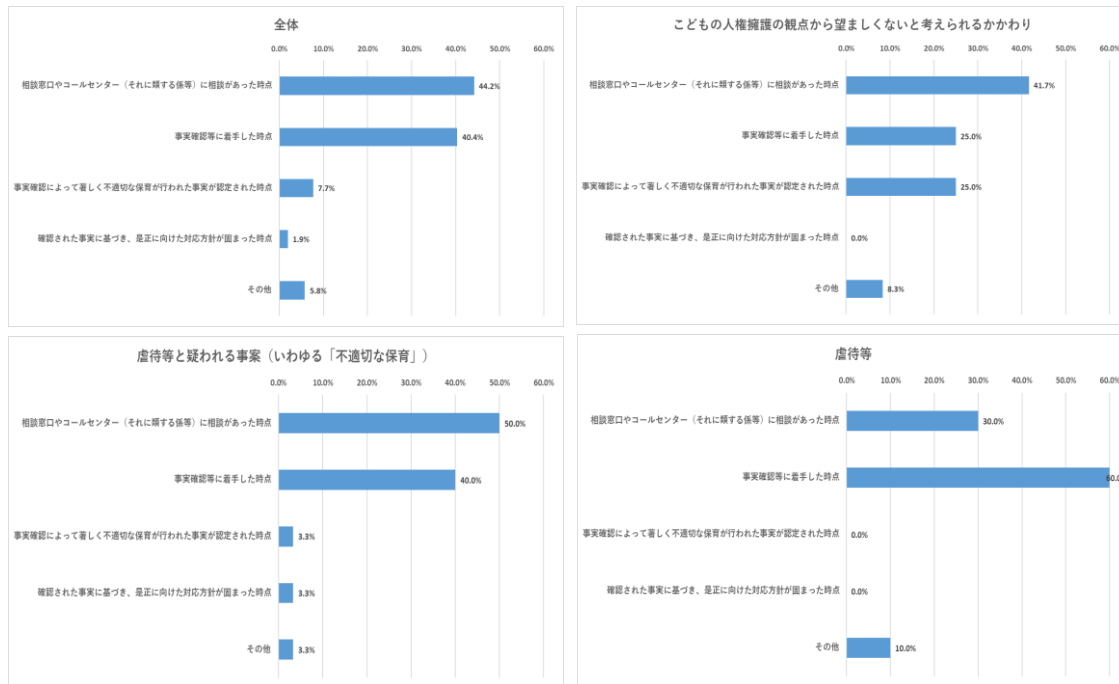
図表 25 市区町村との情報共有



問 4(10)：（問 4(9)で「はい」と回答した場合）どのタイミングで情報共有を行いましたか、あるいは情報共有がありましたか。（回答数：52）

全体では相談窓口やコールセンター（それに類する係等）に相談があった時点の割合が 44.2%であり最も高いが、「虐待等」では事実確認に着手した時点の割合が 60.0%であり最も高かった。

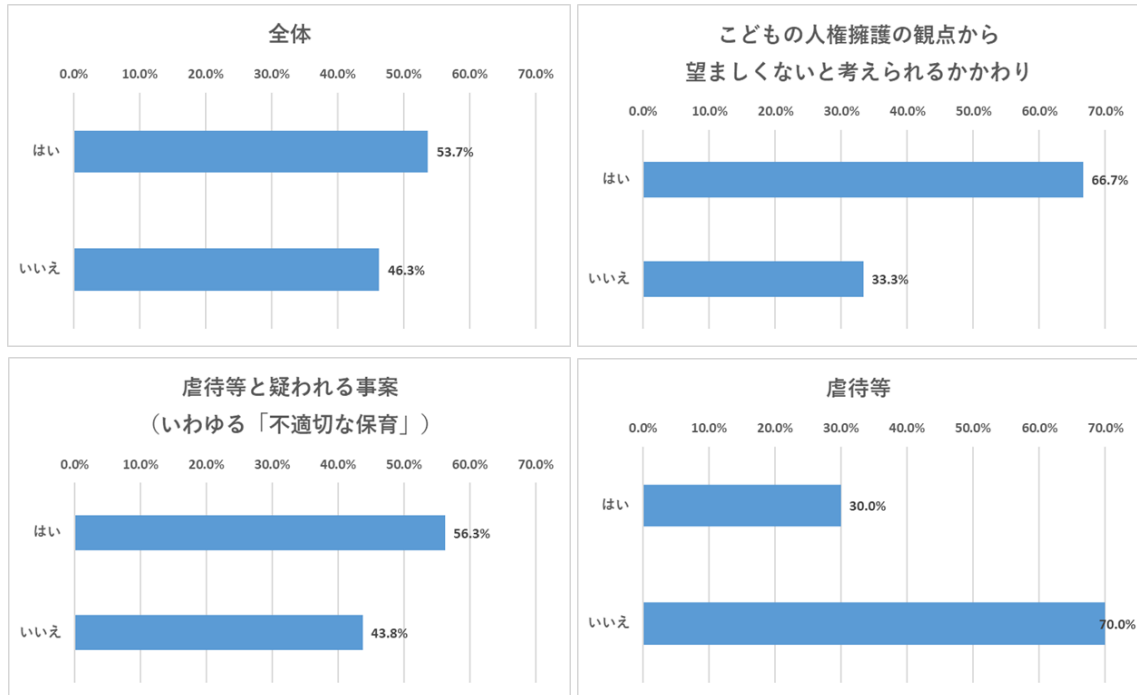
図表 26 市区町村との情報共有のタイミング



問 5(1)：当該事案の事実確認後、任意の行政指導として施設等に対して何等かの対応を行いましたか。（回答数：54）

全体では任意の行政指導として施設等に対して何等かの対応を行っているが割合が53.7%であり半数を超えているが、「虐待等」では何らかの対応を行っている割合は30.0%に留まっている。

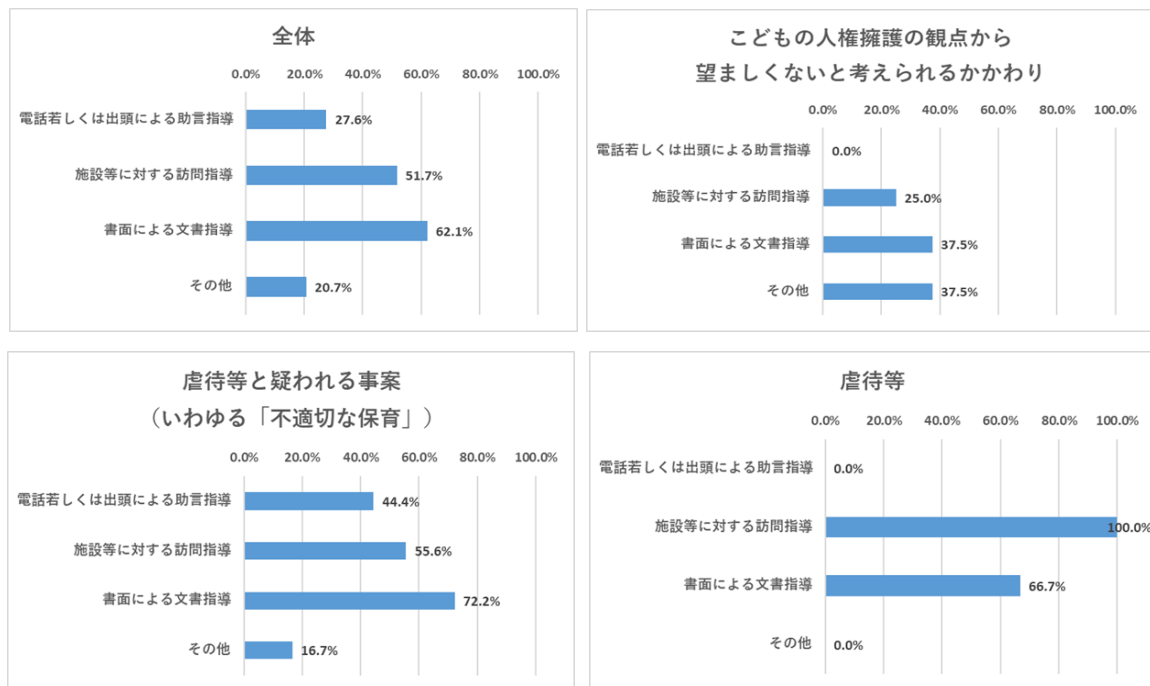
図表 27 事実確認後の対応(法令に基づく措置を除く)



問 5(2)：(問 5(1)で「はい」と回答した場合) 具体的にどのような対応を行いましたか。
(MA) (回答数: 47)

全体では書面による文書指導の割合が 62.1%と最も高く、次いで施設等に対する訪問指導が 51.7%となっている。一方で、「虐待等」の場合は施設等に対する訪問指導が 100%、次いで書面による文書指導 66.7%となっている。

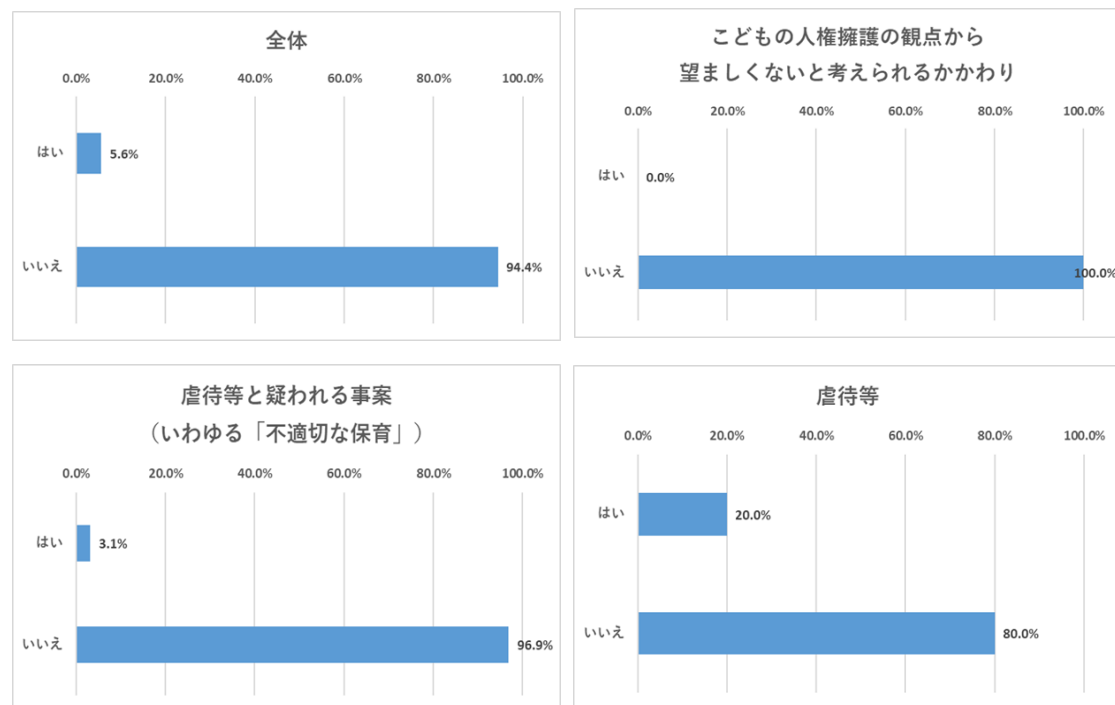
図表 28 事実確認後の対応の内容(法令に基づく措置を除く)



問 5(3)：当該事案の事実確認後、法令に基づく何等かの処分等を行いましたか。（回答数：54）

全体では法令に基づく何等かの処分等を行った割合は 5.6%、処分等を行っていない割合は 94.4%となった。どの類型でも実施していない場合が多いが、「虐待等」では 20.0%の事案で法令に基づく何等かの処分が実施されている。

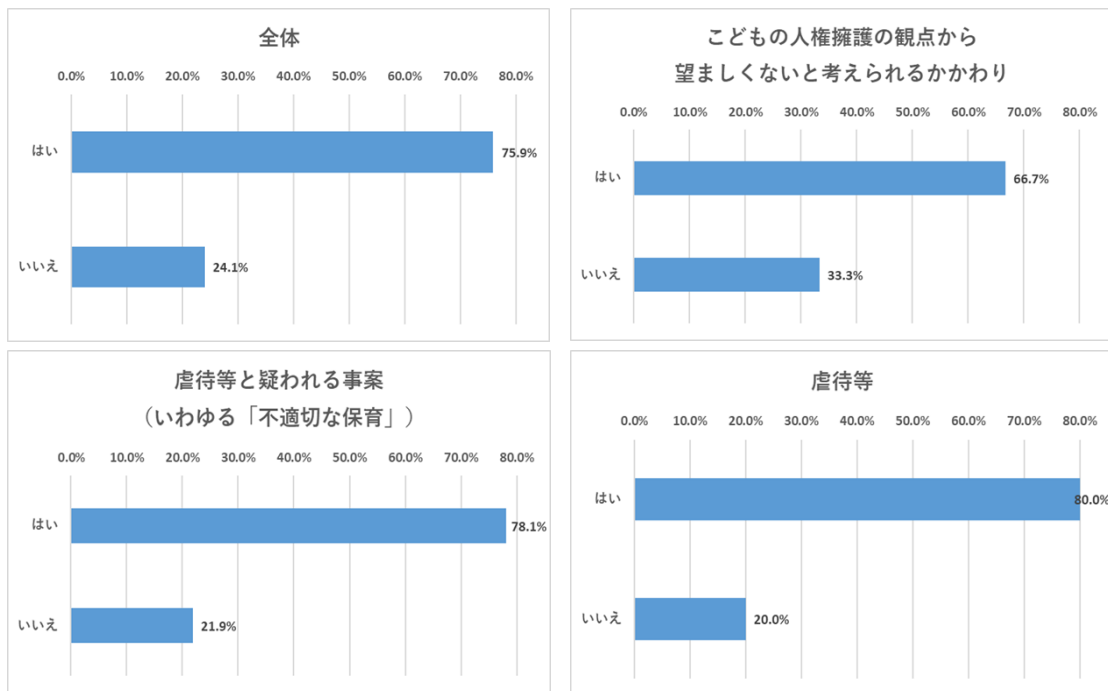
図表 29 事実確認後の対応(法令に基づく措置)



問 5(5)：当該事案の事実確認後、市区町村と連携して対応にあたりましたか。（回答数：53）

都道府県の場合、事実確認後に市区町村と連携して対応にあたった割合は 75.9%であり、大部分を占めている。都道府県の場合は、どの類型であっても市区町村と連携して対応を実施している場合が多いことがうかがえる。

図表 30 事実確認後の市区町村との連携



問 5(6)：具体的にどのように市区町村と連携して対応を行いましたか。

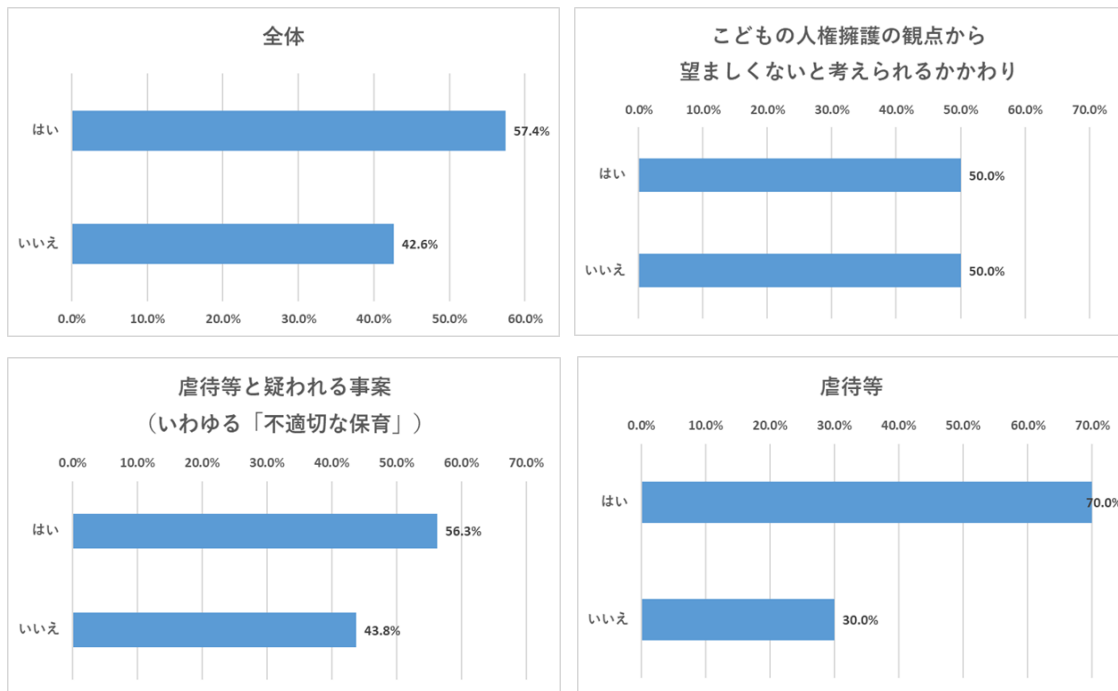
主な回答は以下のとおり。

- ・ 県が施設に対して行った複数回の施設訪問や巡回支援指導、及び定期的立入調査の全てについて、市も同行。
- ・ 特別指導監査の合同実施による連携。施設職員及び保護者への対応を合同で実施。
- ・ 県、市、各々に提出される進捗状況の報告等の情報共有。

問 5(7) : 当該事案について、施設等からは是正状況等に関する報告を受けましたか。(回答数: 54)

全体では施設等からは是正状況等に関する報告を受けている割合が 57.4%であり半数以上を占めているが、特に「虐待等」では 70.0%であり、都道府県の場合でも「虐待等」の事案では施設等からは是正状況に関する報告を受けていることがうかがえる。

図表 31 是正状況に関する報告



問 5(8) : 受けた報告の内容について具体的に記載してください。

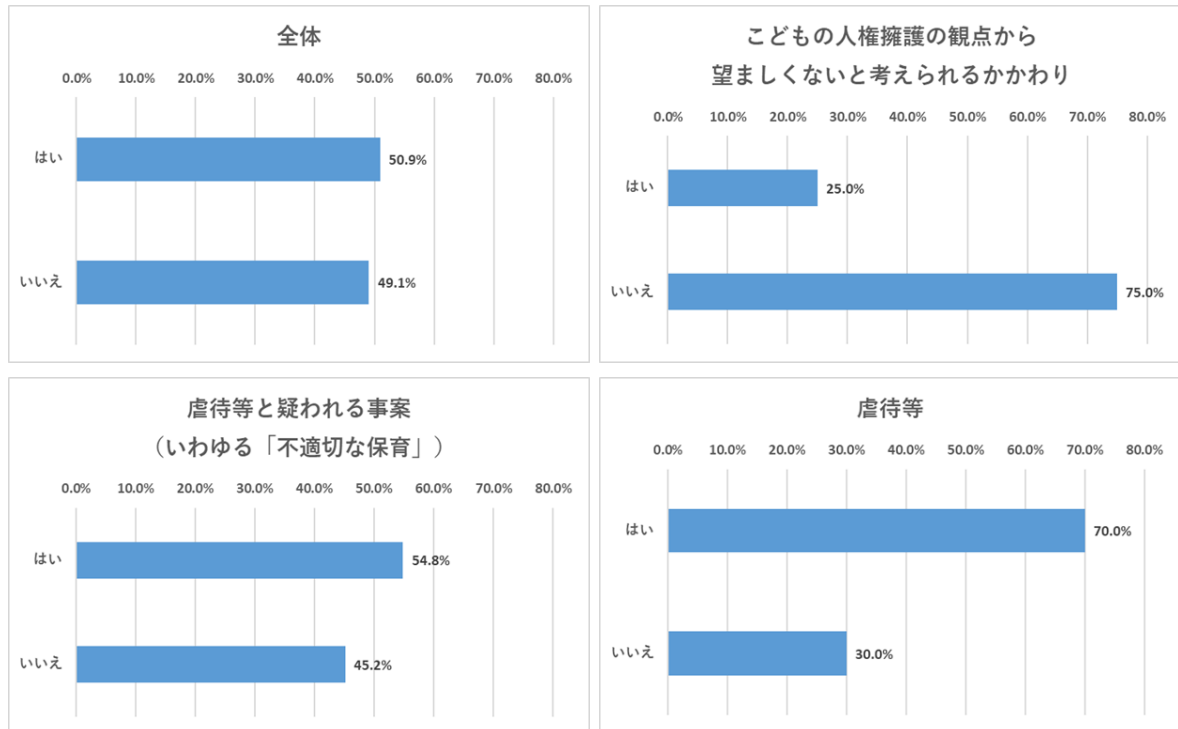
主な回答は以下のとおり。

- ・ 不適切な保育に関する研修を実施。人権擁護のためのセルフチェックリストを参考にグループ討議を行う。
- ・ 職員間の意思疎通を円滑に行うため、振り返りの場や話し合いの場を確保し、風通しの良い職場環境整備を行う。
- ・ 保護者会を開催し、経緯や再発防止策を説明した。

問 5(9)：当該事案について、当該施設等の保護者¹⁴に説明が行われましたか。（回答数：53）

全体では保護者に説明が行われた割合は 50.9%、行われなかった割合が 49.1%となった。一方で、「虐待等」では行われた割合が 70.0%、行われなかった割合が 30.0%となっている。

図表 32 保護者への説明・報告

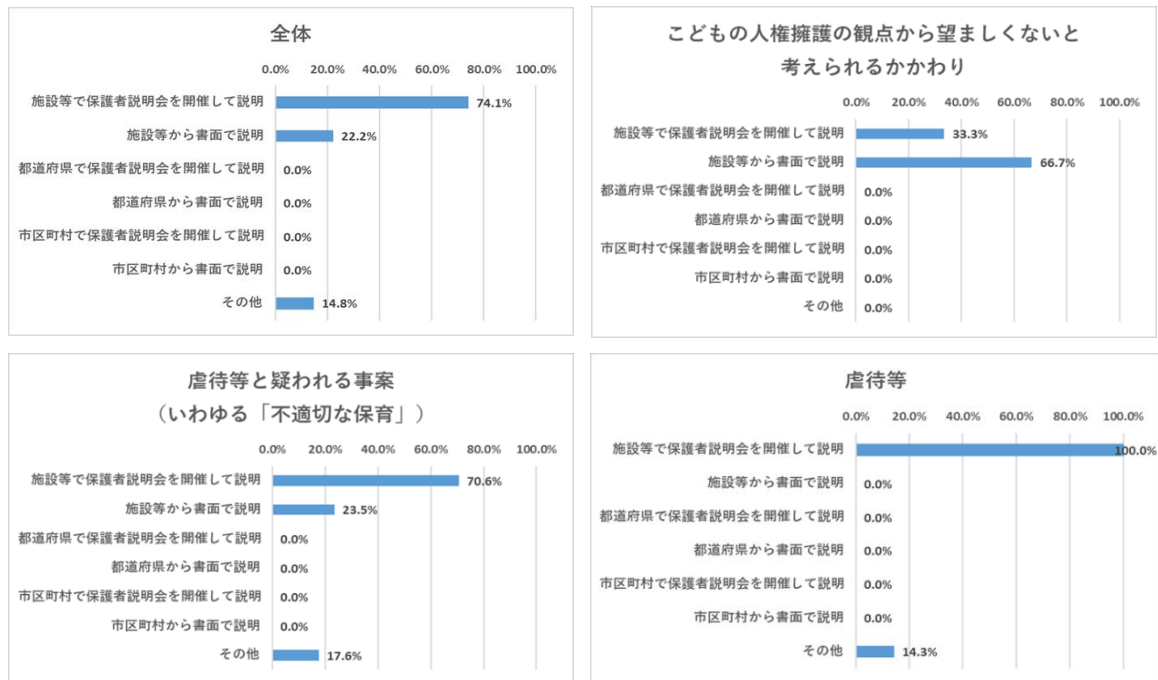


¹⁴ 虐待等の被害を受けたこどもの保護者のみでも当該施設等を利用する全ての保護者でも説明をした場合は「はい」と選択。

問 5(10)：（問 5(9)で「はい」と回答した場合）どのような形式で説明・報告を行いましたか。（回答数：30）

全体では施設等で保護者説明会を開催して説明が 74.1%と最も多いが、「望ましくないかわり」では施設等から書面で説明が 66.7%と最も多くなっている。

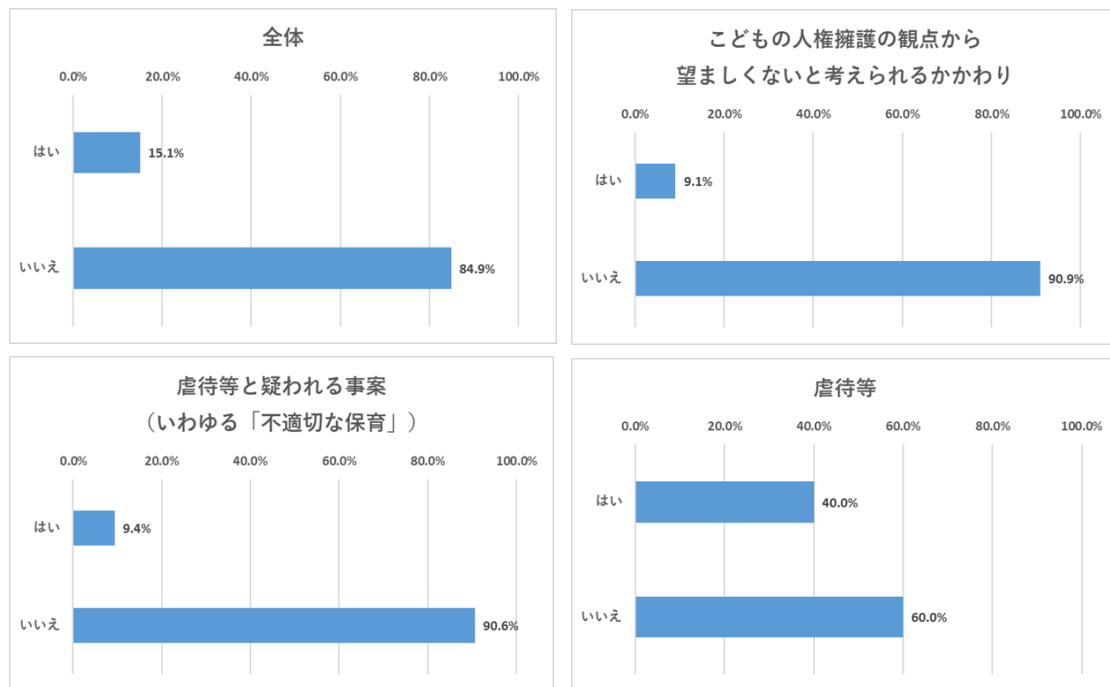
図表 33 保護者への説明・報告の形式



問 5(11)：当該事案について、事案を公表しましたか。（回答数：53）

全体では 15.1%の事案のみが公表されているが、「虐待等」では 40.0%の事案が公表されている。

図表 34 事案の公表

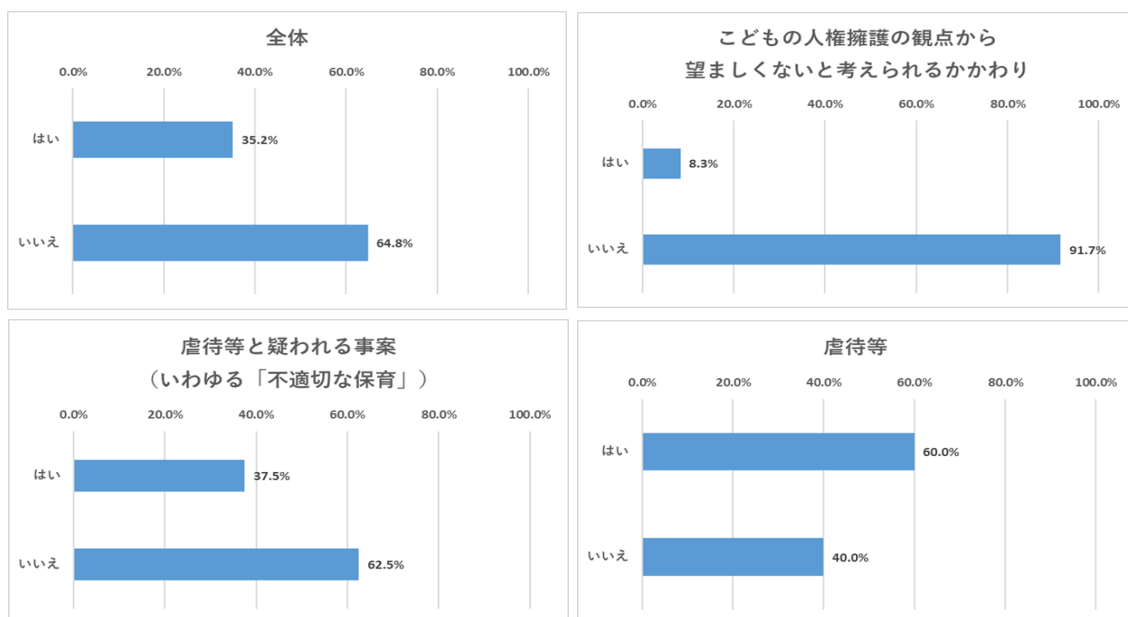


問 5(12)：当該事案を踏まえて、定期的な巡回相談を実施する、施設等に対して運営に関する助言を行う等の更なる被害を防止する対応¹⁵を、貴都道府県においてとりましたか。

(回答数：54)

都道府県の場合は、市区町村と異なり、更なる被害を防止する対応をとっている割合は全体で 35.2%となっており、更なる被害防止の対応は市区町村が中心になって実施していることがうかがえる（図表 68 参照）。ただし、「虐待等」では都道府県においても、6 割が更なる被害を防止する対応をとっている。

図表 35 更なる被害を防止する対応



問 5(13)：貴都道府県において、更なる被害防止の対応として、具体的にどのような対応を行いましたか。

主な回答は以下のとおり。

- ・ 事前連絡を行わずに施設に対する訪問や巡回支援指導を複数回行い、是正改善計画の実施状況についての聴き取りや児童の様子や施設内の状況確認を行った。
- ・ 児童福祉施設指導監査を毎年実施し、運営に関する助言・指導を実施した。
- ・ 県内保育施設向けに、不適切保育に関する研修会（集合研修及び動画配信によるオンライン研修）への参加を勧奨している。

¹⁵ 問 5(12)の「更なる被害を防止する対応」とは、当該施設に対して自治体として更なる被害防止の対応を講じたかどうかを問う設問。他方、問 5(15)の「再発防止に向けた取組についての対応」は、当該事案を踏まえて、管内の施設等に対して自治体として再発防止に向けた取組を講じたかどうかを問う設問。

問 5(14)：貴都道府県において、更なる被害防止の対応をとる必要がなかった理由について教えてください。

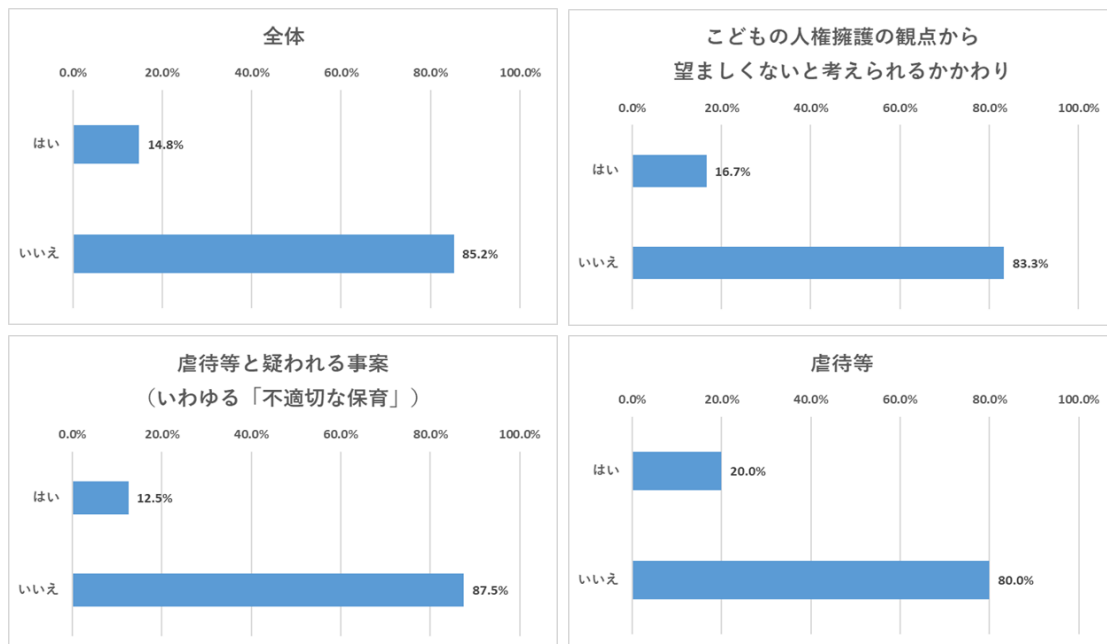
主な回答は以下のとおり。

- ・ 施設から提出された改善報告書の内容やその後の取組状況を見て、ひとまずの対応としては十分なものであったことから、今後の経過観察については、県や市による定期的な監査にて充分であると考えられたため。
- ・ 改善指導後、施設設置者へ不定期に電話等で状況を確認しており、行為を行った保育士に十分反省がみられ、施設全体で改善に向けて真摯に取り組んでいる旨報告を受けていたことから。
- ・ 当該保育士が退職したため。

問 5(15)：当該事案を踏まえて、貴都道府県において、検証委員会による事案の検証、研修の実施・巡回訪問等再発防止に向けた取組についての対応をとりましたか/あるいは検討していますか。（回答数：54）

全体では、再発防止に向けた取組についての対応をとった/あるいは検討している割合は14.8%と市区町村と比較して低い結果となった（図表 69 参照）。再発防止に向けた取組等も主に市区町村が中心になって実施・検討していると考えられる。

図表 36 再発防止に向けた取組



問 5(16)：事案の検証や再発防止に向けた取組として、具体的にどのような対応を行いましたか/あるいは検討していますか。

主な回答は以下のとおり。

- ・ 管理職を対象とした研修会を実施した。
- ・ 巡回指導を実施した。一定期間経過後、再度立入調査を行い、改善状況を確認する予定である。
- ・ 県、幼児教育アドバイザーからの指導及び助言を行った。

問 5(17)：事案の検証や再発防止に向けた取組について、対応する必要がなかった/あるいは検討していない理由について教えてください。

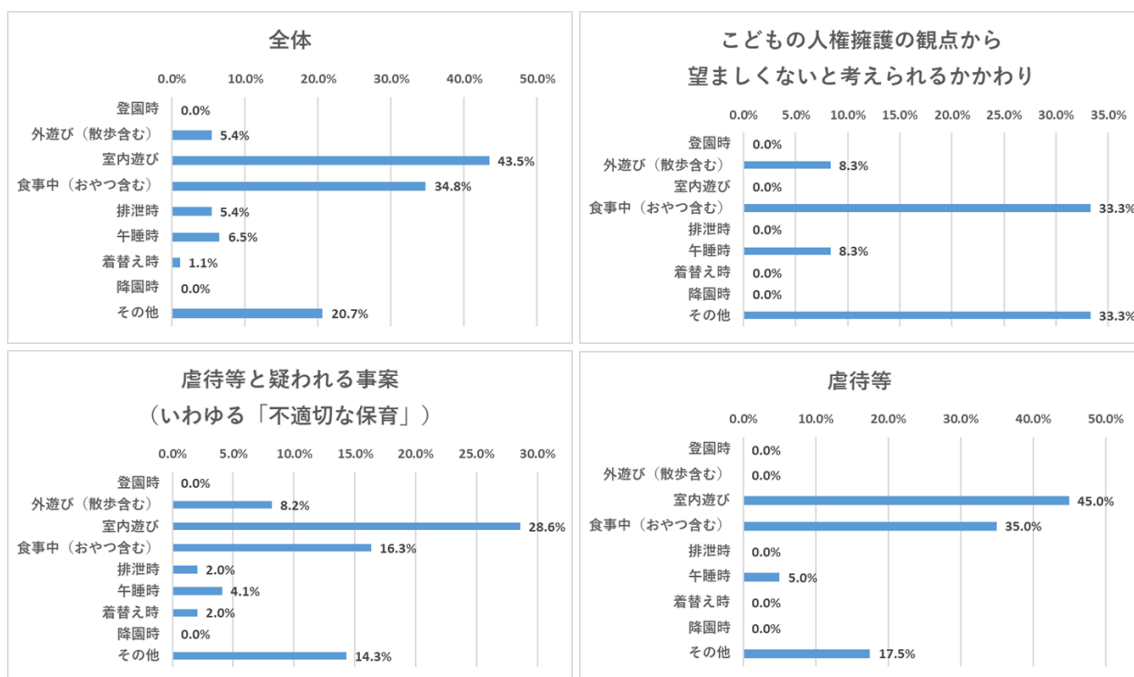
主な回答は以下のとおり。

- ・ 令和4年度に県内の認可保育所において虐待を含む不適切保育が発覚したことから、県として、不適切な保育を未然に防止するための研修会（オンライン）や子どもの人権セミナー・ワークショップを開催するとともに、保育施設等からの通報・相談窓口の設置及び無通告による指導監査による指導監査体制の強化を図っているため。
- ・ 施設が行ったセルフチェックや研修が適切であると考えられたため。
- ・ 人員体制等から困難であるため。

問 6(2)：当該行為はどのような場面で発生しましたか。（MA）（回答数：107）

全体では室内遊びが 43.5%、食事中（おやつを含む）が 34.8%となった。

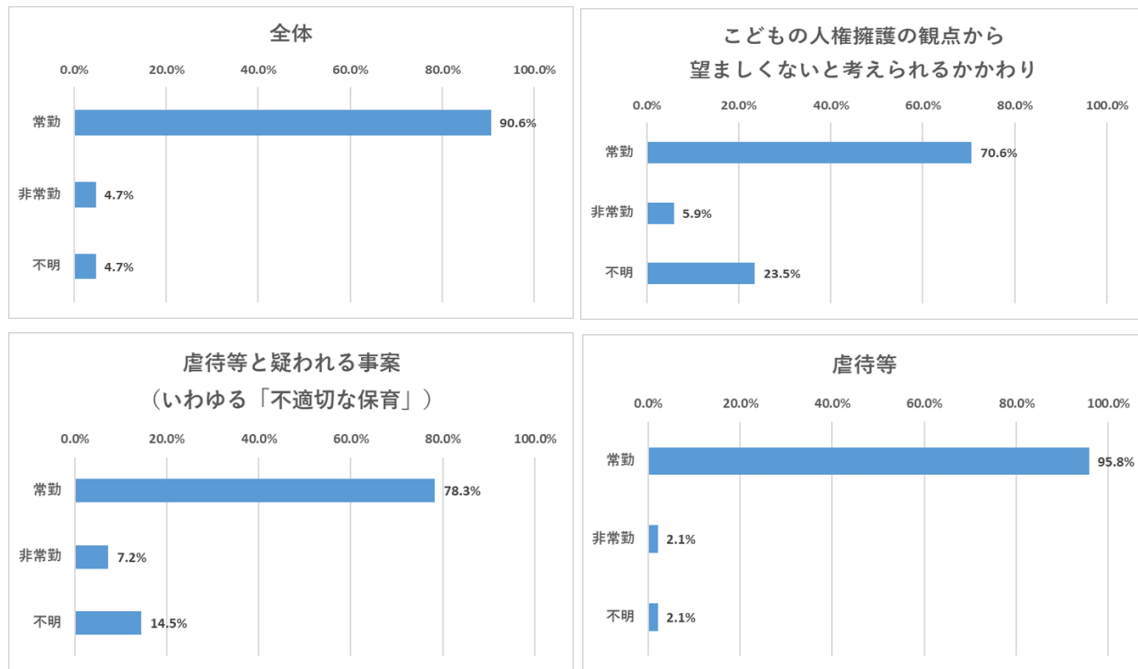
図表 37 行為が発生した場面



問 6(3)：当該行為を実施した者について、雇用形態をご回答ください。（回答数：127）

全体では常勤が 90.6%、非常勤が 4.7%、不明が 4.7%となっており、常勤が大部分を占めている。「虐待等」では常勤が占める割合は 95.8%であった。

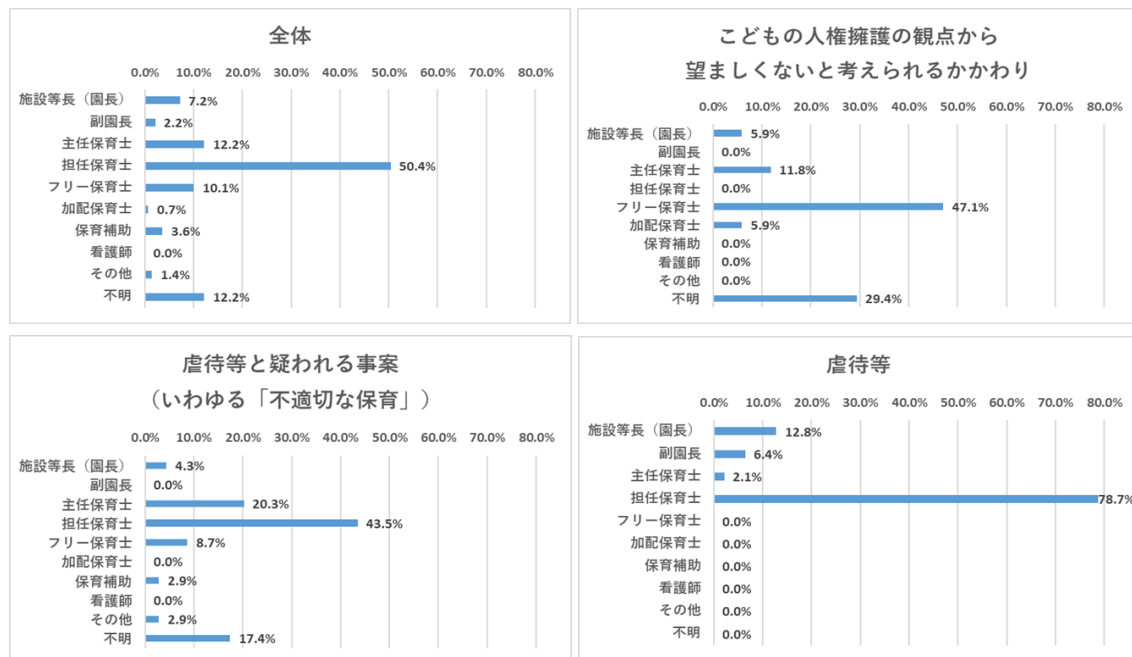
図表 38 行為を実施した者の雇用形態



問 6(3)：当該行為を実施した者について、職種をご回答ください。（回答数：139）

全体では担任保育士が 50.4%であり最も割合が高いが、「望ましくないかわり」ではフリー保育士が 47.1%であり最も割合が高い。「虐待等」では施設長等（園長）も 12.8%となった。

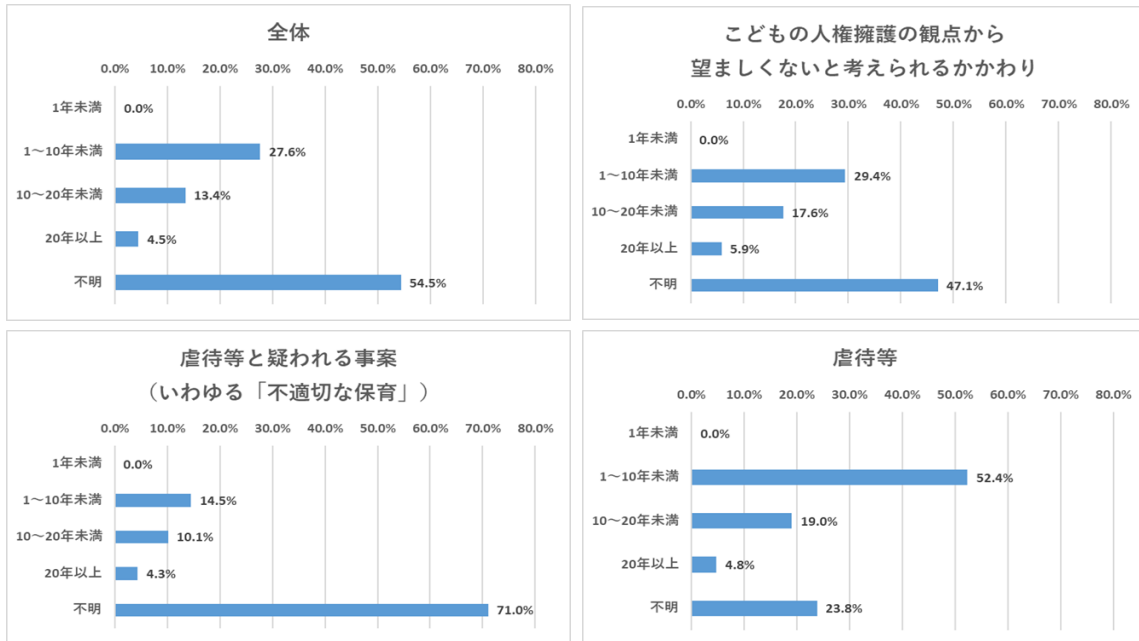
図表 39 行為を実施した者の職種



問 6(3)：当該行為を実施した者について、経験年数をご回答ください。（回答数：134）

全体では不明が 54.5%で最も多く、次いで1～10 年未満が 27.6%、10～20 年未満が 13.4%、20 年以上が 4.5%となっている。

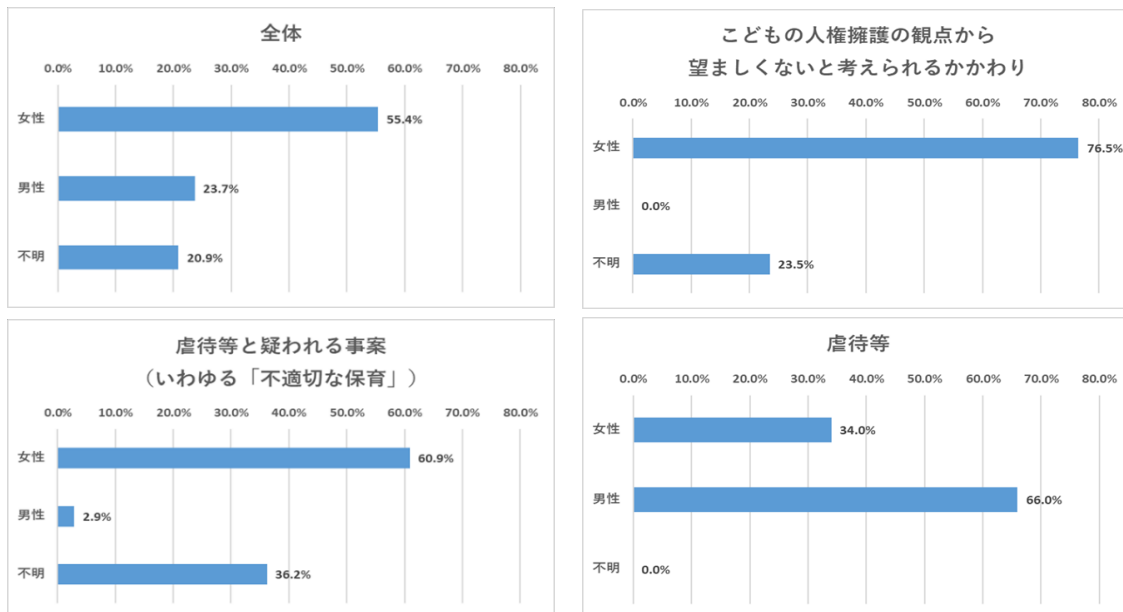
図表 40 行為を実施した者の経験年数



問 6(3)：当該行為を実施した者について、性別をご回答ください。（回答数：139）

全体では女性が 55.4%、男性が 23.7%であるが、「虐待等」では女性が 34.0%、男性が 66.0%となった。

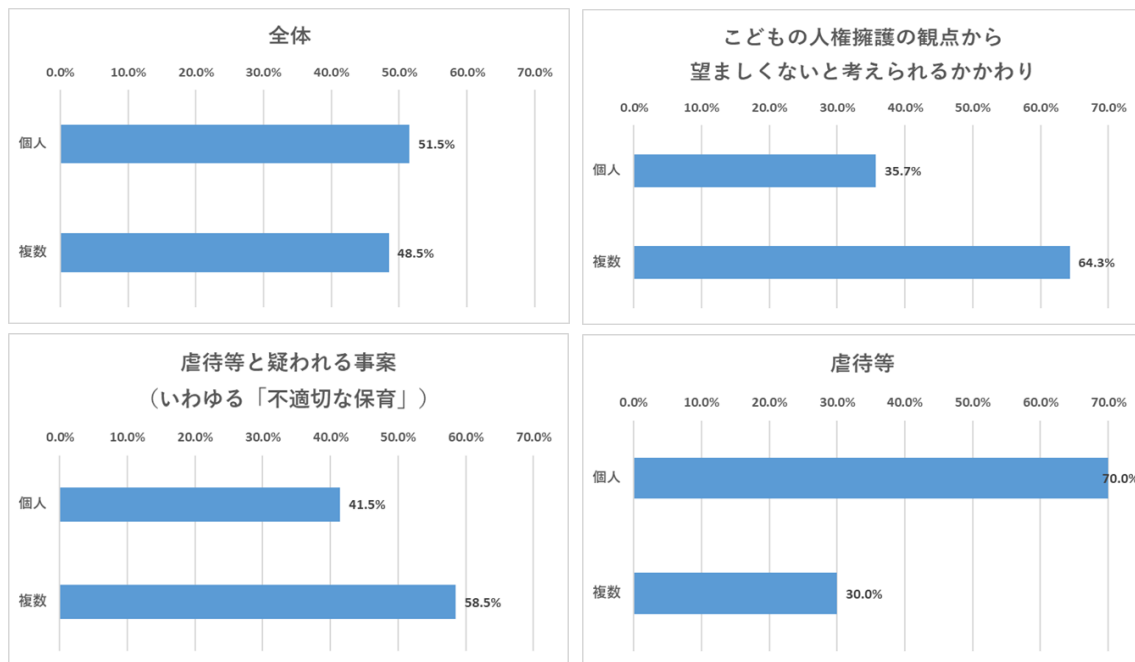
図表 41 行為を実施した者の性別



問 6(5)：当該行為の対象となった園児について、個人が複数かについてご回答ください。
(回答数：99)

全体では個人が 51.5%、複数が 48.5%となった。「虐待等」では、個人が 70.0%、複数
30.0%と特に個人が高い結果となった。

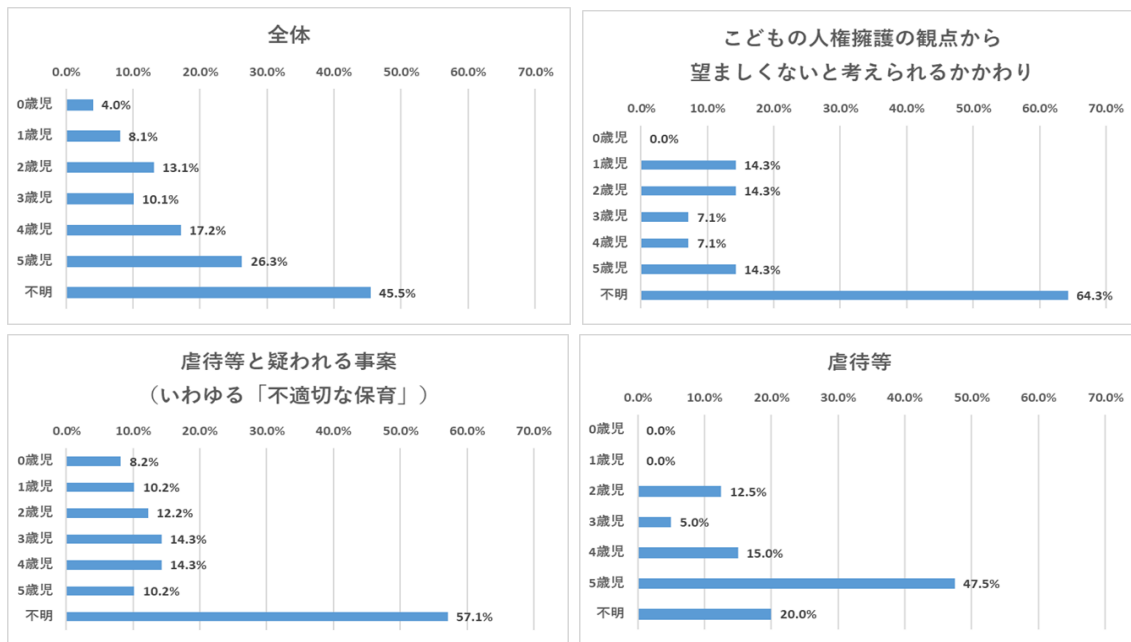
図表 42 行為の対象となった園児が個人か複数か



問 6(6)：当該行為の対象となった園児の年齢について回答してください。（MA）（回答数：123）

全体では不明が 45.5%で最も多いが、「虐待等」では 5 歳児が 47.5%で最も多くなっている。

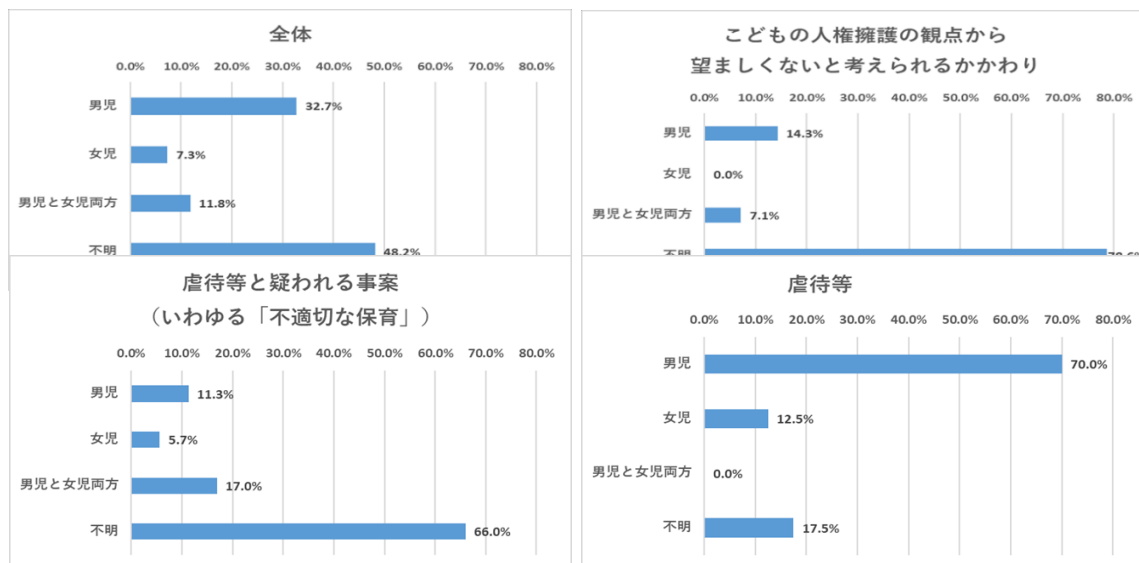
図表 43 行為の対象となった園児の年齢



問 6(7)：当該行為の対象となった園児の性別について回答してください。（MA）（回答数：110）

全体では不明が 48.2%、次いで男児が 32.7%、男児と女児両方が 11.8%、女児が 7.3%となった。「虐待等」では男児が 7 割を占めた。

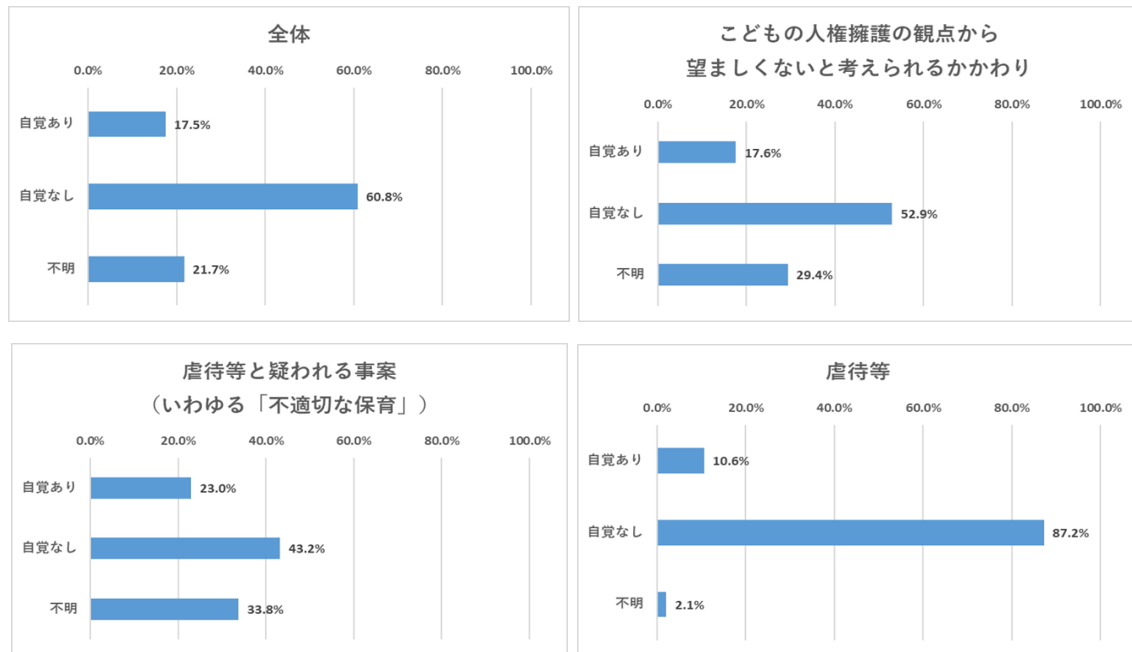
図表 44 行為の対象となった園児の性別



問 6(9)：当該行為を実施した保育士等について、不適切な行いであるという自覚の有無について、ご回答ください。（回答数：143）

全体では自覚なしが 60.8%、次いで不明が 21.7%、自覚ありが 17.5%となった。類型の中では「虐待等」において、自覚なしと回答した割合が最も多い結果となった。

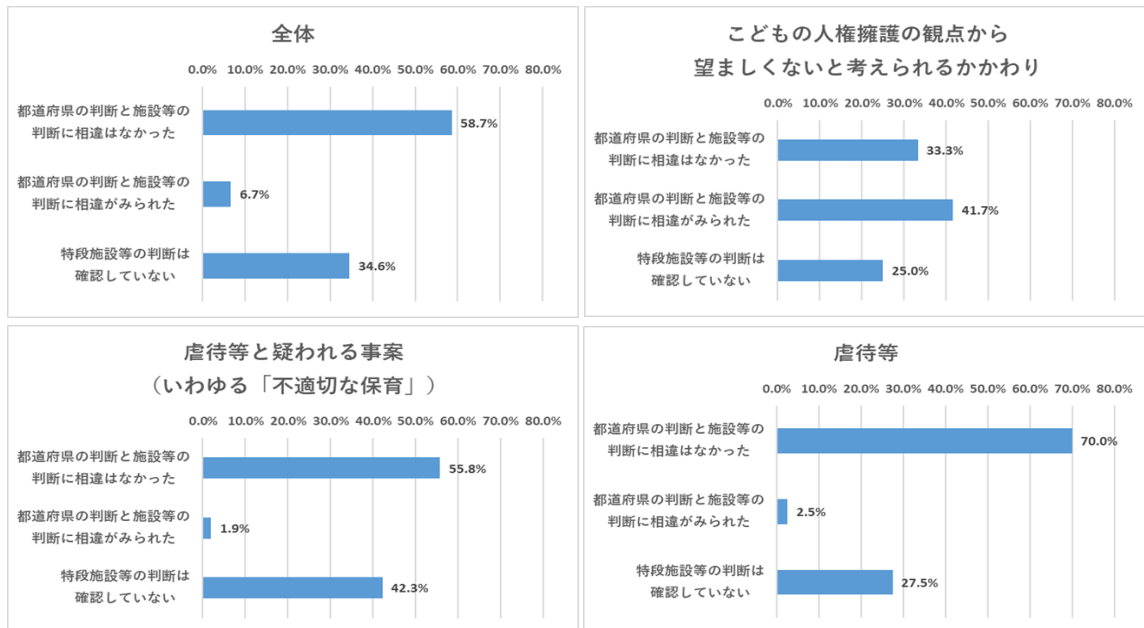
図表 45 行為を実施した保育士等の自覚の有無



問 6(13)：当該行為について、問 6(11)で選択した貴都道府県が判断した類型と、施設等が判断した類型に最終的に相違がありましたか。（回答数：104）

全体では「都道府県の判断と施設等の判断に相違はなかった」行為は 58.7%、「相違があった」行為は 6.7%、「特段施設等の判断は確認していない」が 34.6%となったが、「望ましくないかわり」では、「相違がみられた」割合が 41.7%と高い結果となった。

図表 46 行為について類型判断の相違



(2)市区町村アンケート調査結果

ア)調査結果サマリ

1. 「虐待等」の不適切な保育の事案の概要・類型等

- 「虐待等と疑われる事案（いわゆる「不適切な保育」）」が事案全体の 50.5%と約半数を占めた。次いで「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかわり」が 38.9%、「虐待等」が 10.6%となった。
- 「虐待等」に該当すると判断された事案のうち、身体的虐待が 66.7%、性的虐待が 18.2%、ネグレクトが 12.1%、心理的虐待が 54.5%、この他こどもの心身に有害な影響を与える行為が 12.1%であり、身体的虐待と心理的虐待が半数を占めた。
- 市区町村が判断した類型と施設等が判断した類型に最終的な相違があったかどうかについては、全体では「相違なし」が 73.3%、次いで「施設等の判断は確認していない」が 21.8%、「相違あり」が 4.9%となった。虐待等では「相違あり」が 12.1%となり、他の類型より割合が高くなっている。

2. 事案の把握について(事実確認)

- 市区町村の場合、市区町村が事案を把握した経緯は、「当該施設からの報告」、「当該事案の対象となった園児の保護者からの通報」、「施設等の職員からの通報（元職員等を含む）」の3つが多い結果となった。事実確認の際に、「法令に基づかない何等かの措置」をとった事案は全体で94.8%と大部分の事案で実施されている結果となった。一方、「法令に基づく何等かの措置」をとった事案は全体では24.4%となったが、「虐待等と疑われる事案」「虐待等」では約3割となった。
- 施設等に事実確認をするにあたり、「都道府県や他の関係機関と連携した」割合は全体では21.1%となり、市区町村の場合は都道府県等と連携して事実確認をしている場合が少ない。当該事案について「都道府県へ情報共有した」割合は37.2%であるが、虐待等では50%となった。
- 「事案を最初に施設等が把握した経緯」について、全体では「自治体からの報告」が44.4%、「同僚・職員による報告（元同僚等を含む）」が28.6%であり、左記2つの割合が高い。特に「虐待等」では「同僚・職員による報告」が45.5%と他の類型よりも高い割合となっている。また、「虐待等」のみ「当該事案の対象となった園児自身が自らの言葉で伝えた」割合が6.1%となった。
- 「事案を市区町村が把握した経緯」について、市区町村の場合は全体では「当該施設等からの報告」が26.0%、「当該事案の対象となった園児の保護者からの通報」が25.4%、「施設等の職員からの通報（元職員等を含む）」が25.1%であり、左記3種が多い結果となった。虐待等では「匿名による通報」が24.2%であり他の類型よりその割合が高い。
- 「任意の聞き取り調査等、事実確認に必要な何らかの対応（法令に基づく措置を除く）を行った」との回答が全体では94.8%であり、大部分を占めていた。どの類型でも「法令に基づかない何等かの対応をとった」割合が高く、市区町村では事案が発生した場合には法令に基づかない何らかの措置を実施している場合が多いことがうかがえる。対応を行った場合、市区町村の場合は「電話若しくは出頭による聞き取り調査」、「施設等への訪問調査」が多い結果となっている。
- 「法令に基づく報告徴収等、事実確認に必要な何等かの対応（法令に基づく措置）の施設等への実施」有無について、全体では「事実確認に必要な何らかの対応（法令に基づく措置）」を行っていない割合が75.6%、行っている割合が24.4%となった。一方、「虐待等と疑われる事案」「虐待等」では、約3割の市区町村で法令に基づく措置を実施している結果となった。
- 「施設等に事実確認を実施するにあたり、都道府県や他の関係機関と連携の有無」について、全体では連携を取った割合が21.1%、取っていない割合が78.9%を占めている。市区町村の場合は都道府県と異なり、事実確認を実施する際にはどの類型であっても都道府県等と連携していない場合が多いことがうかがえる。

- 「当該事案の都道府県への情報共有、あるいは都道府県からの情報提供の有無」について、全体では都道府県に対して情報共有・提供を行った割合が 37.2%、行っていない割合が 62.8%であり、都道府県の場合と比較して情報共有の頻度は少ない。一方で、「虐待等」では都道府県に対して情報共有を行った割合と行っていない割合がともに 50.0%であった。
- 情報共有のタイミングについては、全体では「事実確認等に着手した時点」が 26.9%と最も多く、次いで「相談窓口やコールセンター（それに類する係等）に相談があった時点」の割合が 25.0%、「事実確認によって著しく不適切な保育が行われた事実が認定された時点」が 24.1%、「確認された事実に基づき、是正に向けた対応方針が固まった時点」が 15.7%、「その他」が 8.3%であった。

3. 事案への対応について(事実確認後の対応)

- 「任意の行政指導として何らかの対応を実施した」事案の割合は全体では 69.4%、「虐待等」では実施した割合が 68.8%と、どの類型においても任意の行政指導が実施される場合が多いことがうかがえた。一方で、「法令に基づく何等かの処分」については、実施していない事案の割合が全体で 89.7%となった。
- 市区町村の場合、事実確認後に都道府県や他の機関等と連携して対応にあたった割合は 17.4%と、都道府県等と連携する場合が少ない結果となった。ただし「虐待等」では 25.0%が都道府県と連携して対応しており、他の類型よりは高い結果となった。更なる被害を防止する対応については、市区町村では対応をとっている事案の割合が全体で 67.4%、虐待等では 81.3%となり、都道府県よりも高い割合となった。
- 「当該事案の事実確認後、任意の行政指導としての施設等に対して何等かの対応の実施有無」について、全体では「任意の行政指導として施設等に対して何等かの対応を行っている」割合が 69.4%であり、半数を超えている。市区町村の場合は、「虐待等」の場合でも「任意の行政指導として施設等に何等かの対応を実施している」場合が約 7 割を占めている。市区町村の場合、全体では「施設等に対する訪問指導」が 55.4%、「電話若しくは出頭による助言指導」が 50.7%、「書面による文書指導」が 34.7%となっている。
- 「当該事案の事実確認後、法令に基づく何等かの処分等の実施有無」について、全体では「実施した」割合は 10.3%、「実施していない」割合が 89.7%となった。「虐待等と疑われる事案」では 14.4%、「虐待等」では 15.6%が何等かの法令に基づく処分を実施している。
- 「当該事案の事実確認後に都道府県と連携した対応の有無」について、全体では「都道府県と連携して対応にあたった」割合は 17.4%、「連携して対応していない」割合は 82.6%となった。どの類型であっても、都道府県と連携した対応が行われていない場合が多いが、虐待等では約 25.0%が都道府県と連携して対応を実施しており、他の類型よりは高い結果となった。

- 「当該事案についての施設等からの是正状況等に関する報告の有無」について、全体では「施設等から是正状況等に関する報告を受けている」割合が 73.3%を占めている。市区町村の場合は、どの類型でも施設等から是正状況等に関する報告を受けている場合が多く、特に「虐待等」では 93.8%であり大部分を占めている。
- 「当該事案についての当該施設等の保護者への説明の有無」について、全体では「保護者に説明が行われた」割合は 44.6%、「行われなかった」割合が 55.4%となった。一方で、「虐待等」では行われた割合が 75.0%、行われなかった割合が 25.0%となっている。
- 「当該事案の公表の有無」について、全体では 15.5%の事案のみが公表されているが、虐待等では 46.9%の事案が公表されている。
- 「当該事案を踏まえた更なる被害を防止する対応の実施有無」について、全体では「更なる被害を防止する対応をとっている」割合は 67.4%であり、「虐待等」では 81.3%と特に高くなっている。市区町村の場合は、どの類型でも更なる被害防止の対応策をとっていることが多いことがうかがえる。
- 「当該事案を踏まえた再発防止に向けた取組の実施・検討の有無」について、全体では「再発防止に向けた取組についての対応をとった/あるいは検討している」割合は 32.1%であった。「虐待等」では 40.6%が「再発防止に向けた取組についての対応をとったか検討している」結果となった。

4. 事案を構成する行為について

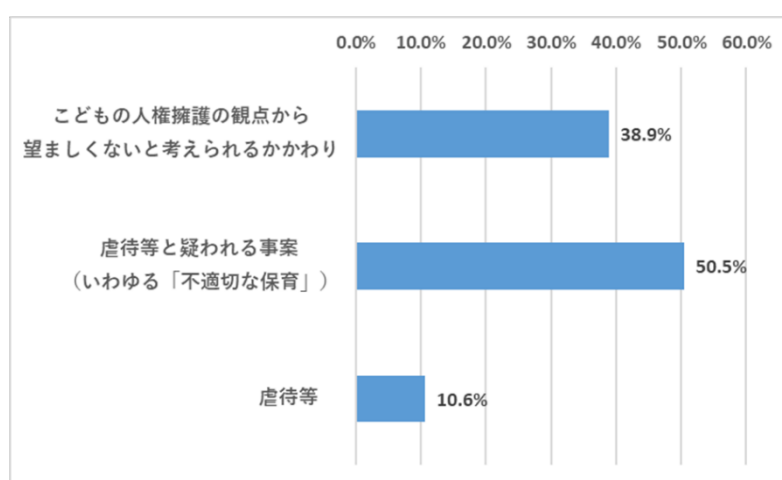
- 行為について「市区町村が判断した類型と施設等が判断した類型に最終的な相違があったか」については、全体では「相違なし」が 76.4%、「相違があった」行為は 6.0%、「特段施設等の判断は確認していない」が 17.6%であり、いずれの類型でも「相違はなかった」との回答が最も多い。
- 行為が発生した場面について、全体では「室内遊び」が 32.2%、「食事中（おやつを含む）」が 31.1%となった。「室内遊び」と「食事中」は、どの類型においても高い割合となっている。
- 行為を実施した者の「職種」について、全体では「担任保育士」が 59.7%であり最も割合が高い。「虐待等」では「施設長等（園長）」が 19.7%であり、他の類型より割合が高くなっている。
- 当該行為を実施した保育士等の自覚の有無について、全体では「自覚なし」が 50.9%と最も多く、次いで「不明」が 26.6%、「自覚あり」が 22.5%となった。類型の中では「虐待等」において、不明と回答した割合が最も多い結果となった。

イ)アンケート設問毎の回答

問 2(1)：貴市区町村において、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（令和 5 年 5 月こども家庭庁）で示されている①～③の保育が行われたとして事実を把握した事案は、以下のどの類型に当てはまると判断したかご回答ください。（回答数：311）

「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」が 38.9%、「虐待等と疑われる事案（いわゆる「不適切な保育」）」が 50.5%、「虐待等」が 10.6%であり「虐待等と疑われる事案（いわゆる「不適切な保育」）」が半数以上を占めた。

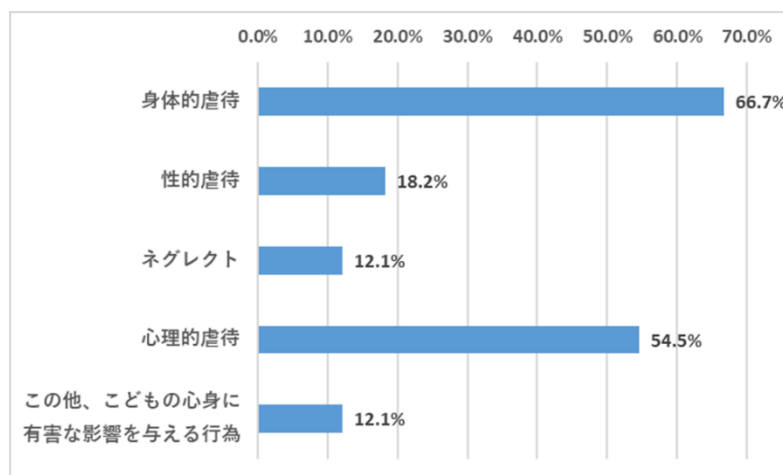
図表 47 事案の類型



問 2(2)：虐待等に該当すると判断した場合、以下のどの類型に当てはまるかご回答ください。（MA）（回答数：54）

身体的虐待が 66.7%、性的虐待が 18.2%、ネグレクトが 12.1%、心理的虐待が 54.5%であり、この他こどもの心身に有害な影響を与える行為が 12.1%であり、身体的虐待と心理的虐待で半数を占めた。

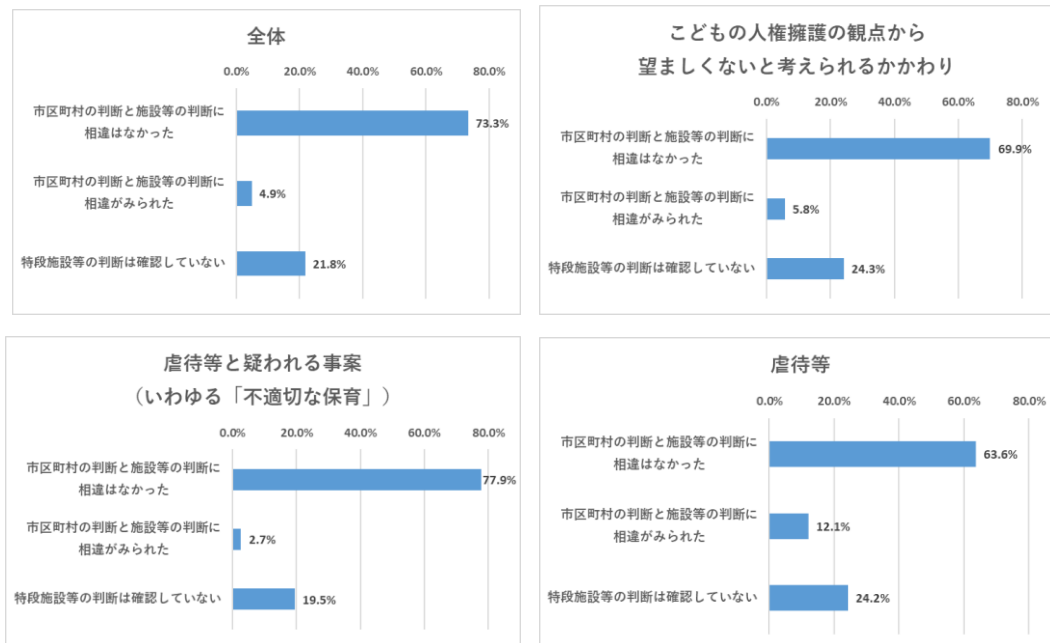
図表 48 虐待等の類型



問 2(5)：当該事案について、問 2(1)で選択した貴市区町村が判断した類型と、施設等が判断した類型に最終的に相違がありましたか。（回答数：285）

全体では市区町村と施設等の判断に相違が見られた事案の割合は 4.9%と低く、いずれの類型でも割合が低かった。

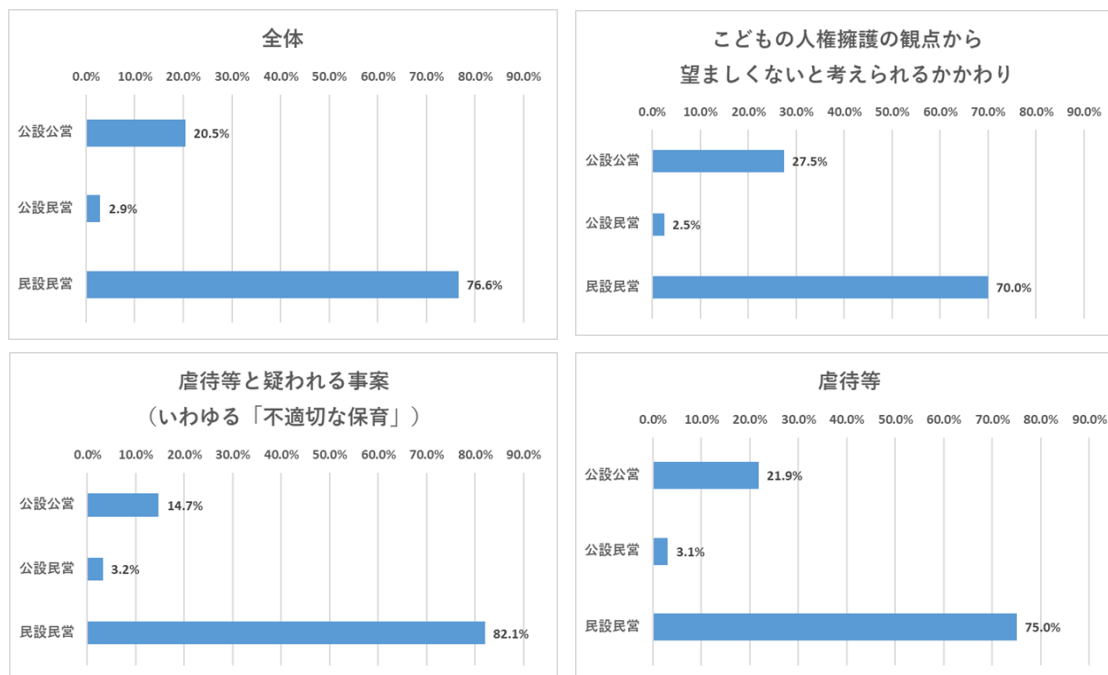
図表 49 類型判断の相違



問 3(1)：当該事案が確認された施設等の運営形態について選択してください。（回答数：308）

全体では民設民営との回答が 76.6%と最も多く、大部分を占めていた¹⁶。

図表 50 施設等の運営形態

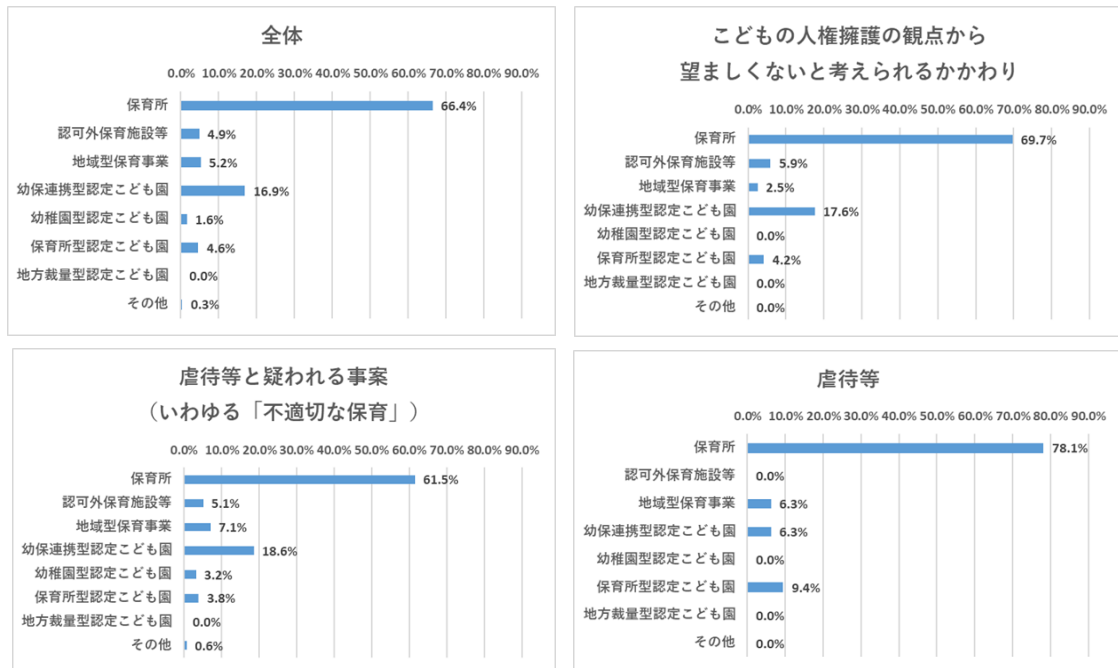


¹⁶ 社会福祉施設等調査（厚生労働省）の令和 5 年の調査結果によると、全国の公営の保育所等（保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所）の総数は 6,923、私営の保育所等の総数は 24,226 であることに留意する必要がある。
※地域型保育事業所には、小規模保育事業所 A,B,C 型、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所、事業所内保育事業所が該当する。

問 3(2) : 当該事案が確認された施設等の種類について選択してください。(回答数: 307)

全体では保育所が 66.4%、幼保連携型認定こども園が 16.9%であり、左記 2 種の割合が高い。「虐待等」では保育所型認定こども園が 9.4%であり、2 番目に多い施設等の種類が他類型と異なる。

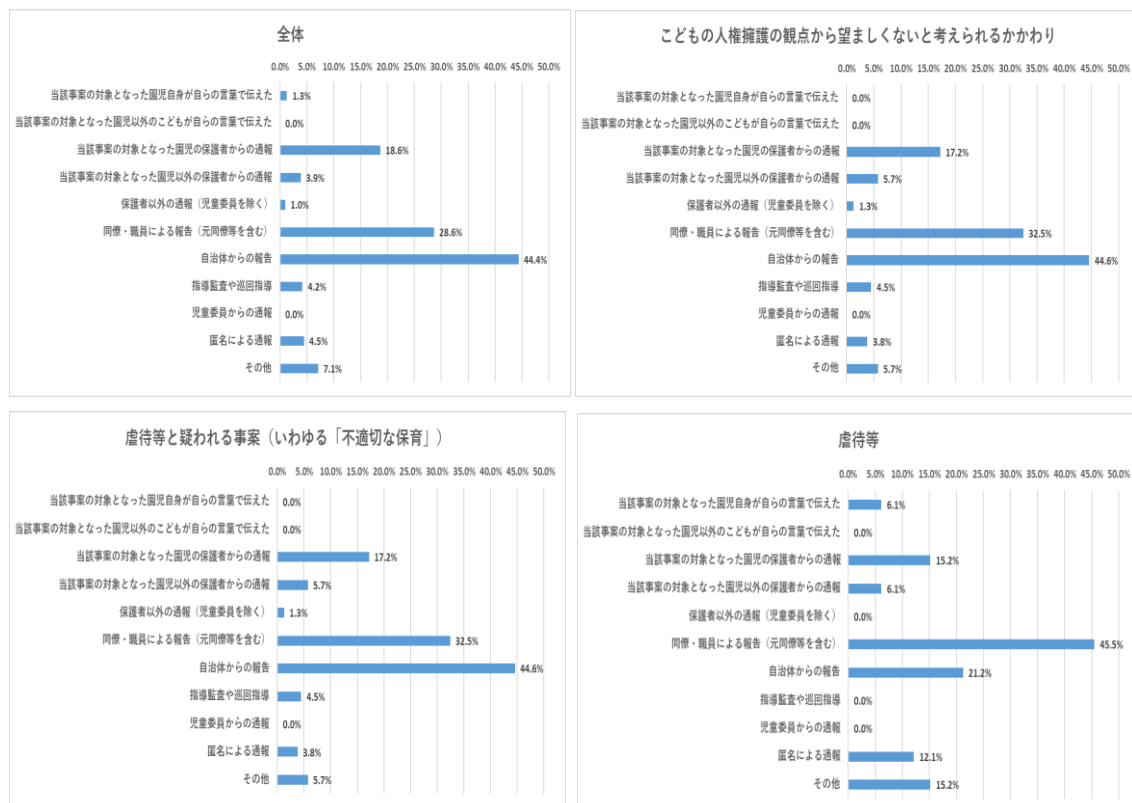
図表 51 施設等の種類



問 4(1)：当該事案を最初に施設等が把握した経緯について教えてください。（MA）（回答数：317）

全体では自治体からの報告が 44.4%、次いで同僚・職員による報告が 28.6%となっている。一方で、「虐待等」では同僚・職員による報告が 45.5%、自治体からの報告は 21.2%となっている。また、「虐待等」では「当該事案の対象となった園児自身が自らの言葉で伝えた」割合が 6.1%となっている。

図表 52 施設等の事案把握の経緯

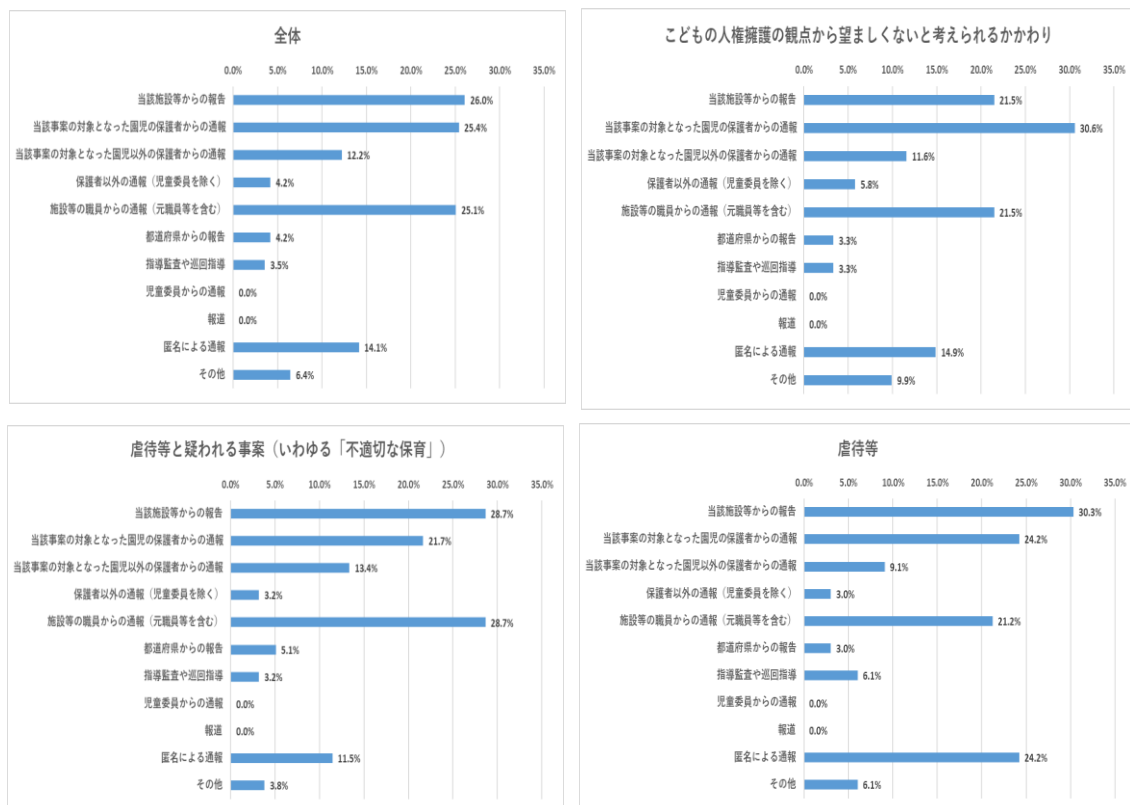


問 4(2)：当該事案を貴市区町村が把握した経緯について教えてください。（MA）

（回答数：377）

全体では当該施設等からの報告が 26.0%、当該事案の対象となった園児の保護者からの通報が 25.4%、施設等の職員からの通報（元職員等を含む）が 25.1%であり、左記 3 種が多い。「虐待等」では匿名による通報が 24.2%であり他の類型よりその割合が高い。

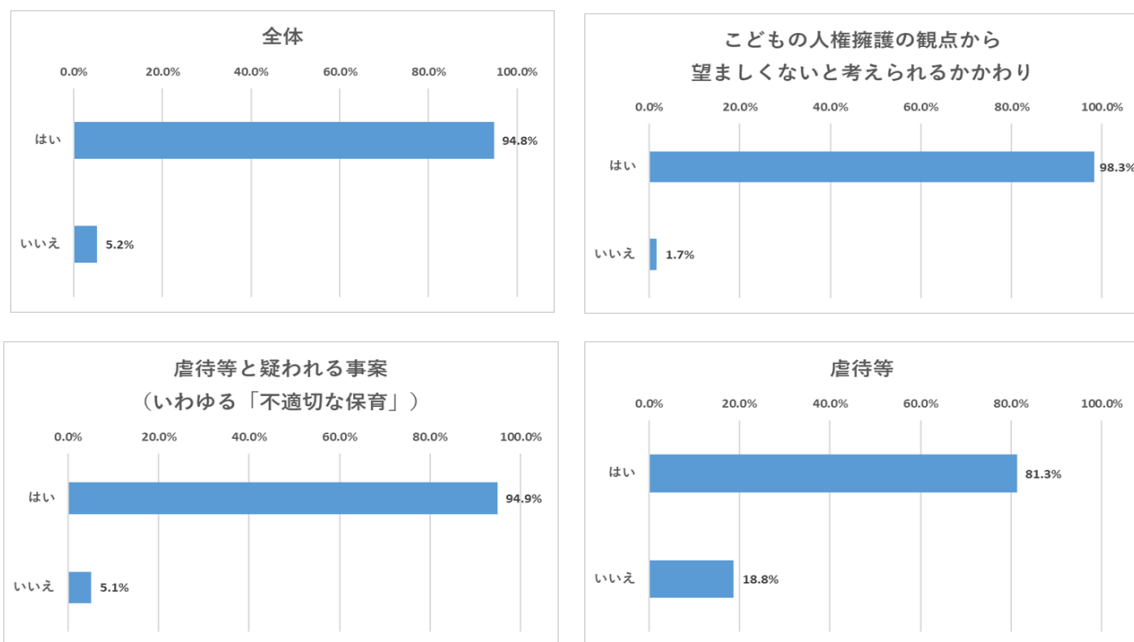
図表 53 市区町村の事案把握の経緯



問 4(3)：任意の聞き取り調査等、事実確認に必要な何等かの対応を施設等に対して行いましたか（法令に基づく措置を除く）。（回答数：307）

全体では事実確認に必要な何らかの対応（法令に基づく措置を除く）を行ったとの回答が94.8%であり、大部分を占めていた。また、どの類型でも「はい」の割合が高く、都道府県（図表 21 参照）と比較して、市区町村では事案が発生した場合には法令に基づかない何らかの措置を実施している場合が多いことがうかがえる。

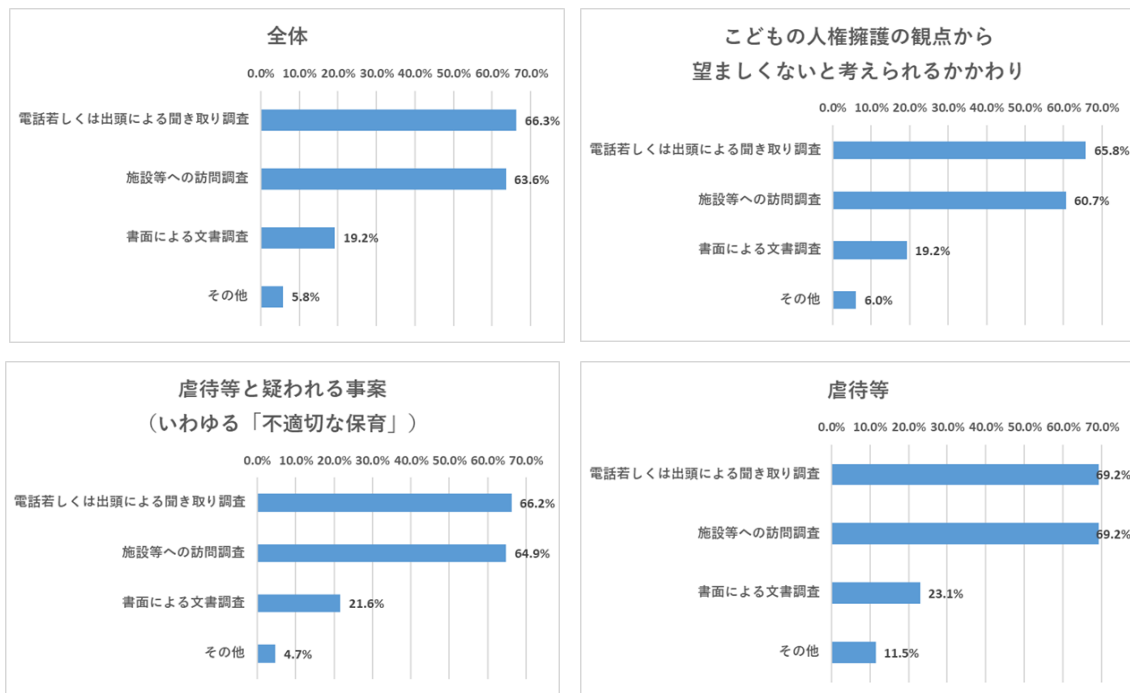
図表 54 事実確認の対応（法令に基づく措置を除く）



問 4(4)：（問 4(3)で「はい」と回答した場合）具体的にどのような対応を行いましたか。
（MA）（回答数：451）

全体では電話若しくは出頭による聞き取り調査が 66.3%、施設等への訪問調査が 63.6% となった。都道府県（図表 22 参照）では施設等への訪問調査がどの類型でも最も高い割合であったが、市区町村の場合、どの類型においても左記 2 種が大部分を占めている。

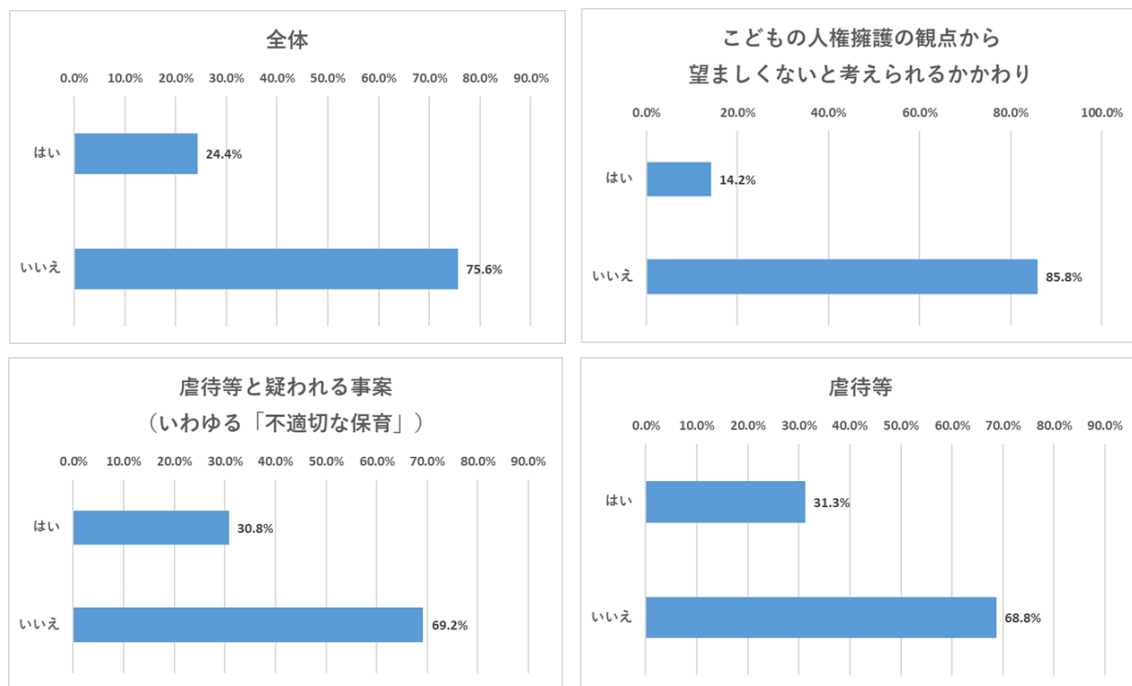
図表 55 事実確認の対応の内容(法令に基づく措置を除く)



問 4(5)：法令に基づく報告徴収等、事実確認に必要な何等かの対応を施設等に対して行いましたか（法令に基づく措置）。（回答数：308）

全体では事実確認に必要な何らかの対応（法令に基づく措置）を行っていない割合が75.6%と高い。「不適切な保育」と「虐待等」では、約3割の自治体で法令に基づく措置を実施している結果となった。

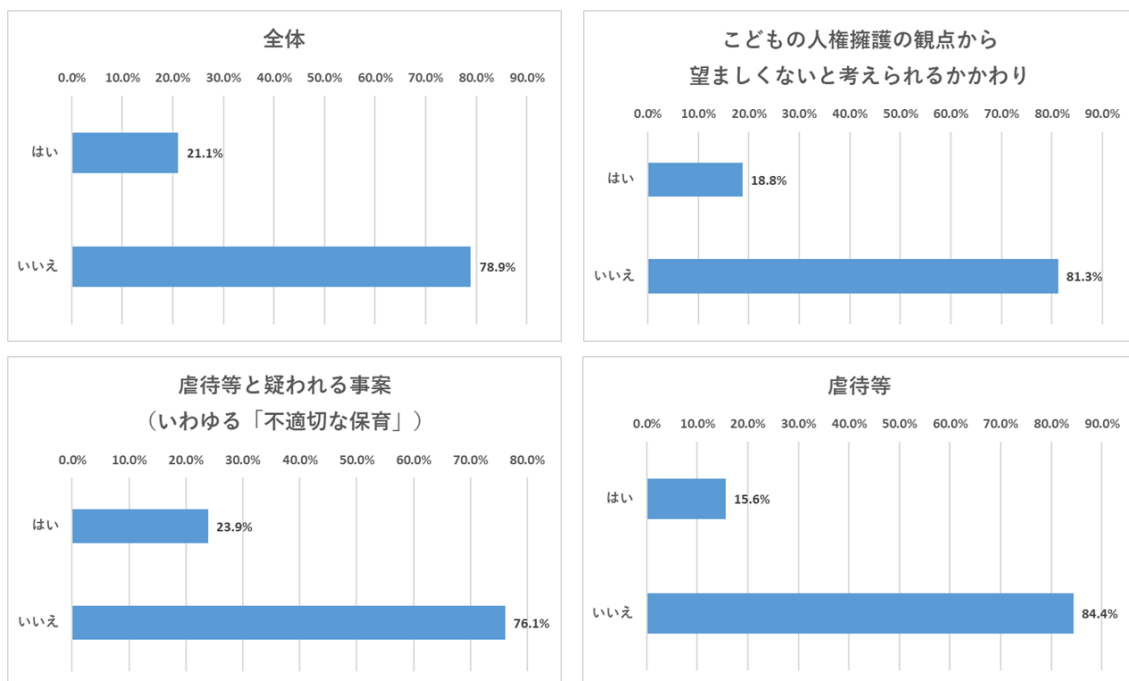
図表 56 事実確認の対応(法令に基づく措置)



問 4(7)：施設等に事実確認を実施するにあたり、都道府県や他の関係機関と連携を取りましたか。（回答数：299）

全体では都道府県や他の関係機関と連携を取った割合が 21.1%、取っていない割合が 78.9%を占めている。市区町村の場合は、都道府県と異なり（図表 24 参照）、事実確認を実施する際にはどの類型でも都道府県等の関係機関と連携していない場合が多いことがうかがえる。

図表 57 都道府県や関係機関との連携



問 4(8)：具体的にどの主体（都道府県・他の関係機関）と、どのような連携を実施しましたか。

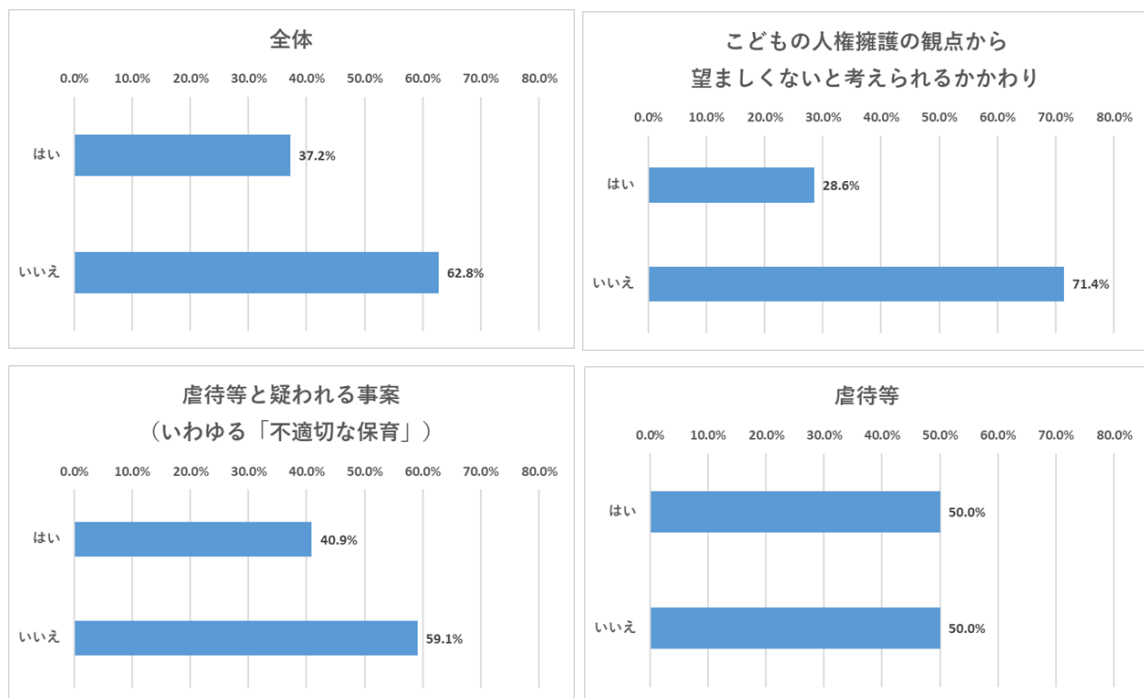
主な回答は以下のとおり。

- ・ 県へ事案の発生報告を行い、共同で当該施設へ現地指導を行った。
- ・ 県と市において、通報者からの情報を共有するとともに、施設における聞き取り調査や聴き取り後の情報共有に努めた。
- ・ 県や近隣の特別指導監査をしたことのある市町に特別指導監査実施にあたっての助言をもらった。

問 4(9) : 当該事案について、都道府県に対して情報共有を行いましたか、あるいは都道府県から情報共有がありましたか。（回答数：298）

全体では都道府県に対して情報共有を行った割合が 37.2%、行っていない割合が 62.8%であった。一方で、「虐待等」では都道府県に対して情報共有を行った割合と行っていない割合がともに 50.0%であった。

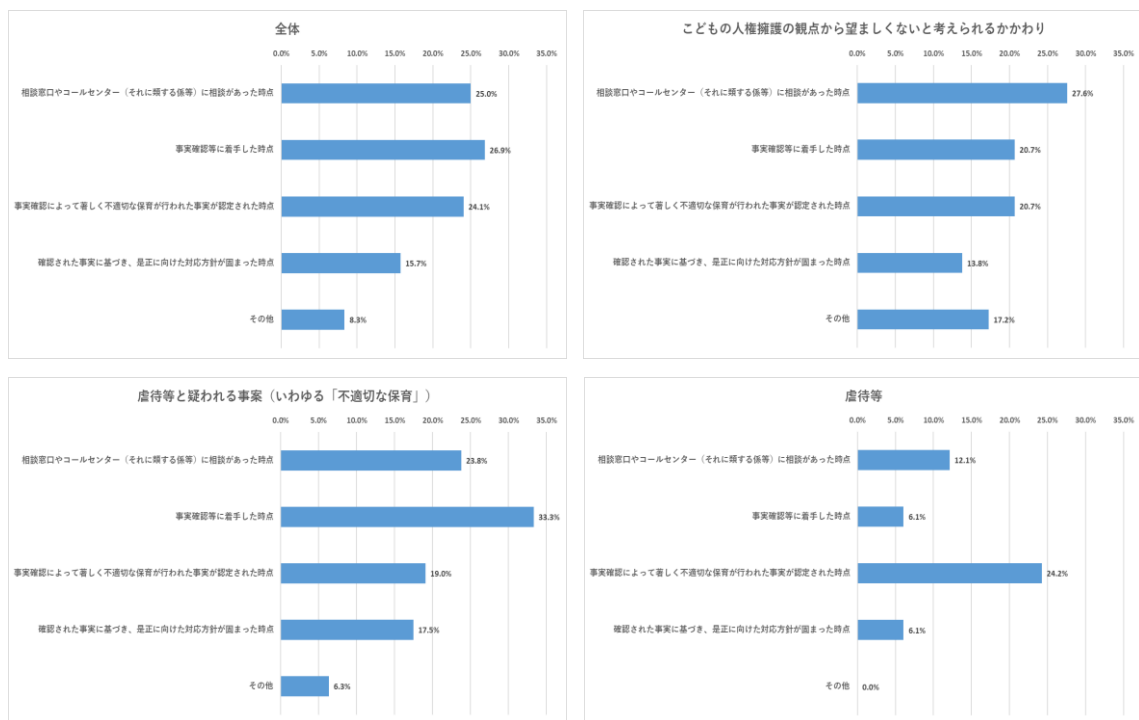
図表 58 都道府県との情報共有



問 4(10)：（問 4(9)で「はい」と回答した場合）どのタイミングで情報共有を行いましたか、あるいは情報共有がありましたか。（回答数：108）

全体では事実確認等に着手した時点が 26.9%と最も多く、次いで相談窓口やコールセンター（それに類する係等）に相談があった時点の割合が 25.0%、事実確認によって著しく不適切な保育が行われた事実が認定された時点が 24.1%、確認された事実に基づき、是正に向けた対応方針が固まった時点が 15.7%、その他が 8.3%であった。

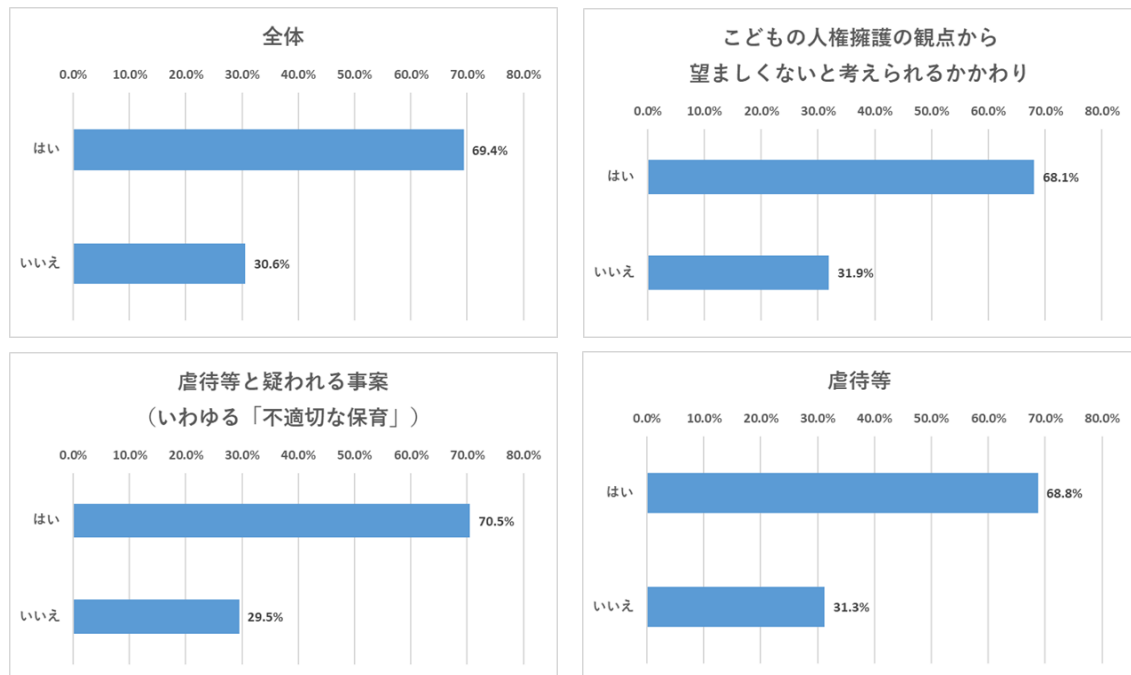
図表 59 都道府県との情報共有のタイミング



問 5(1)：当該事案の事実確認後、任意の行政指導として施設等に対して何等かの対応を行いましたか。（回答数：307）

全体では任意の行政指導として施設等に対して何等かの対応を行っているが割合が69.4%となった。市区町村の場合は、任意の行政指導として施設等に何等かの対応を実施している場合が、どの類型であっても約7割を占めている。

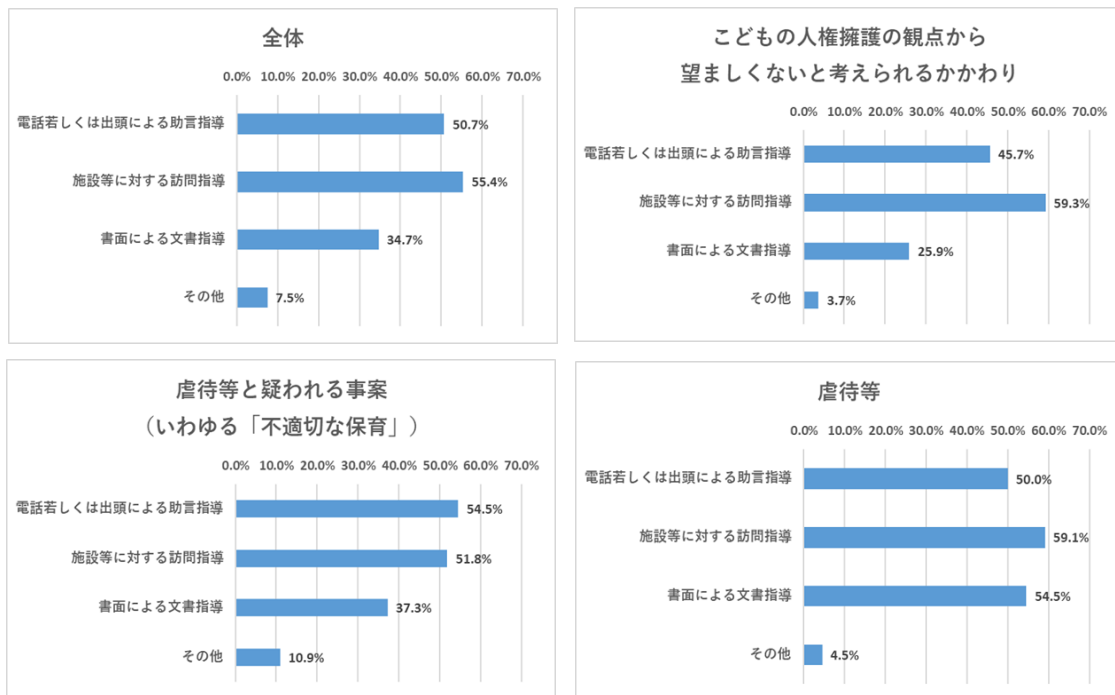
図表 60 事実確認後の対応(法令に基づく措置を除く)



問 5(2)：(問 5(1)で「はい」と回答した場合) 具体的にどのような対応を行いましたか。
(MA) (回答数：316)

市区町村の場合、全体では施設等に対する訪問指導が 55.4%、電話若しくは出頭による助言指導が 50.7%、書面による文書指導が 34.7%となっている。

図表 61 事実確認後の対応の内容(法令に基づく措置を除く)

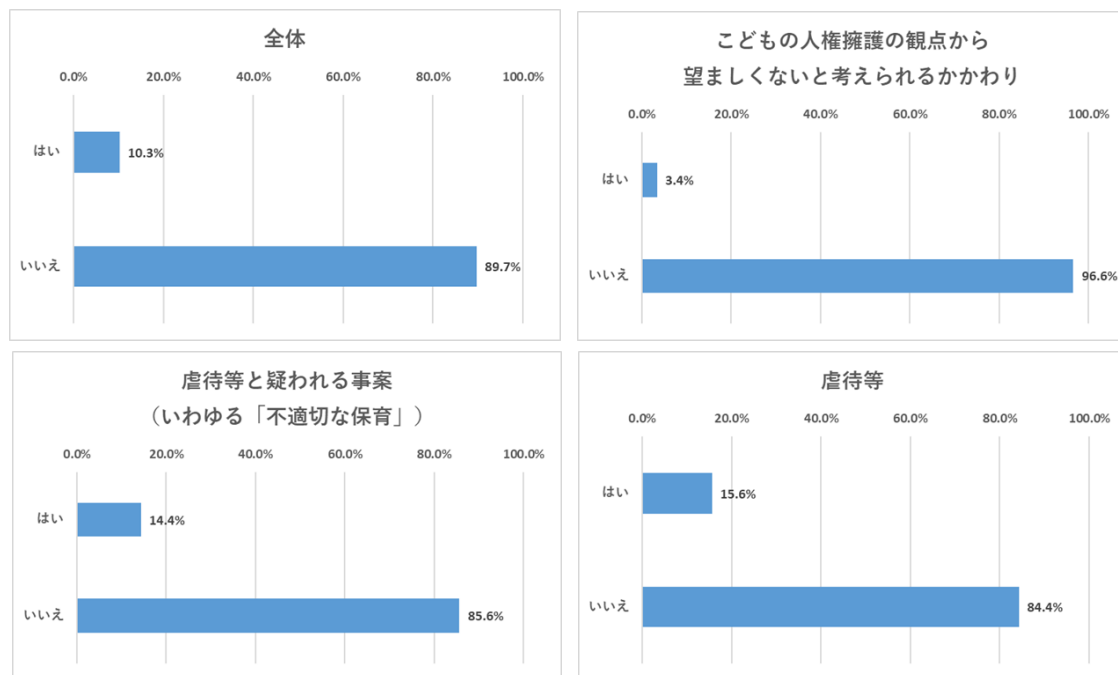


問 5(3)：当該事案の事実確認後、法令に基づく何等かの処分等を行いましたか。

(回答数：302)

全体では法令に基づく何等かの処分等を行った割合は 10.3%、処分等を行っていない割合は 89.7%となった。「虐待等と疑われる事案」では 14.4%、「虐待等」では 15.6%が何等かの法令に基づく処分を実施している。

図表 62 事実確認後の対応(法令に基づく措置)

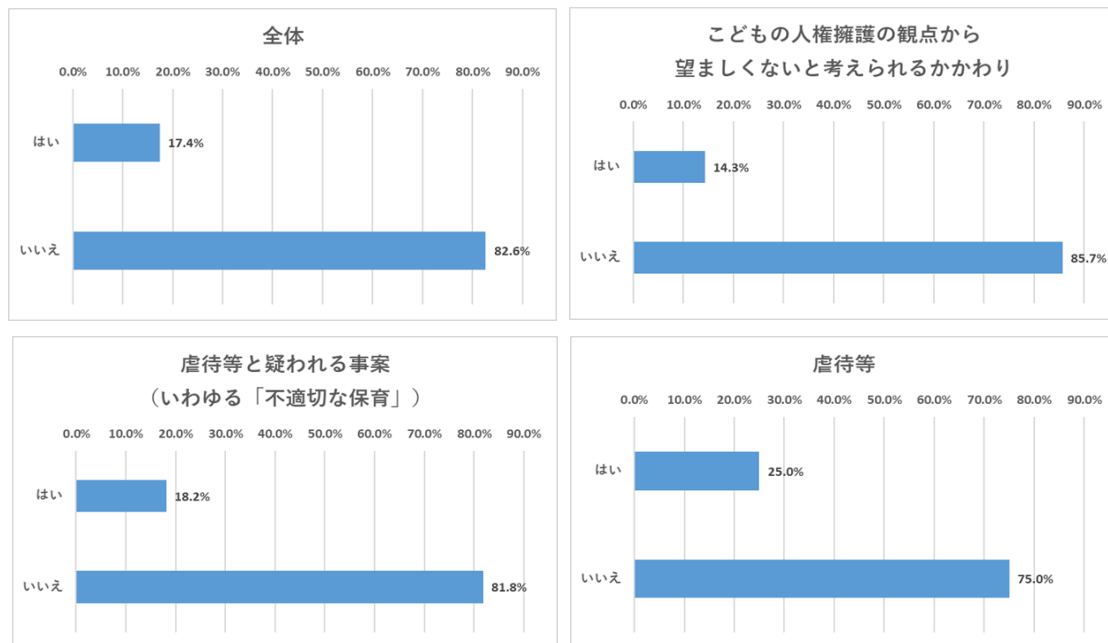


問 5(5)：当該事案の事実確認後、都道府県と連携して対応にあたりましたか。

(回答数：298)

全体では都道府県と連携して対応にあたった割合は 17.4%、連携して対応していない割合は 82.6%となった。どの類型であっても、大部分では都道府県と連携した対応が行われていない場合が多いが、「虐待等」では約 25.0%が都道府県と連携して対応を実施しており、他の類型よりは高い結果となった。

図表 63 事実確認後の都道府県との連携



問 5(6)：具体的にどのように都道府県と連携して対応を行いましたか。

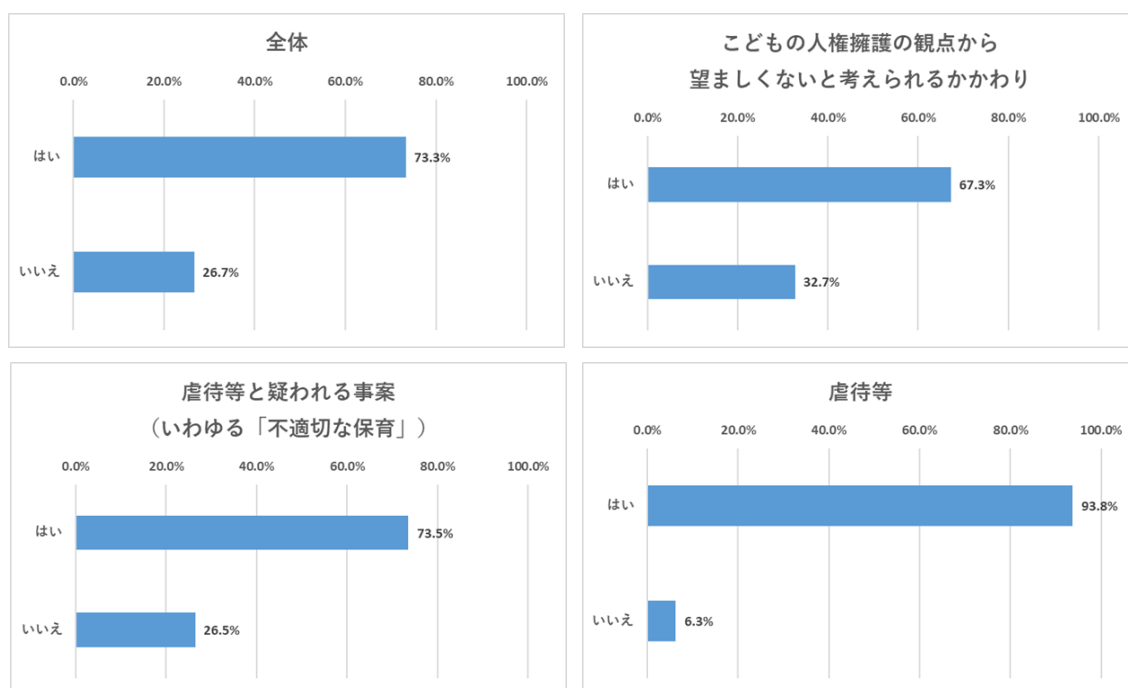
主な回答は以下のとおり。

- ・ 市から県に第一報をして以降、ヒアリング結果の共有、それを踏まえての不適切保育か否かの判断、施設に対する指導の方針や指導内容等、全ての局面において、県と協議し進めた。
- ・ 相談内容を共有（電話連絡及び相談報告書等による情報共有）し、合同で無通告特別監査を実施。監査の内容としては、県が作成した立ち入り検査票を用いて、全職員に対し聞き取り調査を実施。また、保育室及び事務室の環境（部屋割りや室温等の衛生環境など）の確認を行った。
- ・ 当該施設の自助的な保育の質の向上を図るため、園内研修について、県の幼児教育支援センターを紹介した。結果、県の幼児教育支援センターを利用し、県職員が施設に出向き、保育内容や、不適切な保育について研修を行ったことで、今後のより効果的な施設内研修へと繋げることができた。

問 5(7)：当該事案について、施設等からは是正状況等に関する報告を受けましたか。（回答数：300）

全体では施設等からは是正状況等に関する報告を受けている割合が 73.3%を占めている。市区町村の場合は、どの類型でも施設等からは是正状況等に関する報告を受けている場合は多く、特に「虐待等」では 93.8%であり大部分を占めている。

図表 64 是正状況に関する報告



問 5(8)：受けた報告の内容について具体的に記載してください。

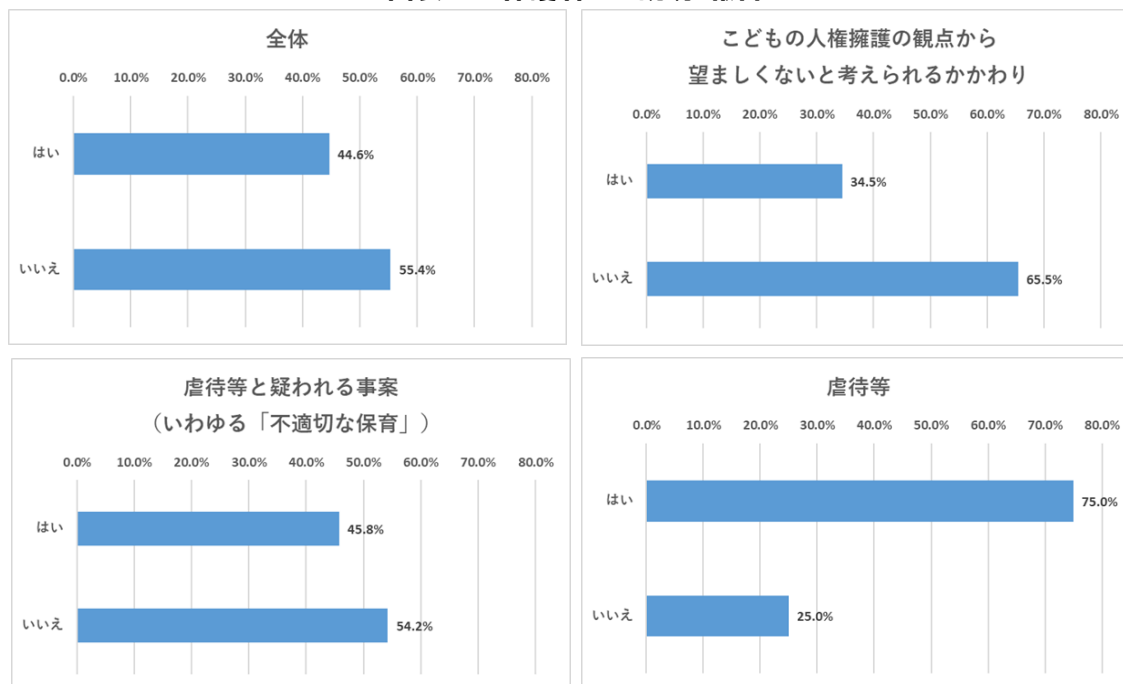
主な回答は以下のとおり。

- ・ 子どもの人権についての研修の実施、園独自で作成したチェックシートなどで保育の振り返りを行い、園長・副主任がクラスを巡回し職員と共有する中でよりよい保育を目指す体制を再構築する。職員の心に余裕が持てるよう行事の見直しにも取り組む。
- ・ 第三者評価の実施、保育所職員の日常的な情報共有、職員会の検討、保育カンファレンスの実施、研修計画の策定及び実施、保育士等の自己評価・保育所の自己評価の実施、相談体制の整備、保護者からの意見の聴取や話し合い等。
- ・ 「人権擁護ためのセルフチェックリスト」を用いてセルフチェックを実施、不適切保育防止マニュアルの策定、不適切保育防止の研修計画の策定、職員会議にて不適切保育の議題を設定し認識を深める。

問 5(9): 当該事案について、当該施設等の保護者に説明が行われましたか。(回答数: 298)

全体では保護者に説明が行われた割合は 44.6%、行われなかった割合が 55.4%となった。一方で、「虐待等」では行われた割合が 75.0%、行われなかった割合が 25.0%となっている。

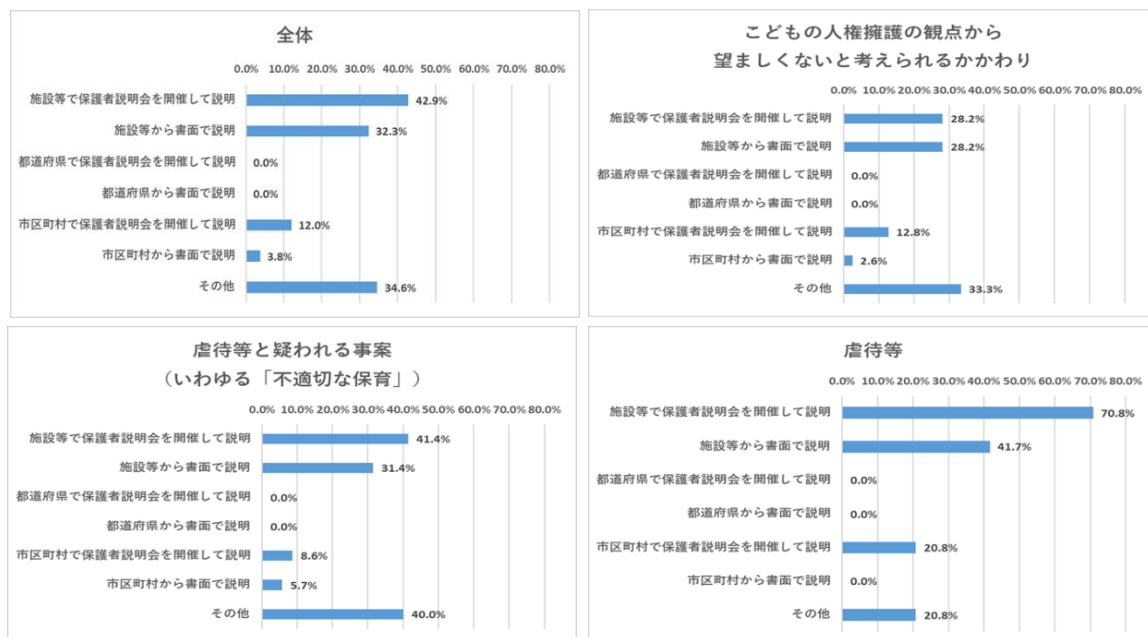
図表 65 保護者への説明・報告



問 5(10)：（問 5(9)で「はい」と回答した場合）どのような形式で説明・報告を行いましたか。（回答数：167）

全体では施設等で保護者説明会を開催が 42.9%であった。「虐待等」では 70.8%となっている。その他回答で最も多いのは、「当該児童の保護者のみに説明、謝罪」であった。

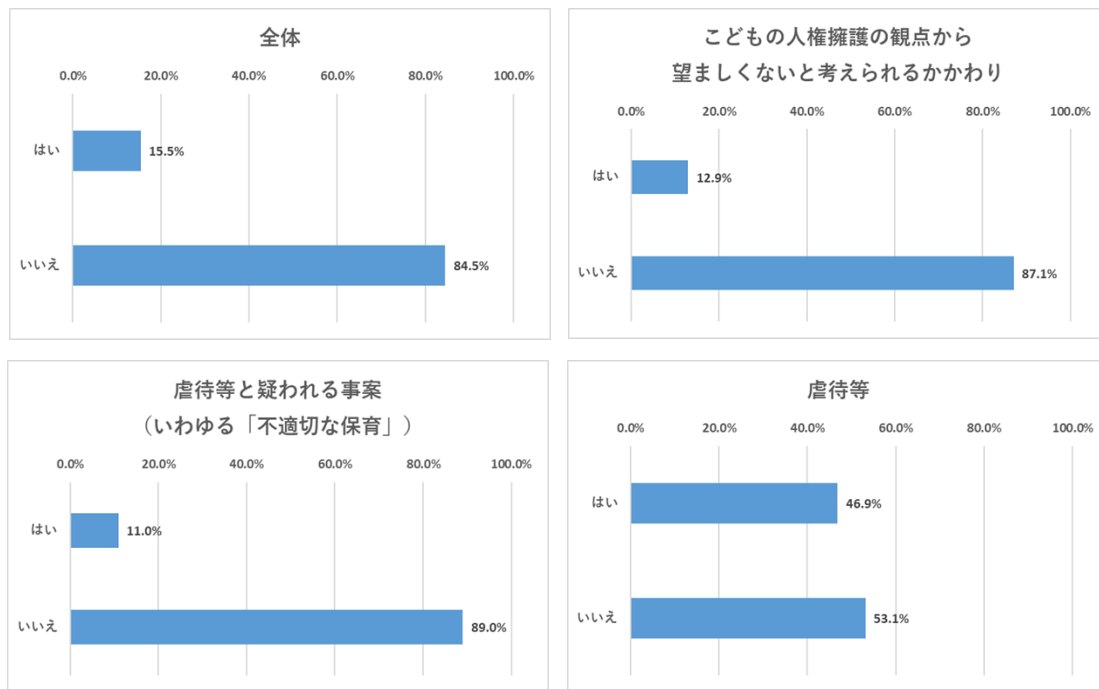
図表 66 保護者への説明・報告の形式



問 5(11)：当該事案について、事案を公表しましたか。（回答数：303）

全体では 15.5%の事案のみが公表されているが、「虐待等」では 46.9%の事案が公表されている。

図表 67 事案の公表

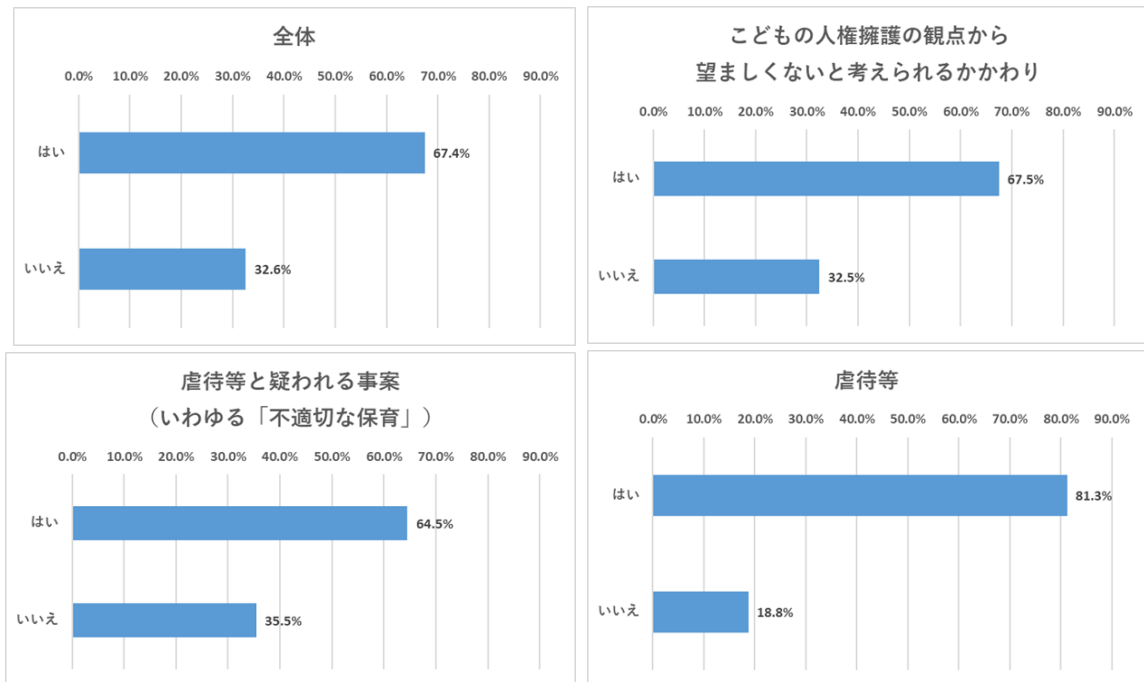


問 5(12)：当該事案を踏まえて、定期的な巡回相談を実施する、施設等に対して運営に関する助言を行う等の更なる被害を防止する対応を、貴市区町村において取りましたか。

(回答数：304)

全体では更なる被害を防止する対応をとっている割合は 67.4%であり、「虐待等」では 81.3%となっている。どの類型でも更なる被害防止の対応策をとっている割合が市区町村の場合は多い。

図表 68 更なる被害を防止する対応



問 5(13)：貴市区町村において、更なる被害防止の対応として、具体的にどのような対応を行いましたか。

主な回答は以下のとおり。

- ・ 職員の職場環境の改善（保育士確保等）、職員の事務負担軽減の取組み（ICT 化）、相談窓口の周知、外部相談窓口の設置。
- ・ 年に複数回、施設を訪問し、改善に向けた取り組みをフォローしている。年度はじめに、全園の施設長を参集し、不適切保育に係るガイドラインや、事案発生時の対応の流れについて再周知している。外部から講師を招き、市内保育士向けに不適切保育に関する研修会を開催。
- ・ ガイドラインの策定、研修会の実施、公立保育園の巡回指導の実施、不適切な保育の疑いに関する相談窓口。

問 5(14)：貴市区町村において、更なる被害防止の対応をとる必要がなかった理由について教えてください。

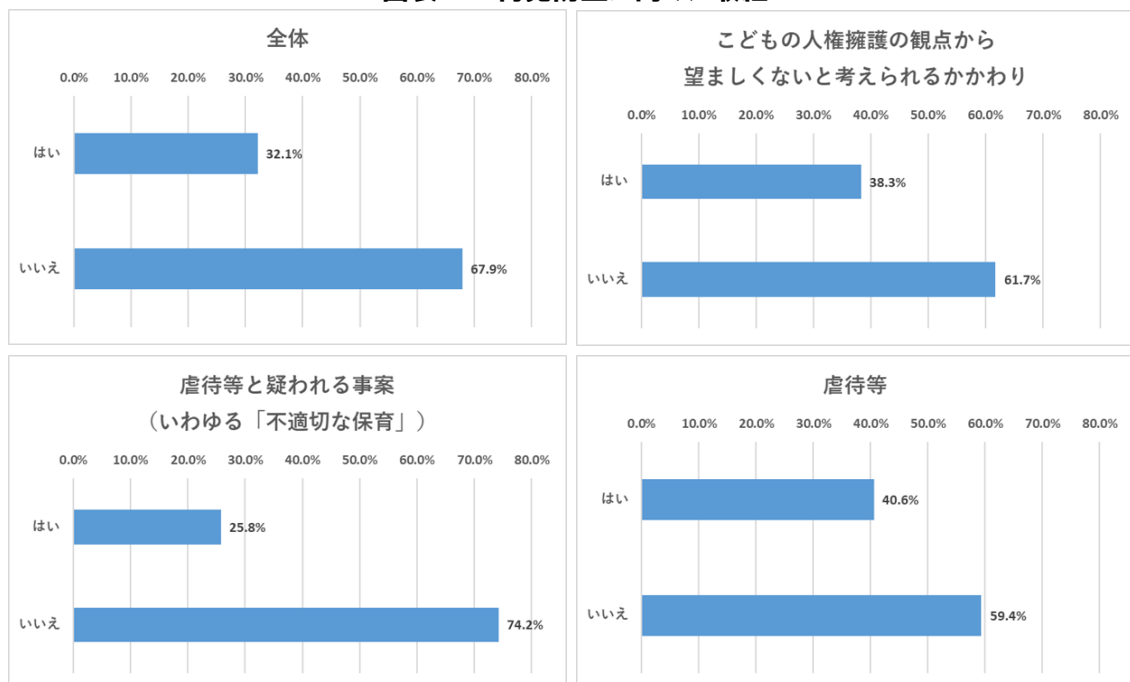
主な回答は以下のとおり。

- ・ 当該施設において対応方針を定め、定期的にチェックリストを用いて各保育者が対応を振り返るとともに、新年度からは職員組織体を見直し、新たに再発防止に努めているため。
- ・ 担任からフリー保育士に変更し、複数人で当該保育士の対応を確認する体制がとられたと考えられたため。また、当該保育士が休職後、退職したため。
- ・ 園での再発防止の対応（人権擁護のセルフチェックシートの実施、ミーティング内で保育の振り返り、日々の保育の振り返りチェックリストの実施）が適切であると考えられたため。

問 5(15)：当該事案を踏まえて、貴市区町村において、検証委員会による事案の検証、研修の実施・巡回訪問等再発防止に向けた取組についての対応をとりましたか/あるいは検討していますか。（回答数：302）

全体では再発防止に向けた取組についての対応をとった/あるいは検討している割合は32.1%であった。「虐待等」では40.6%が再発防止に向けた取組についての対応をとったか検討している結果となった。

図表 69 再発防止に向けた取組



問 5(16)：事案の検証や再発防止に向けた取組として、具体的にどのような対応を行いましたか/あるいは検討していますか。

主な回答は以下のとおり。

- ・ 保育園長会での事案の共有、保育指導における意見交換の実施、こども家庭庁「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」の再確認。
- ・ 全公立園に対し、当該事案の概要の共有、特別指導監査結果報告書の提言の共有、子どもの権利を尊重する人権擁護のチェックリストを活用した振り返り、指導保育士の訪問指導を実施した。私立園を含めた全園に対し、不適切保育防止の研修を実施。
- ・ ガイドラインとともに、全国保育士会が発行している、保育所・認定こども園等における「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を配布し、チェックリストを基に、振り返りや自省など、会計年度任用職員を含む、すべての職員を対象に各園において園内研修を実施。また、管理職研修として、オンデマンドによる研修をすべての園長を対象に実施。

問 5(17)：事案の検証や再発防止に向けた取組について、対応する必要がなかった/あるいは検討していない理由について教えてください。

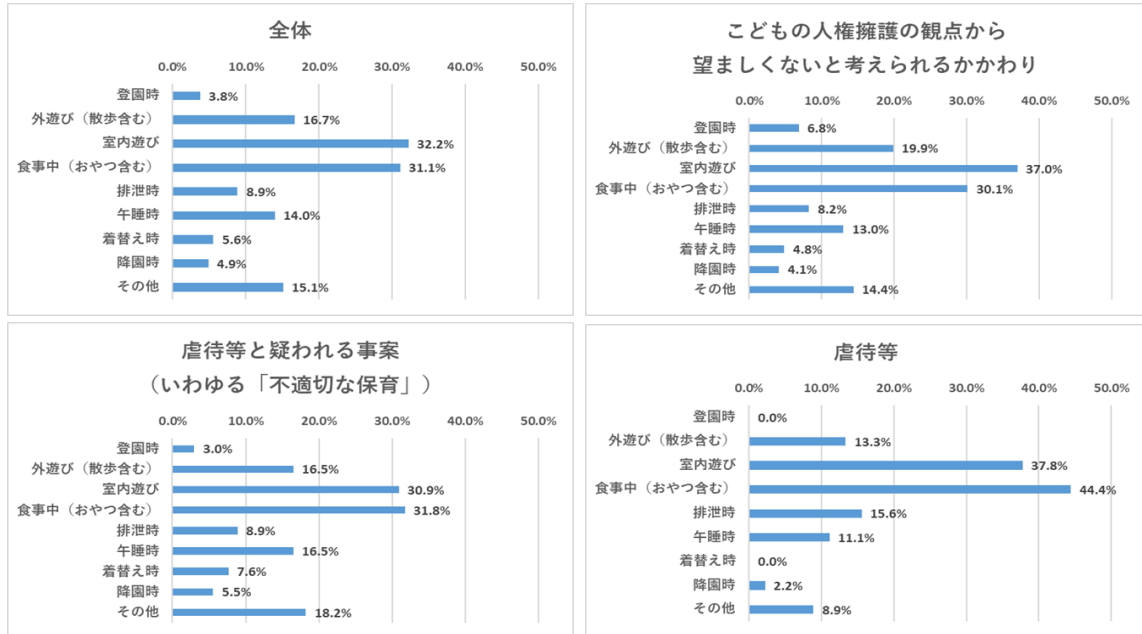
主な回答は以下のとおり。

- ・ 職員研修や保育の振り返り、保護者説明会等、園からの改善状況報告内容が適切に行われていたため。
- ・ 園内研修における取り組みや外部研修に積極的に参加するようになり改善がはかられている。また、離職率が高く、職員が定着していないことが不適切保育が発生する原因の一つと考えられていたが、職員を積極的に採用し育成に努めているため。
- ・ 法人が主体となってヒアリングやビデオ検証などを実施し、一つ一つの事案の振り返りを丁寧に行った上で改善に向けた必要な手立てを構築、施設長の交代で組織の見直しをするなど是正に向けた対応が適切に行われたため。

問 6(2)：当該行為はどのような場面で発生しましたか。（MA）（回答数：597）

全体では室内遊びが 32.2%、食事中（おやつを含む）が 31.1%となった。室内遊びと食事がどの類型においても高い割合となっている。

図表 70 行為が発生した場面

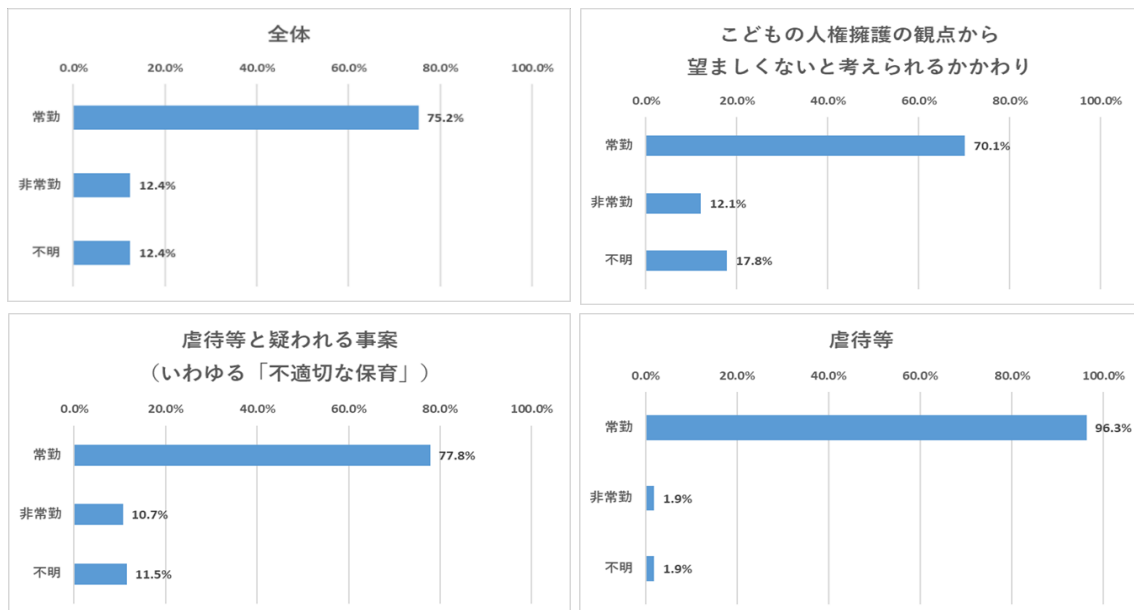


問 6(3)：当該行為を実施した者について、雇用形態をご回答ください。

（回答数：597）

全体では常勤が 75.2%、非常勤が 12.4%、不明が 12.4%となった。虐待等では常勤が占める割合は 96.3%であり特に高い。

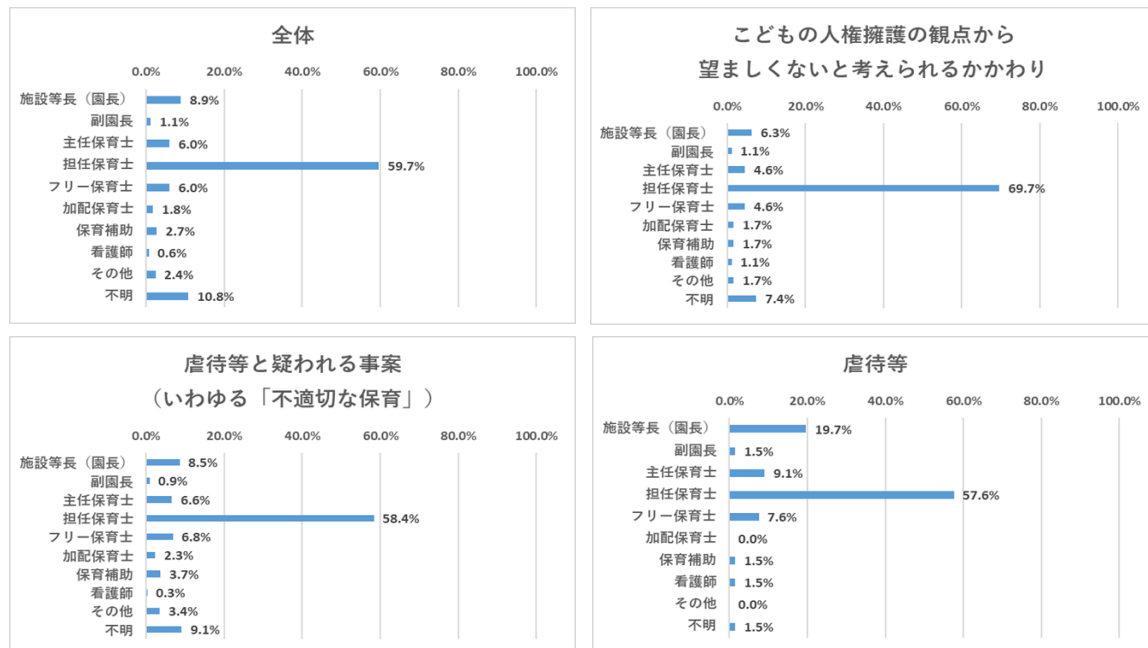
図表 71 行為を実施した者の雇用形態



問 6(3)：当該行為を実施した者について、職種をご回答ください。（回答数：620）

全体では担任保育士が 59.7%であった。「虐待等」では施設長等（園長）が 19.7%であり、他の類型より割合が高くなっている。

図表 72 行為を実施した者の職種

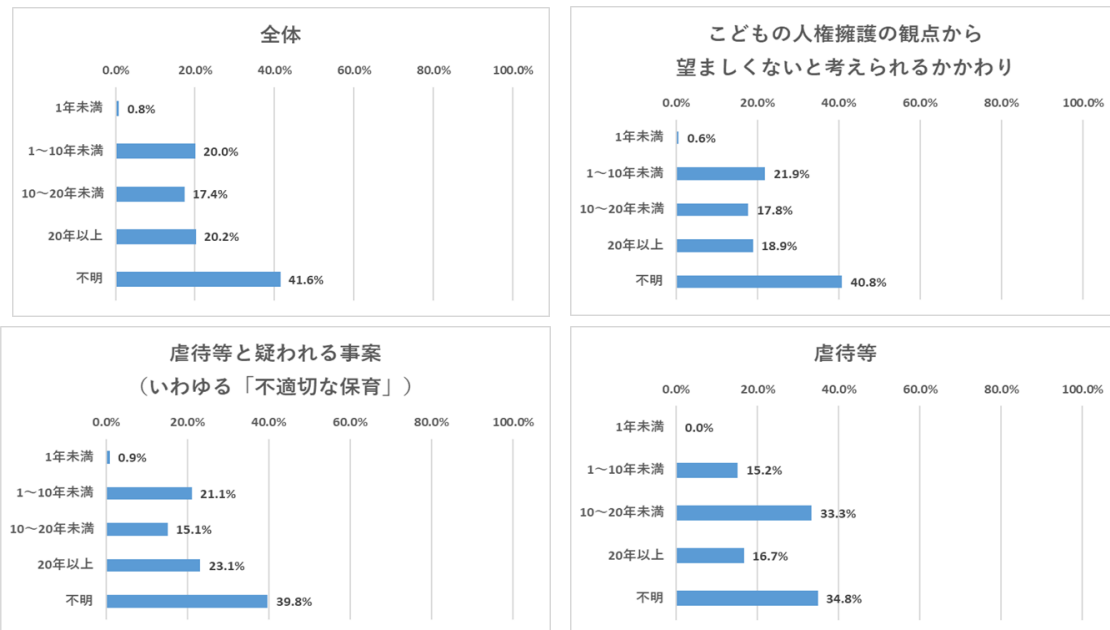


問 6(3)：当該行為を実施した者について、経験年数をご回答ください。

(回答数：599)

全体では不明が 41.6%、次いで 20 年以上が 20.2%、1～10 年未満が 20.0%、10～20 年未満が 17.4%となっている。類型により割合は異なっている。

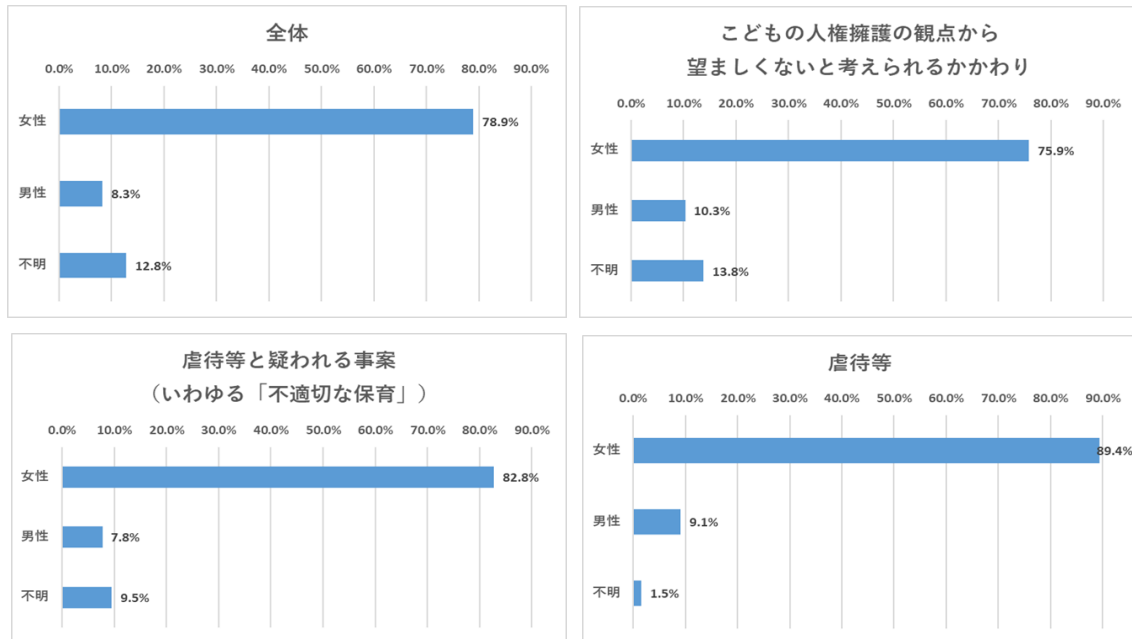
図表 73 行為を実施した者の経験年数



問 6(3)：当該行為を実施した者について、性別をご回答ください。（回答数： 615）

全体では女性が 78.9%、男性が 8.3%、不明 12.8%であった。どの類型でも女性の割合が高い結果となった。

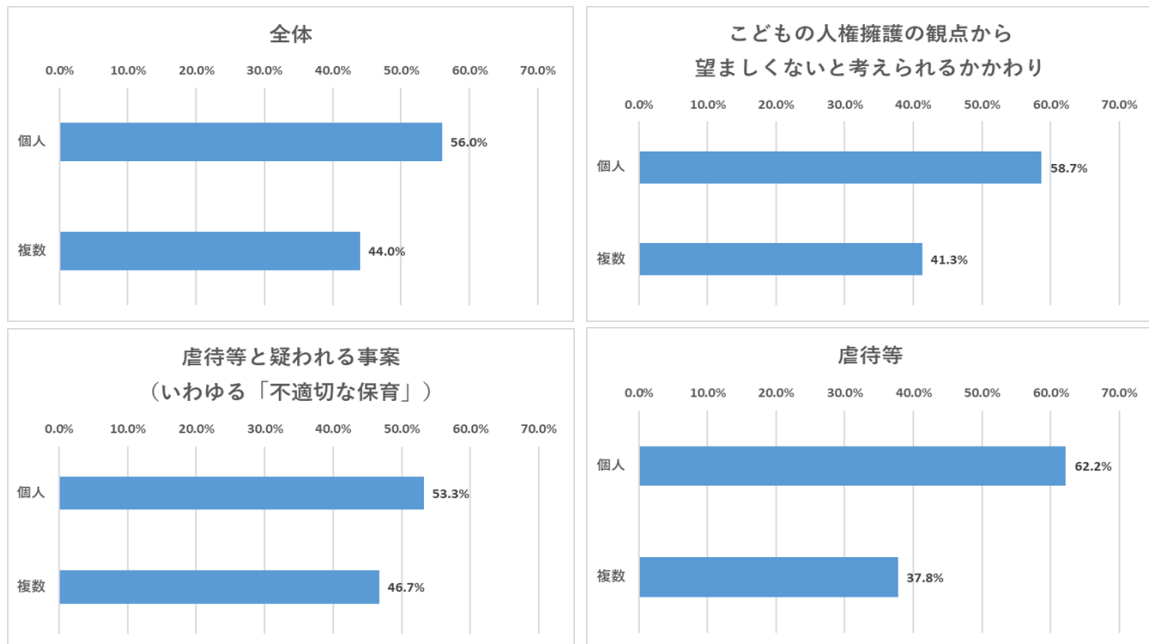
図表 74 行為を実施した者の性別



問 6(5)：当該行為の対象となった園児について、個人が複数かについてご回答ください。
(回答数：451)

全体では個人が 56.0%、複数が 44.0%となった。いずれの類型でも個人の方が複数より多い。

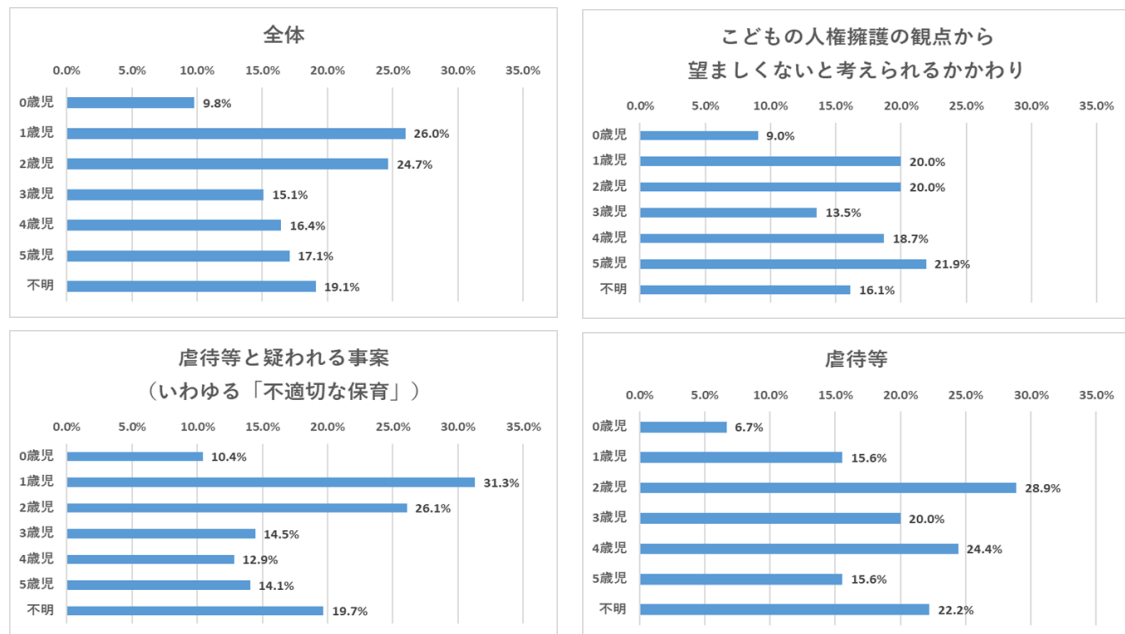
図表 75 行為の対象となった園児が個人か複数か



問 6(6)：当該行為の対象となった園児の年齢について回答してください。（MA）（回答数：577）

全体では1歳児が26.0%、次いで2歳児が24.7%、不明が19.1%となった。

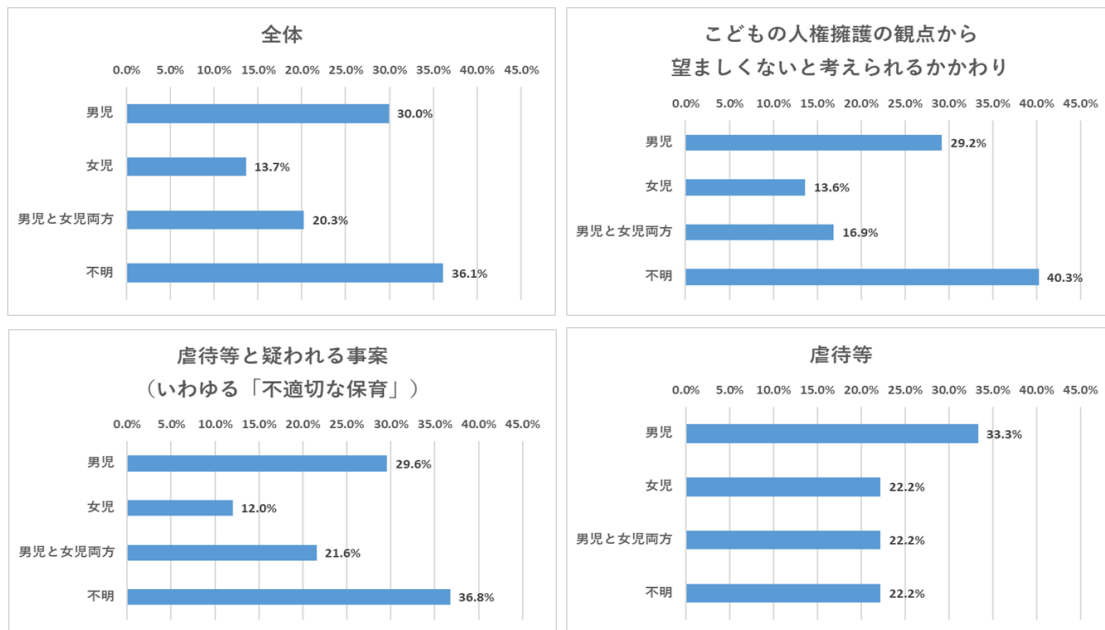
図表 76 行為の対象となった園児の年齢



問 6(7)：当該行為の対象となった園児の性別について回答してください。（MA）（回答数：454）

全体では不明が 36.1%、次いで男児が 30.0%、男児と女児両方が 20.3%、女児が 13.7% となった。「虐待等」では男児が 33.3%となった。

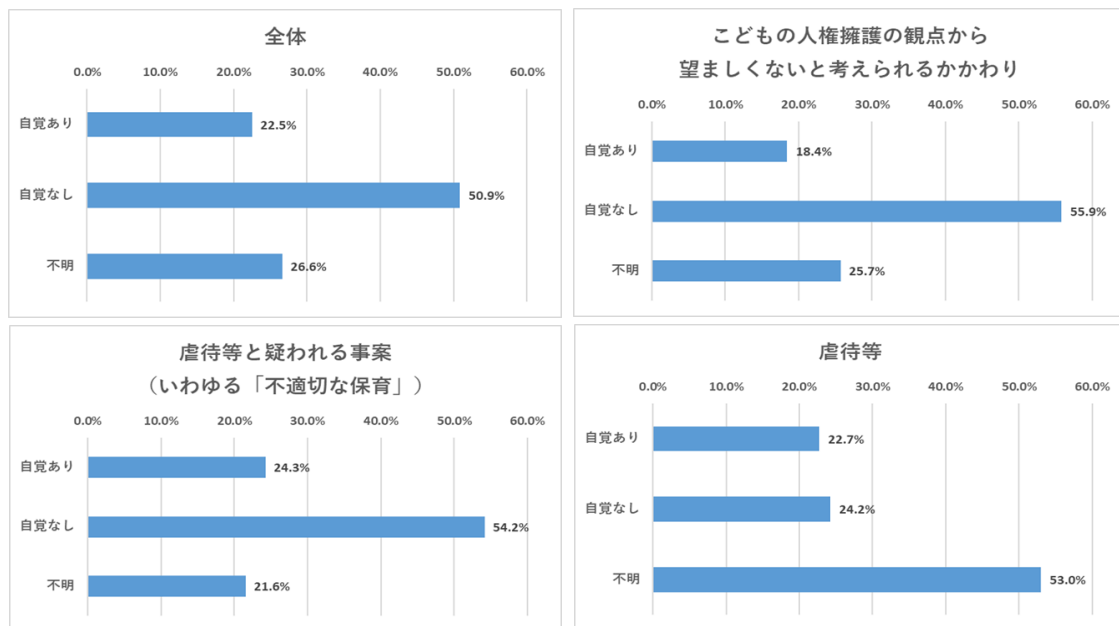
図表 77 行為の対象となった園児の性別



問 6(9)：当該行為を実施した保育士等について、不適切な行いであるという自覚の有無について、ご回答ください。（回答数：635）

全体では自覚なしが 50.9%、次いで不明が 26.6%、自覚ありが 22.5%となった。類型の中では「虐待等」において、不明と回答した割合が最も多い結果となった。

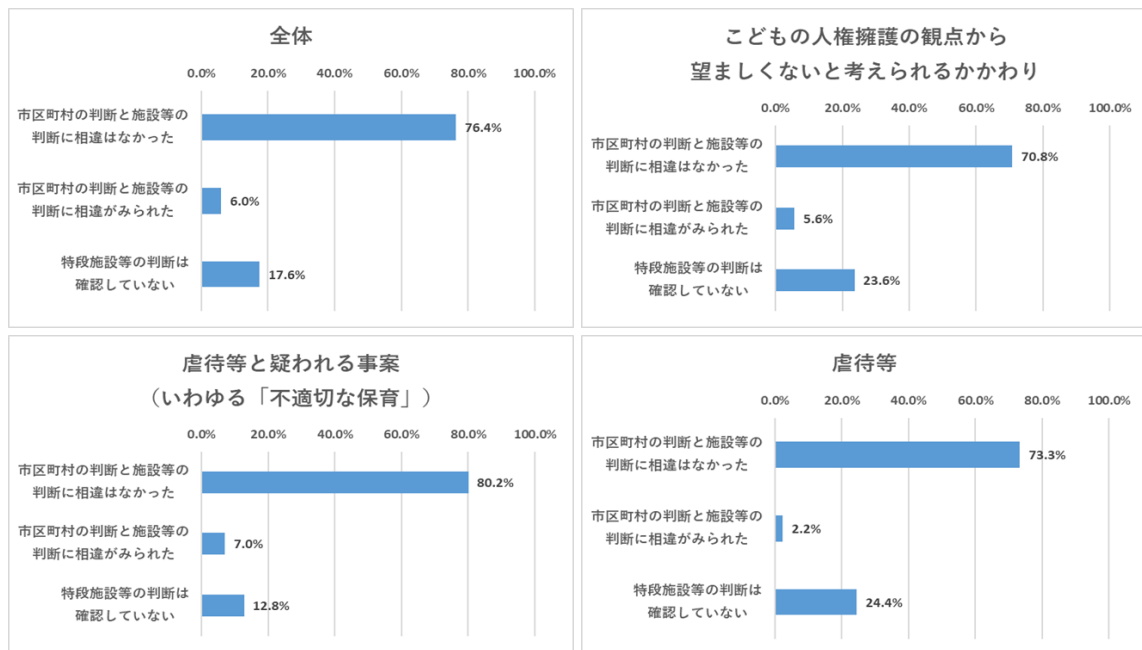
図表 78 行為を実施した保育士等の自覚の有無



問 6(13)：当該行為について、問 6(11)で選択した貴市区町村が判断した類型と、施設等が判断した類型に最終的に相違がありましたか。（回答数：433）

全体では市区町村の判断と施設等の判断に相違はなかったは 76.4%、判断に相違があったは 6.0%、特段施設等の判断は確認していないが 17.6%であり、いずれの類型でも相違はなかったとの回答が多い。

図表 79 行為について類型判断の相違



2. ヒアリング調査結果

(1)自治体ヒアリング調査結果

自治体に実施したヒアリング調査結果について、以下の調査結果サマリでは、ヒアリング項目のうち、本事業の主目的である「事案の概要、類型等について」、「事案を構成する行為について」記載している。

ア)調査結果サマリ

- 事案の概要、類型等について
 - ヒアリングを実施した多くの自治体から、類型判断の際に国のガイドラインを参考にはするが、「虐待等」の具体例の提示はあるが、それ以外の類型の具体例がないので判断に難しさを感じているとの意見があった。
 - 自治体にて、類型判断の見極めや事案に対する対応等について記載したマニュアルを作成し、マニュアルに沿って対応を行っている自治体も複数あった。自治体によっては、市のマニュアルにおいてガイドラインで規定する3つの類型以外の類型を設けているところもあった。
 - 通報があった際には、まず当該事案・行為が「虐待等」や「虐待等の疑い」があるのかどうかを確認しているところが多く、「虐待等」があったかどうかの判断の基準の1つとして、「身体的・心理的な外傷」が生じているかどうかを確認している自治体もあった。ただし、認定するにあたっての直接的な証拠が乏しい場合に、こどもにとっての影響を判断することが難しいという意見もあった。
 - また、ガイドラインでは「虐待等」とされている行為でも、例えば叩く行為であれば、叩く程度によっても判断は分かれると考えており、どういう場合には「虐待等」になり、どういう場合であれば「不適切な保育」になるのかといった基準が示されていないため、判断が難しいといった声があった。同様に心理的虐待事案でも判断に迷う自治体もあり、強い声掛けや叱責が「虐待等」にあたるかどうかの判断が難しいと感じるといった意見があった。同じ強い言葉であっても、受けたこどもによって捉え方も違うため、一方が与えた外形的行為だけでは判断ができないとの意見があった。
 - 最終的には、類型判断の際には、行為を行った個人の言動だけではなく、職場風土や職員同士のコミュニケーションの取り方、保護者の反応、こどもの反応等を加味して判断しているところが多い傾向であった。
 - 国のガイドラインが改訂される際には、「虐待等」以外の類型についてもできるだけ具体例の記載をするとともに、判断する際の基準や要素、ポイントなどについて書かれていると使いやすいものになるとの意見が多かった。また、類型判断後の行政上の対応についても合わせて書かれていると実務上有益であるとの意見もあった。

● 事案を構成する行為について

- 行為の類型判断の際には、行為の「程度や頻度」と「意図等の保育士の状況」は確認しているが、頻度については行為の回数（不適切な保育が一回だけなら指摘しない）ではなく、あくまで行為内容が不適切な保育かどうかで判断している、との意見があった。一方で、行為の「継続性」については判断基準の1つとしているところもあり、例えば「怒鳴る」や「大きな声で叱責する」といったように似たような行為であっても、「不適切な保育」と「望ましくないかかわり」に判断が分かれているものは、常にそういった行為を行っているのか、一回きりなのかといった、継続性を考慮しているといった意見もあった。
- 最終的に判断をする際には、こどもの心身の被害状況、保育士の動機、反復性等を総合的に踏まえて類型判断を行っている自治体が多かった。また、組織や職場風土として複数の保育士等が行為を行っているのかといった点を事案の重さを判断する際の観点としている自治体もあった。
- 行為がこどもに及ぼした影響（結果責任）を見る際に、傷が残る場合はわかりやすいが、こどもの状態がわかりづらい場合にこどもに対する影響がどの程度あったのか判断するのが難しいといった意見もあった。こどもの感じ方をもとに虐待の判断を行っているとした自治体もあったが、虐待と判断した後のこどもへの影響も含め慎重に類型判断・対応を検討する必要があるとのことだった。
- こどもの年齢については、話の理解できる年長だから、あるいは0歳児だからといった点は判定の際には考慮していないとしている自治体もあった。ただし、行為に至った背景にはこどもの年齢や理解力が影響を与えている可能性もあるため、行為の背景要因にはなるのではないかという意見があった。

イ)ヒアリング調査結果

以下では、ヒアリングを実施した自治体ごとの結果について記載する。

図表 80 ヒアリング調査結果

自治体	ヒアリング結果
A 都道府県	1. 事案の概要、類型等について 国のガイドラインを参照はするが、普段の業務では類型判断を行っていない。虐待等か不適切な保育かを判断する一つの基準として、<u>刑事事件になったか等、外形的に明らかに虐待等に該当するようなことがあったかという点はある</u>。刑事事件にもならずとも、<u>聞き取り調査をして、怪我に結びつくような暴力的な行為や閉じ込め等があったという確たる証拠があれば虐待等と判断する</u>。

自治体	ヒアリング結果
	2. 事実確認の対応について 事案を把握する経緯としては、内部通報と保護者からの通報が同じくらいの割合が多い。<u>基本的に通報があれば調査を行っており、その際には市町村の担当者も同行して現場へ向かい、可能な限り多職種の多くの職員へ聞き取り調査を行っている。</u>県と市町村どちらに通報があっても相互に情報共有し、対応できる体制をとっている。不適切な行為であるという明確な証拠があれば立入調査に切り替えて対応している。 3. 事実確認後の対応について 基本的に法令に基づいた措置を行っており、調査を行う場合は軽微な事案であっても、通知文書を持参している。調査の結果、<u>不適切な行為があれば、文書を発出し、改善計画、改善結果の報告書を提出してもらっている。</u>市町村と連携して対応しているが、通知の発出主体や、改善計画の宛名は県になる。 更なる被害防止や再発防止の取組として、<u>保育士向けの研修を実施。</u>ベテラン保育士と若い保育士では学んできた保育に差があるため、新しい保育を勉強してもらう機会が必要。事案の公表の基準は、虐待等に該当するかと同様、<u>刑事事件になっているかが基準</u>になっている。事案の通報から事実確認後の対応の一連のプロセスが終了するまで概ね1週間。何か事情があってもすぐに調査を完了できないということがあれば、1か月、2か月程度かかることもある。 4. 事案を構成する行為について 事案と行為で類型判断の対応に差はない。行為の中には虐待等に該当する可能性がある行為もあるが、行為の程度が刑事事件に至るようであれば虐待、至らなければ不適切保育という判断をしている。
B 都道府県	1. 事案の概要、類型等について 国への報告義務等がない中、報告や公表の必要性がなければ類型判断をする必要がない。そのため、過去の事案への対応において、<u>類型判断を実施したことがなく、類型判断を実施するためのプロセスも制定されていない。</u>アンケート回答にあたり初めて類型判断を実施したが、<u>ガイドラインにおいて「虐待等」以外の類型に該当する行為の例示が少なく、類型判断が非常に難しかった。</u>基本的には県が介入することなく事案が収束している場合がほとんどであり、単に情報共有・報告のみで県の対応を必要とし

自治体	ヒアリング結果
	ない場合も含め、年に3～4件報告がある程度。県からの助言する場合、事案に対してどこがキーポイントか（どの点を聴取してほしいか）や保護者対応について助言している。 2. 事実確認の対応について 事案発生時の事実確認は市町村主体で行っている。県は、市町村から事案発生時の報告を受けたり、市町村が対応を行うにあたり助言・指導を行うことはあるが、<u>県が対応に介入することは基本的にないため、県として事実確認におけるプロセスは制定していない。県への事案報告の実施も各市町村に一任しているため、重大事案が県に報告されていない可能性もある。</u>市町村における事実確認では、市町村と施設間でのコミュニケーションが難しいことにより事実確認ができない場合や、山間部の市町村で施設との関係が強い場合に施設への事実確認が難しい場合があった。 3. 事実確認後の対応について 事案発生時の事実確認後の対応は市町村主体で行っている。県は、市町村から事案発生時の報告を受けたり、市町村が対応を行うにあたり助言・指導を行うことはあるが、県が対応に介入することは基本的にないため、県として事実確認後の対応におけるプロセスは制定していない。<u>ガイドラインには重大事案を国に報告するという記載があるが、具体的にどのような事案を国に報告するかの判断基準が明確になると良い。</u> 4. 事案を構成する行為について 国への報告義務等がない中、報告や公表の必要性がなければ類型判断をする必要がない。そのため、過去の事案への対応において、類型判断を実施したことがなく、類型判断を実施するためのプロセスも制定されていない。アンケート回答にあたり初めて類型判断を実施したが、ガイドラインにおいて「虐待等」以外の類型に該当する行為の例示が少なく、類型判断が非常に難しかった。また、県として事案に関与する上で、事案への関与のあり方が難しい。 5. その他 今後通報義務制度が新設される上で、<u>市町村によって温度差がないような形で、重大事案はすべて県に報告される必要がある。均一的な報告がされるよう、ガイドラインの改訂が必要ではないか。</u>

自治体	ヒアリング結果
C 都道府県	1. 事案の概要、類型等について ガイドラインは参考にするが、<u>虐待等の類型判断を実施しているわけではなく、確認した事実が基準等に照らして適正か判断している。</u> 2. 事実確認の対応について 法令に基づかない措置を実施するかどうかはケースによって異なる。通報者の属性を考慮したり情報提供者の特定が匿名等で困難な場合には実施が難しい場合もある。法令に基づく措置としては、施設の運営に重大な影響を及ぼしている疑いがある場合（児童の権利や安全に影響がある）等、特別指導監査を実施する場合の規定に沿って実施している。 事実確認の際に困難な点としては、不適切保育があっても証言がとれない、保育士本人が否定している、密室で行われて映像がない、他の職員が周りにいなかった等で確認が困難となることがある。その他、市町村との間で見解の相違がある場合は指摘文書の調整等があり対応が難しいときもある。 国に対しては、事実確認の手続きにおける都道府県と市町村の役割分担を整理してほしい。 3. 事実確認後の対応について 法令に基づく処分については、児童福祉法に基づいて実施している。特別指導監査後に改善の報告を求め、不十分な場合は改善勧告を出す、改善勧告よっても改善の見込みがないときには処分という流れになる。市町村との連携でうまくいった点としては、市町村にも対応してもらえることで継続的に改善確認を行えたことがあげられる。 4. 事案を構成する行為について 検査の段階で「程度や頻度」と「意図等の保育士の状況」は一通り確認する。ただ<u>頻度については行為の回数（不適切な保育が一回だけなら指摘しない）ではなく、あくまで行為内容が不適切な保育かどうかで判断している。</u>また、こどもの年齢層についてはあまり考慮していない。相手が話の理解できる年長だから 0 歳児だからといった点は判定の際にはみていない。ただし、<u>行為に至った背景にはこどもの年齢や理解力が影響を与えている可能性もある</u>と思うので、<u>背景要因にはなるのではないかと</u>考えている。

自治体	ヒアリング結果
	5. その他 監査の中で、不適切な保育にあたると確認できるものもあるが、実際に<u>監査の中で事実確認ができなかった事案は困難</u>であると感じる。数多くの相談や苦情がよせられるが、具体的な施設名がわからないことも多く、事実確認ができない場合もある。
D 市区町村	1. 事案の概要、類型等について 類型判断にあたり、国のガイドラインを参照しているが、<u>国のガイドラインでは「虐待等」以外の類型に該当する行為の例示が少ないため、不適切な保育に該当するのか、望ましくないかかわりなのかの判断が難しい</u>。現在は、事実確認結果をもとに、<u>こどもの心身の被害状況、保育士の動機、反復性等を総合的に鑑みて判断を行っている</u>。一つの行為や言動だけでなく、前後の経過等を踏まえて判断する必要があるが、<u>より多くの具体的な行為を例示すると共に、判断の仕方やポイント等をガイドラインに記載してほしい</u>。 2. 事実確認の対応について 事案の把握は主に職員・保護者・近隣住民等からの通報である。通報があれば、通報者の意向を確認した上で施設に事実確認を依頼し、事実と判明した場合は文書での報告を求める。施設からの事実確認報告が不十分であれば再調査・再報告を依頼する。施設が全く協力しない場合は立ち入り調査をする必要があるが、実際は必要性があったケースはない。また都道府県との連携は特に実施していない。 3. 事実確認後の対応について 事実確認後、課題を特定・再発防止策まで施設側で検討し、報告書の提出を求める。通報から研修・再発防止策の報告まで1か月程度要する。再発防止策が不十分であれば指導・助言を行うが、必要とされるケースは少ない。中々改善が見られなかったり、研修内容が足りていない場合は、市が施設側へ出向いて施設長・職員と面談をしたケースは過去にあった。都道府県との連携は特に実施していない。そもそも事案が発生しないように、市にて手引き（望ましくない関わりの例示、日々の保育振り返りチェックシート、ケーススタディ、事例集等で構成）を作成し施設に配付している。 4. 事案を構成する行為について 類型判断にあたり、国のガイドラインを参照しているが、<u>国のガイドライ</u>

自治体	ヒアリング結果
	ンでは「虐待等」以外の類型に該当する行為の例示が少ないため、<u>類型判断が難しい</u>。現在は、事実確認結果をもとに、<u>こどもの心身の被害状況、保育士の動機、反復性等を総合的に鑑みて類型判断を行っている</u>。対象事案の行為として、一生懸命に保育を行おうとする保育士の想いが、こどもの気持ちに寄り添えない強引な保育につながることもある。周りの職員が気づき、こどもにとってより良いかわり方にするにはどうしたらよいのか、日頃から施設全体で考えてもらうことが大切である。
E 市区町村	1. 事案の概要、類型等について ガイドライン、及び<u>障害者や高齢者施設での虐待対応マニュアルも参考とした市独自のマニュアルを作成して判断</u>している（ガイドラインだと事実確認方法や、調査主体についての記載がないため、市独自のマニュアルにて記載している）。指導監査を担当する部署の管理職、保育現場の実情に応じた判断が必要不可欠なことから保育の専門性有する施設の管理・監督経験がある保育職の管理職を入れて、事案の類型判断をしている。類型判断の線引きには難しさが伴い、<u>まず虐待等に該当するかどうかガイドラインの具体例に当てはめて確認するが、そもそも虐待等の基準が示されていないので判断が難しい</u>。今後国のガイドラインが改訂される場合、行為の程度判断の基準、行為者と周囲の証言が食い違う場合の事実認定、こどもへの聞き取りの要否等が示されると良い。 2. 事実確認の対応について 事実を把握する経緯は全体では施設・法人からの報告が最も多い。通報・報告を受けた際に、直接の関与者なのか第三者なのかを確認したうえで、施設への連絡を希望するかを確認し、調査を開始する。ただし、内容によっては希望がなくても市の判断で連絡・調査を実施する。施設側での調査をしてもらうのが基本であるが、<u>保育所等で適切な調査が期待できない場合（行為者が園長であり、園長以外に調査できる人がいない等）や、過去にも虐待行為が認定されている場合は市から最初に調査をする</u>こととしている。また、法令等に基づく特別監査を実施する要件としては、身体的虐待のうちすでに外傷を生じさせている行為、性的虐待、ネグレクトのうち職員がこどもにけがを負わせた状態を放置する行為が確認された場合としている。 3. 事実確認後の対応について 聞き取り調査の結果、事実が確認された場合、虐待等なのか望ましくない

自治体	ヒアリング結果
	関わりなのか等の類型判断を行い、虐待等となる場合は文書指導をして改善報告を求めることとしている。望ましくない関わりの場合は口頭指導としている。口頭指導の場合であっても、その後の改善は文書で確認するようにしている。ただし、法令に基づく特別監査の基準に該当する行為の場合や、過去に虐待があった施設での再発の場合は改善勧告する。公表については、基本的には法令に基づき公表としている。ただし、過去に虐待事案があった場合は、前回の改善勧告から改善が図られていないという判断で公表する場合もある。また、重大事案（死亡・意識不明）等の場合も公表することになる。 4. 事案を構成する行為について <u>行為それぞれを分解して判断するとともに、組織風土としてそうなっているのか等、事案全体としてもみるようにしている。</u>判断基準・課題は行為と事案で変わりはない。 5. その他 危険回避行為（例えば散歩中に車が突っ込んできたときにこどもを危険回避のために突き飛ばした等）は3類型いずれにもあたらないものとしている。また、行為者の証言の事実確認がとれない場合に事実認定ができない場合がある。その際は、このようにみられること自体が良くなかったというような助言だけするようにしている。
F 市区町村	1. 事案の概要、類型等について <u>ガイドラインに沿って市独自の手引を作成しており、国の考え方に基づく本市の手引に沿って判断をしている。</u> 事案の類型判断にあたってこれまでに判断に悩むケースはなかったが、保育所等からの報告で疑義があれば細かく保育所等と内容の確認・摺り合わせをするようにしている。<u>ガイドライン上では虐待等の行為例とされている「叩く」や「押入に入れる」といった行為の類型判断にあたっては、「明らかな外傷や心理的外傷（医師による診断）があるか」を一つの判断軸としている。</u> 2. 事実確認の対応について 全体としては保護者からの相談が多いが、<u>最近では保育所等が自ら相談してくるケースも増えており、意識が変わってきていると感じている。</u>事実確認のプロセスとして、まずは相談内容が事実かどうかを保育所等による

自治体	ヒアリング結果
	調査・市から保育所等への聞き取りにて確認する。事実の内容が改善命令に値する内容であれば法令に基づく改善命令を出すことになる（法令に基づく措置の該当ケースはなし）。 3. 事実確認後の対応について 不適切保育の事実が確認された場合は、関係課長に部長も含めた協議により指導内容を決定し、文書または口頭により指導している。不適切保育には当たらないが、子どもの人権擁護の観点から望ましくない保育であった場合にも口頭指導等を行っている。虐待等の重大な案件が確認された場合については、必要に応じて特別指導監査を行い、市の審査委員会（局内2部長、6課長により構成）に諮ったうえで、「改善勧告」等の法的措置を実施し、改善計画の策定と計画の実施を指導する。 なお、改善勧告等の法的措置を実施した場合は、原則として公表する。事案の通報から事実確認後の対応の一連のプロセスが終了するまでは、3か月から長いと1年程度かかるものもある。 4. 事案を構成する行為について 類型判断の考え方については、行為と事案で違いはなく、手引に沿って判断をしている。 5. その他 相談者が第三者や匿名であり詳細が分からない場合や、どこの保育所等での事案なのかが分からない、かなり昔の事案であり関係者がいない場合、相談者の了承が得られない場合等では保育所等に確認ができないケースがあり、その場合は何れの類型にも該当しない整理となってしまう。この場合は、<u>保育所等には「どこを切り取られても誤解されない保育をしている」という方針を再共有する。</u>
G 市区町村	1. 事案の概要、類型等について <u>ガイドラインでは、虐待等の具体的な事例は示されているが、不適切な保育と望ましくないかわりについては示されていないため、判断が難しい。</u>そもそも日常業務として、市も施設もどの類型に該当するか判断して対応を行っているわけではなく、事案に応じ、改善に向けてどのように取り組めばよいか検討している状況。

自治体	ヒアリング結果
	2. 事実確認の対応について 事案把握に至る経緯としては、保護者からの相談が多い。法令に基づかない措置としては、まずは施設長もしくは法人に聞き取りをして事実確認をしている。緊急性、重大性が高くないと判断した場合は、その後施設で改善に向けた取組を行ってもらうが、取組が不十分な場合や保護者からの訴えが継続する場合は、市が職員全体員に聞き取りを行い事実確認をしている。法令に基づく措置はあまり実績がないが、音声や映像での客観的な証拠を基に、監査を行う別部署と連携して、児童福祉法、こども子育て支援法に基づき、随時指導監査を行ったことがある。事実確認にあたっては、他自治体と連携していない。国への要望として、不適切な保育や望ましくないかかわりの具体的な事例や基準を示してほしい。 3. 事実確認後の対応について 再発防止に向けた取組として、研修やワークショップも行っており、定期的な訪問と相談を受ける体制を整えている。半年経過時やまたは年度末に、任意の職員アンケートを実施し、不適切保育に関する改善状況等を確認するとともに、施設長等に還元し、施設運営に役立ててもらっている。事案の通報から事実確認後の対応の一連のプロセスが終了するまで、一回聞き取りで終わるものもあるが、長いものでは半年～1年4か月を要するケースもある。 4. 事案を構成する行為について 類型判断の考え方については、行為と事案で違いはない。<u>「怒鳴る」や「大きな声で叱責する」といったように似たような行為であっても、不適切な保育と望ましくないかかわりに判断が分かれているものは、聞き取った内容に基づき、その行為の前後の状況や日頃の保育の様子なども含めて、状況判断するようにしている。</u> 5. その他 職員の人間関係、ハラスメントに関して通報を受けることが多い。また、保護者からは自分の子どものことなので強く主張してくることもあり、きっかけは不適切保育だったかもしれないが、カスハラ、モンスターペアレントの問題につながるケースも増えている。その対応のため職員に負担がかかっている側面もある。匿名での通報もあるが、身元を明かさないように情報が隠されていることで、事実確認が行えない場合もある。

自治体	ヒアリング結果
H 市区町村	1. 事案の概要、類型等について 国のガイドラインに基づき判定を行うが、ガイドラインのみでは類型の見極め、判断のタイミング、事例の対応手法等の詳細がないので、別途<u>市にてマニュアルを作成して補足し、市の区・局の担当部署の合議のうゑで決定している。</u>判断に迷う事案としては、<u>特に心理的虐待事案で迷うことが多い。</u>強い声掛け、叱責が虐待等に当たるかどうかの判断が難しいと感じている。同じ強い言葉であっても、行為者本人の意図であつたり、受けたこどもの捉え方や影響も異なるため、一方が与えた外形的行為だけでは判断ができない。 2. 事実確認の対応について 区・局の合議によって措置を決定している。ヒアリングをする場合は事案の内容に応じてヒアリング対象者を決定し、市役所等に来庁してもらい実施するか、立入調査という形で実施する。立入調査は児童福祉法等関係法令に基づき実施している。案件の重大性に応じて、特別指導監査という場合もありうる。指導方針等の意思決定の権限者は、案件の重要度によって異なる。不適切保育が近年増えている背景の一因として、保育士の（保育以外の）業務の増大があるのではないかという印象がある。保育行政においては人員配置や予算措置が（過去の経緯が異なることなどから）教育行政と比べて十分と言ひ難い面があり、現在の課題に追いついていない面があると感じている。国で現状に見合った仕組みは何なのか考えていただくことが必要ではないか。 3. 事実確認後の対応について 虐待等の行為を確認した場合は、原則として文書により改善指導を行う。指導に従わない場合や改善が見込めない場合は、法令に基づき、改善勧告、改善命令と段階的に指導を強化することとなる。児童の生命に危険が生じするような場合は法令の定める手順によらないことも考えられる。これは公表の場合も同様であり、更なる被害防止や再発防止は、法人に指導して計画や方策の策定と提出を求め、それらが不十分な場合には更に指導等を行う。公立園の場合は直営であるため、事案ごとに区・局で研修や個別の人材に対する育成等を実施している。通報から対応終結までの期間は長期化傾向にあり、改善したという確認も含めて数か月以上はかかり、年単位で継続する案件もある。事案の公表については、指導情報は通常は非公表のため、法律に定める手続きの段階に至ったときに行うこととなる。公表す

自治体	ヒアリング結果
	る場合は「制裁措置としての公表」と「制裁を目的としない公表」がある。 4. 事案を構成する行為について 頻度を判断する際の観点として2つある。「一人の保育士による行為」であった場合、それが<u>いつときの感情の発露によるものか、特定のこどもを執拗にいじめる意図などがあったのかを確認</u>する。一方で、「園内全体での行為」であった場合、一人の保育士の資質ではなく、<u>法人や施設として誤った認識のもと、行為が複数の（施設長も含めた）保育士によって行われていた場合は重みが違う</u>。それによって、類型判断を変えることはある。行為の類型を判断する際には、<u>行為の外形だけをみて一律にこの類型に当てはまるという考え方はしておらず、行為の背景や保育士の意図、行為が及ぼした影響（結果責任）を含めて「虐待等にあたるか」という事実認定を行っている</u>。
I 市区町村	1. 事案の概要、類型等について 市では、<u>対応マニュアルを令和4年に作成し対応</u>。国のガイドラインは、<u>各類型ごとの具体例が少なく、類型判断やその後の対応が難しい</u>という課題感がある。事案の行為を判断するにあたり、国のガイドラインで示されている「虐待等」「不適切な保育」「こどもの人権擁護の観点から望ましくない関わり」の他、<u>「園の運営や職員のモラルの問題」を加えて分類した</u>。事案が発生した際は、事案に応じて部長級を含む対応方針会議を開催し、場合によっては、児童福祉専門の方や弁護士等の外部有識者の意見を聴取して類型判断を実施している。 2. 事実確認の対応について 事案を把握する経緯としては、保護者・職員から市に電話やメールでの通報、窓口訪問等による通報が多い。事案把握後、課内の幼児教育サポートセンターや監査部局等が、対応マニュアルに基づいて施設を訪問し、児童の安全確認・施設長への事実確認を実施している。 3. 事実確認後の対応について 事実確認後、市内部の対応方針会議にて類型判断および対応を検討し、外部有識者（保育所等認可等の意見聴取をしている委員や、要対協に参加している弁護士）に意見を聴取している。今回の事案では、通報内容を一般指導監査で確認したことから特別指導監査に切り替えて対応した。具体的には、施設等へは、文書による改善が必要な項目を通知し、改善報告を求

自治体	ヒアリング結果
	め、引き続き幼児教育サポートセンターによる巡回を実施し、保育内容の確認や相談対応・助言を行った。 当該施設は再発防止の一環として保育を公開し透明性を図るとともに、他施設からの質の向上に向けた助言をもらうことも実施している。 4. 事案を構成する行為について 今回の事案を構成する行為では、保育士に悪意はなかったが、こどもにとっては恐怖と感じた行為であったことから、対応マニュアルに沿って対応したものの、類型判断が難しかった。 5. その他 <u>国のガイドラインで類型判断基準を明確に提示いただきたい。</u> 子ども虐待対応の手引き(p.4)に則ると、こども側に立って虐待の判断を行うが、保育施設内案件については虐待と判断した後の影響も含め、慎重に類型判断・対応を検討する必要がある。 事案の公表や積極的な指導を行うには、当該園に通うこどもの転園対応が難しい状況を考慮せざるを得ない。
J 市区町村	1. 事案の概要、類型等について 事案の通報等があった場合には<u>自治体にて作成しているマニュアルを基に対応</u>を実施している。事案の報告があった際は、一つ一つ事実を確認しながらまずは「虐待等」に該当するかどうかを確認し、「虐待等」まではいかないと判断すれば「不適切な保育」としている。<u>個人の言動だけではなく、職場風土、職員同士のコミュニケーションの取り方、保護者の反応、こどもの反応等を加味して判断</u>している。「不適切な保育」以上の事案については改善計画書を提出してもらいフォローアップを実施している。 2. 事実確認の対応について 通報の種類としては、電話が最も多く次いでメール。通報者は保護者が多く、次いで職員の順。不適切な保育以上の可能性がある事案については、指導検査を実施する係とも連携した組織的対応を実施する。自治体で作成している通報への対応フローにあるとおり「虐待案件にあたる可能性が高い事案」、「警察への通報の可能性がある事案」など「緊急・重大案件」に該当する事案の場合には法令に基づく事実確認を実施する。

自治体	ヒアリング結果
	3. 事実確認後の対応について 事実が確認された後は、事案の内容に応じて「お咎めなし」、改善計画の策定を求める「文書での改善通知」と「口頭での改善依頼」がある。施設から改善計画が提出された後は、改善計画の内容と現場での対応に乖離がある場合も多いので、自治体側で速やかにフォローアップを実施している。事案の内容によっては、係を越えたメンバーから構成される検証委員会を開催し、改善計画のポイントを洗い出すことをしている。通報から事実確認後の対応までの期間は、公立園で短く私立園で長くなる傾向がある。 4. 事案を構成する行為について <u>行為の結果、こどもの状態がわかりづらい場合は判断が難しい</u>と感じる。「当該職員以外も同じような言動をしているのではないか」、「望ましくないと思われる行為を見聞きしているけど言えない、相談できない」といった<u>職場風土</u>についても、<u>行為内容と合わせて事案の重さを判断する際の観点</u>としている。 5. その他 通報者が匿名であったり施設名がわからない場合は事実確認ができないことも多いので対応が難しい。また、行為内容としては、例えば「つい言ってしまった」や「地声が大きい」といったこどもの人権擁護の観点から望ましいかわりではないということを、園長、事業者と共通認識をはかるには時間を要するケースもある。
K 市区町村	1. 事案の概要、類型等について <u>国のガイドライン及び当該ガイドラインに準じて市で作成したマニュアルに基づいて対応</u>している。国のガイドラインで虐待等の具体例とされている行為でも、<u>その程度によって不適切な保育にもなりうるため、判断が悩ましい</u>。例えば叩く行為であれば、ガイドラインでは虐待等の具体的な行為例としてあげられているが、<u>叩く程度によっても判断は分かれると考えており、一つの基準として、外傷が生じているかという点を一つのポイント</u>として考えている。類型判断の明確な基準を示してもらえるとありがたいが、それでも事案毎にケースバイケースな判断が必要にはなる。

自治体	ヒアリング結果
	2. 事実確認の対応について 事案を把握する経緯としては、類型毎に差はなく、保護者からの通報と職員からの匿名の内部通報がほとんどを占めており、市民等の外部からの通報はほとんどない。通報があれば基本的に施設長に確認の電話をして、事案の内容に応じて職員へ聞き取り調査を実施。望ましくないかかわりであれば、職員への聞き取りはせず、施設内で再発防止の取組を実施、その内容を報告してもらうにとどまることもある。通報があった場合は県の担当者にも情報共有している。県からヒアリングシート案を共有してもらったことで、聞き取り調査の内容のブラッシュアップに役立ったこともあった。対応にばらつきがないように、国や県の職員の専門的な観点から、対応の方向性を示してもらえ、担当を設置したり、市町村から国や県へ相談できる窓口を設置してもらえるとありがたい。 3. 事実確認後の対応について 望ましくないかかわりの場合は助言文書、不適切な保育の場合は指導文書を発出している。県への情報共有は、特に基準なく、基本的に実施。国のガイドライン、市のマニュアルに沿って、死亡事件、刑事事件、児童福祉法やこども子育て支援法に基づく改善勧告に従わない重大事案であれば公表するが、そういった例はない。事案の通報から事実確認後の対応の一連のプロセスが終了するまで、半月で文書発出に至る事案もあれば、聞き取り等を行う中で2カ月半かかった事案もあった。 4. 事案を構成する行為について 類型判断の考え方については、行為と事案で違いはない。叩く行為については、<u>外傷が生じているかという点を一つの基準</u>として、判断した。暴言の行為については、子供の安全面のために強い口調で言ったという点を踏まえ、望ましくないかかわりと判断した。 5. その他 子どもに手を出している事実があれば、虐待等でなくとも不適切な保育、望ましくないかかわりに分類している。聞き取りをして、どの類型に当てはまるか、個別判断している状況。国のガイドラインでは虐待等を示しているが、<u>その他類型の基準があるとありがたい</u>。

自治体	ヒアリング結果
L 市区町村	1. 事案の概要、類型等について <u>類型判断のプロセスとしては、通報があった際に、まず虐待等にあたるのか、虐待等の疑いがあるのか確認する。</u>緊急性の度合いを判断して、施設への立入や聴取り等を行う。虐待等にあたらないと判断した場合、何等かの改善が必要なのか検討し、改善が必要ならば指導を行ってきた。 類型の判断に悩むことがあるため、虐待等と不適切な保育の判断を分ける指針があるとよいのではないかと。 例えば、事案によっては複数の行為が該当する場合があります、全体として虐待等にあてはまるか迷うことがある。また、<u>虐待等については具体例が現行のこども家庭庁のガイドラインに示されているが、認定にあたり直接的な証拠が乏しい場合に、こどもの立場に立ったとしても、こどもの心身に与えた影響やその後及んだ影響を判断することに難しさがある。</u> ガイドラインを改訂する際は、例えば「適切な食事を与えない」という現行のガイドラインでは虐待行為とされている例について、どのような場合に「虐待等」あるいは「不適切な保育」になるのか、<u>類型判断する際に考慮すべき要素や優先される考え方が記載されると、より判断しやすくなるのではないかと。</u> 2. 事実確認の対応について 保護者の通報や問合せで把握することが多い。法令に基づかない措置では、任意の聞取調査や、保育園に注意深く監督するよう依頼をしている。虐待が疑われる蓋然性が高いなら指導監査になるが、情報の精度が低く、監査で確認し難い内容の場合は、施設長に監督等の協力を求める場合がある。虐待等の疑義があり、緊急の事案では法令に基づく監査を実施した。 3. 事実確認後の対応について 類型を判断した上で指導や処分等を行う。これまで法令に基づく行政措置は実施したことがない。虐待等は行政措置に該当することが明らかであるが、改善が必要とされる不適切な保育に対して、法的拘束力のない指導が妥当であるか判断に悩むことがある。子どもの人格の尊重は認可基準であり、その基準に反した場合に勧告等の行政措置を採ることになっているが、<u>行政措置は虐待等のみ該当するのか、虐待等にあたらない不適切な保育であっても該当する場合があるか、ガイドラインで今後明らかになるといい。</u>県と連携する場合は、事案の重大性等を判断して行う。虐待等の事案で監査の際に県と連携しなかった理由としては、緊急性が高く連携する

自治体	ヒアリング結果
	時間的な余裕がなかったため。 通報から事実確認後の対応まで、一連のプロセスに要する期間は、3 か月～5 か月程度。 4. 事案を構成する行為について 傷が残ればわかりやすいが、こどもへの影響の判断が難しい。虐待等か不適切な保育か、見極めが難しい。

(2)施設ヒアリング調査結果

ヒアリングを実施した施設の結果については以下のとおりとなった。

ア)ヒアリング調査結果

図表 81 ヒアリング調査結果

施設	ヒアリング結果
A 施設 ¹⁷	・ 保護者からの通報によって行為が発覚したが、行為が発生した後は担任保育士 1 人 1 人から話を聞き、どのような意図があったのかや行為が発生した状況について事情聴取した。その結果、「給食の盛りつけ量をクラス全体で減らした」のは完食を目指したかったから、「特定のこどもに麦茶を提供し忘れた」のは悪意があったからではなく、行動がゆっくりめのこどもだったこともあり、麦茶を注ぐタイミングを逃してしまった、配膳されたことの確認を怠ってしまったことが背景としてあったことがわかった。 ・ 施設としては、これを受けて<u>食事量を減らすといった行為は「虐待等」にあたる場合もあることを全体周知し、3 歳児以上のクラスでは配膳後に「ご飯があるか、スープはあるか」といったように一つ一つ確認をとるように全職員に周知</u>した。こどもによっては、食が細い場合や苦手食材がある場合もあるので、こども本人から希望があった際には、本人の食べられる量に盛りつけたことを保護者に伝えるようにしている。 ・ 市としても<u>人員配置上は基準を満たしていたので、保育士の人員が足りていないということが原因ではない</u>と考えている。 ・ 保育現場としてみると、給食の提供については、自分の意見を伝えられるこどもから「量を減らしてほしい」という要望があって減らしたが、保護者が減らしてほしくないと考えている場合に悩ましい。<u>こどもの食べたくないという希望を尊重し、優先すべきと考えるが、保護者は食べさせたいという意向や食事を減らすことが虐待との主張があった場合、現場の保育士としてどちらにどこまで踏み込んで対応すべきか悩ましい。</u> ・ <u>保育園としても、食事を与えないという行為が、どの程度になったら虐待等に該当するかという点は慎重に捉えている。</u> ・ 市としては、例えば麦茶を提供し忘れた行為については、食べ物からの水分補給ができたこと、給食以外に飲み物を飲む機会もあったこ

¹⁷ ヒアリングは、当該施設の所在市の市役所職員も同席のうえ実施した。ヒアリング調査結果には、市役所職員からの回答内容も記載している。

施設	ヒアリング結果
	と、発生した季節などから、健康を害したとまでは考えづらかった点、職員の供述、当日の給食提供の様子、注ぎ忘れのあった回数等を総合的に考慮して「虐待等」と認めないと判断した。「不適切な保育」については改善が必要な行為だと考えているが、例えば今回の事案でも、仮に指導に従わないまま同じ行為が続いた場合に、どの時点で「虐待等」と判断すべきか悩ましい。

第5章 調査結果に基づく現状分析・考察

1. テキストマイニングによる現状分析

(1) 分析目的・分析方法

アンケート調査において自治体から回答のあった不適切な保育等の行為内容のうち、同様の行為であっても自治体間で類型判断が分かれている可能性のある行為を調べるために、各類型に共通して出てくる動詞を抽出することを目的にテキストマイニング分析を行った。

特に動詞に着目したのは、保育士等が能動的に実施した行為を抽出できる可能性が高いためである。都道府県及び市区町村のアンケート調査結果から得られた行為内容の記述（問 6（8）の回答内容）及び当該行為に関する自治体の類型判断結果（問 6（11））について、テキストマイニングを実施した。

具体的な手順は以下のとおりである。

- ① 「虐待等」「不適切な保育」「望ましくないかわり」の3類型ごとの行為内容についてテキストマイニングを実施し、それぞれの類型における頻出動詞を抽出した。
- ② 頻出動詞の中から、「保育士等が能動的に行った（と考えられる）動詞」を頻出度順に各類型上位 10～15 程度抽出した。（図表 82、図表 83）
- ③ ②で抽出した動詞のうち、各類型に共通して出現する動詞を含む行為は、どの類型であっても出現する行為であり、同様の行為内容であっても自治体間で判断が分かれている可能性が高い行為であると考えられる。当該動詞を含む行為を類型ごとに抽出し比較することで、行為内容や程度の差異を確認した。

都道府県及び市区町村における類型毎の頻出動詞は以下のとおりである¹⁸。

図表 82 都道府県におけるアンケート調査結果の頻出動詞

望ましくないかわり	不適切な保育	虐待等
連れる	引っ張る	出す
させる	叩く	閉める
つねる	怒る	抱き上げる
たたく	出す	かかえる
叱る	脅かす	抱く
引っ張る	泣かせる	叩く
	叱る	閉じ込める
	突き飛ばす	掴む
	たたく	連れる
	閉める	押す
	殴る	引きずる
	押す	引っ張る
	連れる	つく
	させる	連れ出す
	つく	苛立つ
		からかう
		怒鳴る
		泣かせる
		触る
		させる

¹⁸ 3 類型に共通して出てくる単語はオレンジ色、「望ましくないかわり」「不適切な保育」の類型に共通して出てくる単語は黄色、「不適切な保育」と「虐待等」の類型に共通して出てくる単語は緑色。
上から順に頻出頻度が高い単語となっている。

図表 83 市区町村におけるアンケート調査結果の頻出動詞

望ましくないかかわり	不適切な保育	虐待等
引っ張る	引っ張る	させる
させる	させる	叩く
投げる	叩く	閉める
叱る	つかむ	たたく
連れる	怒る	閉じ込める
つく	叱る	叱る
怒鳴る	押す	掴む
叩く	連れる	引っ張る
怒る	閉じ込める	抱える
掴む	つく	触る
	怒鳴る	連れる
	投げる	小突く

(2)頻出動詞に基づく行為の具体例

上図の頻出動詞のうち、ガイドラインで「虐待等」の具体例とされている「叩く」、「叱る」・「怒る」(※ガイドライン上は「感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする」と記載)、「閉め出す」・「放置する」・「無視する」(※ネグレクト、心理的虐待に該当)といった動詞を含む行為を類型毎にいくつか抽出し、類型によって行為内容や行為の程度等に差異がみられるのかを調べた。以下で記載した行為例は、市区町村の回答内容から選定した例である。

ア)叩く

下図のとおり「望ましくないかかわり」に分類されている行為についてみると、「おむつ交換時、名前を呼んでもすぐに来なかったら叩く」、「子どもが苦手な食べ物を横から口を開けさせて詰め込み、嘔吐したら叩く」といった、行為内容からは「不適切な保育」以上の行為と考えられる行為が「望ましくないかかわり」と判断されている。一方、「先生が鬼になる。頭をポンポンと叩かれた」は、回答内容からは程度の軽い行為に捉えることもできるが、結果として「他の園に通うようになってからも昨年度の園の近くを通ると子どもが恐れる」といったように、こどもへの心理的な影響が見受けられる。同様に「担当の保育士が布団に入ってから背中を強めにトントンした」はトントンという表現が用いられているが、その後の保育士の行為も合わさった結果「その加配保育士のことを怖がって保育園に行きたがらなくなった」という影響がでていることがわかる。

「不適切な保育」に分類されている行為については、「トイレ促しの際、愚図っている未

満児に対して、お尻を叩いた」、「給食の際、膝を椅子に立て食べこぼしのある児童に対して膝を叩いた」「トイレで排泄の介助をしている時に児童の臀部を叩いた」というように、日常保育の中でそういった行為が行われているのではないかと推測できるような行為があった。また、「午睡前の着替え時に足を引っ張って引きずり、叩く」、「激しく注意し玩具で側頭部を叩いた」、「泣いて昼寝をしない本児に対し、誰もいない0歳児室へ連れて行き、「寝る！」と強い口調で寝ることを強要し額をパチンと叩く」、「持っているファイルで頭をたたく。頭にチョップする」といったように程度が重たいと見受けられる行為や、他の不適切な行為と合わせて実施されている例がみられ、受け止め方によっては「虐待等」にも捉えられる行為が確認された。

「虐待等」については、「当該園児の左頬を右手で平手打ちした」、「加害保育士は被害児童から唾を吐かれたことに激高し、被害児童の頭を握りこぶしで1回叩いた」といった行為にみられるように、叩く強度や形態が「不適切な保育」よりも激しい行為が「虐待等」に分類されていると考えられる。一方、「暴れる園児の行為を制止しようと、園児の頬を叩いた」、「食の配膳時に、手を出した園児を制止しようと保育士が机の向かいより手を伸ばし「いい加減にきなさい」と言いながら園児の額を叩いた」といった行為は、「望ましくないかわり」や「不適切な保育」との違いが記載内容からは判別しづらかった。

以上のように「叩く」行為については、自治体間で判断のぶれが大きい行為の一つであることが推測できる。

図表 84 「叩く」行為例

望ましくないかわり	不適切な保育	虐待等
おむつ交換時、名前を呼んでもすぐに来なかったら叩く。	戸外から室内に上がる階段の途中で、前の子どもを押した本児の頭を叩いていさめた。	暴れる園児の行為を制止しようと、園児の頬を叩いた。
子ども同士の喧嘩で一方の子どものみを叱って叩く。	トイレ促しの際、愚図っている未満児に対して、お尻を叩いた。 給食の際、膝を椅子に立て食べこぼしのある児童に対して膝を叩いた。	食の配膳時に、手を出した園児を制止しようと保育士が机の向かいより手を伸ばし「いい加減にきなさい」と言いながら園児の額を叩いた。
子どもが苦手な食べ物を横から口を開けさせて詰め込み、嘔吐したら叩く。	トイレで排泄の介助をしている時に児童の臀部を叩いた。	1、2歳児混合保育中、当該園児がブロックをばらまいたり、おもちゃの入った箱で机を叩いたりしていた。何度か声をかけたが、引き続き同じことを繰り返し、やめないこ

望ましくないかかわり	不適切な保育	虐待等
		とに感情的になり、当該園児の左頬を右手で平手打ちした。
先生が鬼になる。頭をポンポンと叩かれた。他の園に通うようになってからも昨年度の園の近くを通ると子どもが恐れる。	戸外遊びの際に、プランターに植えられた花を抜こうとした児童に対して、手を叩いた。	加害保育士は、被害児童が指導を受け入れないことから、被害児童からの加害保育士への声掛けを無視することで指導を受け入れてもらえるよう企図した。被害児童は、加害保育士に話を聞いてもらおうと声掛けをしたが、加害保育士に無視されたため、加害保育士に唾を吐いた。加害保育士は被害児童から唾を吐かれたことに激高し、被害児童の頭を握りこぶしで1回叩いた。
担当の保育士が布団に入ってから背中を強めにトントンした。また短い時間ではあるが布団を頭まで被せた。週明けに登園するとクラスの加配保育士がこの件に関し、「あんたが言ったせいで大変なことになった」と直接本児に伝えたため、本児は自分を責めて落ち込み、その加配保育士のことを怖がって保育園に行きたがらなくなった。	午睡前の着替え時に足を引っ張って引きずり、叩く行為が見られた。	—
食事用のエプロンを自分で着けない子の手を軽くたたく	おもちゃが散らかっていることで怪我に繋がることを懸念し、同僚の保育士に片付けを求めたが一向に聞いてもらえず、散らかったまま同僚保育士が絵本を読み始めたことで職員 A に不満の感情が増幅した。子どもに玩具を渡	—

望ましくないかかわり	不適切な保育	虐待等
	し片づけを促したが、玩具を違うところへ持っていかうとしたためそれを制止し、激しく注意し玩具で側頭部を叩いた。	
—	泣いて昼寝をしない本児に対し、誰もいない0歳児室へ連れて行き、「寝る！」と強い口調で寝ることを強要し額をパチンと叩く。	—
—	お気に入りの子とそうでない子で対応が違う。おしりをたたく。座らせるとき、後ろに引っ張るのでドーンとなる。持っているファイルで頭をたたく。頭にチョップする。室内を走っている子を止めるとき自分は動こうとせず、目の前に来たタイミングで急に腕を引っ張って止める。	—
—	卒園の集合写真の撮影時、嫌がって部屋から飛び出した児童に対して、興奮を落ち着かせようとしてお尻を軽くたたいた。	—

イ) 叱る、怒る

「望ましくないかかわり」に分類されている行為についてみると、日常保育の中で保育士が思い通りに動かないこどもに対して「大声で叱責する」、「激しく叱責する」行為がみられた。

「不適切な保育」に分類されている行為については、「むりやり服を引っ張り、膝に抱きかかえ、叱った」、「口をふさいで叱り、身体を強く引っ張って部屋から連れ出した」、「叱責し、突き飛ばし、転倒させる」、「叱り、バケツの水を顔面に向けてかけた」というように、「叱る」行為に加えて他の不適切な行為が合わさっている場合が多い結果となっている。

「虐待等」に分類されている行為についてみると、「頬を片手でつまみながらダメと叱った」、「食べこぼすなどした時に大声で叱るなど威圧的な態度で保育をした」といった行為があげられていたが、「不適切な保育」に分類されていた行為との程度の差が記載内容からは不明であった。

「叱る」「怒る」行為については、どの分類の行為であっても保育士等が大声で叱責する行為がみられ、「声の大きさ」は行為類型を判断する際の一つの観点になるのではないかと考えられる。

図表 85 「叱る」「怒る」行為例

望ましくないかわり	不適切な保育	虐待等
人権意識が不足した結果、他の園児と揉めたと思われる園児に対して「いやとだということはないで。それいじわるだよ。先生も〇〇君が嫌ということするよ」と大声で叱責した。	本児がイスに座りたくない、給食を食べたくないと主張したところ、むりやり服を引っ張り、膝に抱きかかえ、叱った。	本児が何度も他児をたたくことがあったため、担任保育士が本児の頬を片手でつまみながら「ダメ」と叱った。担任保育士は「友達を叩いたため注意した」と母親に伝えた。次の日以降、担任保育士を怖がり園へ行けなくなった。
人権意識が不足した結果、ハンドベルの活動中、他の園児の前で特定の園児に対し「〇〇君できてないよ！ラ！」と大声で叱責した。	口をふさいで叱り、身体を強く引っ張って部屋から連れ出した。	食べこぼすなどした時に大声で叱るなど威圧的な態度で保育をした。
複数の職員から、担当保育士の感情が高ぶると（週1回程度）児童に対して、大声で叱る保育士がいることを確認。	大きい声で子どもを叱っている。子どもに対して暴言を吐いている。	—
激しく叱責をしたり、威圧的に怒ることを日常的に行う姿が見られた。具体的には、「話を聞けない子は遊ばなくていい」、他の子どもたちと違うタイミングでトイレに行きたい子に「なんで今なの？これで絶対最後だから」と威圧的に伝え、結果子どもがトイレに行きたい事を言えずお漏らしをしてしまう、肩を強くつかんで話をする、活動に乗れずにはみ出す子どもに強く	大きな声で叱責する。ヒステリックに怒鳴る。	—

望ましくないかかわり	不適切な保育	虐待等
手を引いたり激しく叱責をする。		
—	配慮が必要な児童を他の児童が見ている前で立たせ、叱責し、突き飛ばし、転倒させる。	—
—	給食中、2歳児が口から食べ物を吐くなどしたため、園の理事長が大声で叱りつけたうえ、平手で頭を殴り反動で椅子ごと床に落ち左の額に傷を負った。	—
—	1歳児にバケツの水をかけた2歳児に対して、保育士が叱り、バケツの水を顔面に向けてかけた。	—

ウ)閉め出す、放置する、無視する

ガイドラインでネグレクトや心理的虐待に該当するとされている「別室などに閉じ込める」、「部屋の外に締め出す」、「他のこどもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う」といった行為が、実際の行為例からどのように類型判断されているかをみたところ、下図のとおりとなった。「望ましくないかかわり」に分類されている行為はなかったが、「不適切な保育」については、「嫌がるこどもをむりやり連れていきホールの隅に置いて放置した」、「ちょっとしたことでお仕置きのように閉じ込め、締め出しを行っている」、「保育士の思った行動をとらなかった場合に廊下やテラスにしめ出す」といったこどもにとっては心理的な脅威になると考えられる行為があげられていた。

「虐待等」については、「懲罰的に一部の児童を保育室に残して孤立させる保育をした」、「騒ぐこどもを廊下に出したが、その後ホールの倉庫に連れて行かれ閉じ込めた」、「給食の際に食べる席を決められなかった子どもをトイレに連れていき叱り、トイレに放置した」といった行為があげられていた。いずれの行為についても、閉め出す、閉じ込める、放置するといった行為は保育士が明確な意図をもって実施していたことが伺える。

図表 86 「閉め出す」「放置する」「無視する」行為例

望ましくないかかわり	不適切な保育	虐待等
—	ホールに行くのを嫌がる本児をむりやり抱っこして連れていき、ホールの隅に置いて放置した。	同じクラスの他の児童が保育室外で活動する時間になり他の児童が移動した際、懲罰的に一部の

望ましくないかかわり	不適切な保育	虐待等
		児童を保育室に残して孤立させる保育をした。
—	閉じ込め、締め出し 複数の職員が行っていたところを目撃している。不適切という認識が薄く、ちょっとした事でもお仕置のように行っている職員もいる。	給食前、席について待つように担任保育士が指示したが従わずに騒いでいたので「廊下に出てなさい」と廊下に出した。しばらくして園児は部屋の中に戻ったが、その後ホールの倉庫に連れて行かれ閉じ込めた。
—	外遊びの時間に準備が遅い子をそのまま室内に放置した（目線は送っていた。）言うことを聞かない子を隣室に入れた。（クールダウンの為）	給食の際に食べる席を決められなかった子どもをトイレに連れていき叱り、トイレに放置した。
—	子どもが保育士の思った行動をとらなかった等の理由から、廊下やテラスにしめ出す。	—

エ)させる

次に、頻出動詞のうち、どの類型においても上位の頻出動詞として出ていた「させる」について行為内容を調べたところ、こどもに何かを強要していると考えられる「させる」行為は、「食事中（おやつ含む）」に最も多く出現していることがわかったため、食事中に類型毎にどのような不適切な保育等が行われていたのか市区町村のアンケート調査回答内容から確認した。

下図に示すとおり、食事中の行為例についてみると、どの類型であっても、「給食やおやつを無理矢理食べさせようとする」行為が共通してみられた。「望ましくないかかわり」については、給食やおやつを食べない、進み具合が遅い際に、強めの口調や脅すような発言をしている行為がみられた。「不適切な保育」の場合、こどもの意に反して無理矢理食べさせるに加え、「額を拳で軽く小突く」、「乱暴な言葉がけをする」、「吐き出そうとしているものを更に押し込む」といったように、「望ましくないかかわり」から更に程度の重い行為となっている場合が多い。「虐待等」については、「吐き戻すまで食べさせる」、「吐いた食べ物を食べさせる」、「2時間以上にわたって食べさせる」といった程度の重い行為がみられた。

図表 87 「させる」行為例(主に食事中的場面)

望ましくないかわり	不適切な保育	虐待等
園児が食べたくないのに無理に食べさせようとする、園児がわざと落としたコップを蹴る、椅子に立っている園児を無理やり座らせる等の行為があり、施設の運営法人から連絡があった。	食事中にぐずった本児の脇をかかえ、乱暴に座り直させ、泣いているにも関わらず無理に食べさせようとする、諭すために額を掌で軽く小突いた。	給食を食べさせることを重視し、食べることを嫌がっている園児の頭の向きを無理やり変え、給食を食べさせた。
おやつを無理やり食べさせようとする。子どもが「いらない」と言っても無理やり食べさせようとする。	当該保育士達が給食提供時に園児に無理やり食べさせたり、乱暴な言葉掛けをしている状況があり、複数の職員も確認していた。	子どもを尊重する意識の欠如から、園児が吐き出して机の上や床に落ちた食べ物を再度園児に食べさせた。
給食を無理強い気味に食べさせ「お片付けしないと鬼がくるよ」と発言した。	苦手なものを無理やり、口に押し込んだり、吐き出そうとしているものを手で口の中に押し戻したりした。	給食を食べさせることを重視し、食べることや座っていることを嫌がる園児に対し、「もうばいばい」「もういい」と声をあげ、椅子を後ろに勢いよく押した。
—	給食時、苦手な食材を口から出したがる園児に対し、保育士がおしぼりで口を塞ぎ、飲み込むよう強制した。	一口でも食べさせようと給食を食べさせることを重視し、園児が自らのおなかを押さえつけて給食を吐き戻すまで、嫌いな給食を食べさせた。
—	0歳児に対して口の中にまだ食べ物が残っているのにも関わらず、更に口に入れて食べさせようとした。	給食を食べさせることを重視し、2時間以上にわたって給食を食べさせ続けることが施設の風土としてあった。

オ)頻出動詞結果サマリ

上記でみたように、例えば同じ「叩く」という行為であっても、当該行為の分類された類型が異なっている、つまり自治体間で判断にぶれがある状況であることがわかった。現行のガイドラインで虐待等とされている行為であっても、「不適切な保育」や「望ましくないかわり」に分類されているケースがあるということは、ヒアリング結果でも示されていたように、自治体が類型について判断を行う際に、様々な要素や背景、保育士の意図等を総合的に勘案して判断を行っていることが推測される。ただし、行為の類型判断に統一性が見られないということは、その後の行為に対する対応が自治体によって異なることを意味してお

り、場合によっては行為の内容に応じた適切な対応がなされていない可能性もあると考えられる。類型判断の際に考慮すべき要素や考え方をガイドラインで示すことで、適切な対応がなされない事態を防ぐとともに、自治体が判断する際のポイントが明確となり、自治体間での判断の差を少なくすることが望まれる。

2. 虐待等の考え方について

(1)第3回研究会における意見

第3回研究会（令和7年2月7日開催）において、自治体からのアンケート調査結果から、特に自治体間で判断が分かれた行為内容、具体的には「叩く」「叱る・怒る」「閉め出す・放置する・無視する」の3行為について、「どの程度」であれば、あるいは「どのぐらいの程度」であれば、虐待等・不適切な保育に該当すると言えるか」「個別行為に対し、どのような要素を勘案すべきか、勘案した結果、何が虐待等・不適切な保育と言えるのか」という2つの観点から議論がなされた。各行為に関する主な意見は以下のとおりである。

行為1：叩く

- ・ 叩くについては、行為の強度及び意図を踏まえて判断されるべきである。叩く、突く、引っ張るといった行為については行為そのものの強度が判断基準としてでてくるのではないかと。ポンポン叩くという行為の場合には、強度とともに、保育士の意図等を複合的に判断する必要がある。
- ・ トイレの際に子どもが愚図るといったときに叩くやり方を選択するのは保育の専門職としてはあり得ない。
- ・ 当該行為の妥当性を保護者に説明できるかどうかという観点も重要。また、日常保育の中で、愚図るから叩くや食べこぼしの際に叩くという行為は、保育専門職としてあってはならないので、「虐待等」に近い行為ではないか。
- ・ 叩くという言葉でまとめると強度がわからないので、一概に「虐待等」とはいえないが、トイレでぐずった子どもを促すために叩いた事例や、給食を食べこぼした際に叩いた事例は「虐待等」ではないか。行為の頻度や強度が判断基準において考慮されるべきである。
- ・ 基本的に叩くことは、子どもとコミュニケーションがとれていないことを意味するので、程度が強くなかったとしても「不適切な保育」以上にあたる。そのうえで頻度と強度を加味すれば確実に「虐待等」になる。関わりが難しい子どもの場合、叩くことによって落ち着くこともあるので、その場合は「不適切な保育」になることもある。
- ・ 一回でも「虐待等」や「不適切な保育」にあたる行為もあるので、全てに対して回数や頻度を考慮するのは難しい。その行為に至る背景や保育士の性格、園の風土も加味されるべきである。叩くについては、コミュニケーションの一環なのか遊びの範

嘯なのか判断が難しい場合もあるが、寝ないことにイライラして背中を叩きつけていたのであれば、それは見えにくい虐待にあたると感じた。

- ・ 基本的に教育的な指導を意図し、コミュニケーションの一つとして背中を叩く、頭をポンポンするといった行為であっても、通報を受けて自治体にあがってくる程度なら「望ましくないかわり」、言うことを聞かせるために罰として行った行為であれば「不適切な関わり等」と判断した。さらに、平手打ちやげんこつで叩くような、保育士の強い意図が感じられる行為は「虐待等」と考えている。
- ・ 大人が同じことをされたらどう思うかという視点で考えたい。大人は声に出して言えるが、こどもは言えない。こどもに対して叩くという行為は基本的に不適切な保育以上。その中で、どこからが虐待等になるかであるが、基本的には、こどもがその行為によって精神的に保育園に行きたくないとか先生に恐怖感をもつことは「虐待等」になる。それに加え、実施した保育士の意図も考慮する必要がある。実際に行動で行っているので、何度もすることは明らかに意図的で「虐待等」であるが、程度や頻度については、1回はいいけど2回はだめではなく、基本的に叩くこと自体が「虐待等」に該当すると考えている。

行為2：叱る・怒る

- ・ 叱るは必要なこともあるが、感情的な怒りは専門職として「不適切な保育」である。
- ・ 周囲の人も強い口調や大きい声であると違和感を持つのは「不適切な保育」と考える。「虐待等」になるのは、保育園の前を通るとこどもが泣いてしまうという状況になったような場合。また、大声で叱ることを毎回やっている（反復性がある）と推測できるのは、「虐待等」である。周りのこどもに影響もあるので、「虐待等」にあたるとはならないか。
- ・ 叱るや怒るについては、教育的な意味を伝えるときに叱るという行為はあるが、声の大きさや、そのこども自身を否定するような屈辱的、威圧的に接することは保育士としては不適切な行為。叩く・怒る行為をせずにこどもにどのように伝えていくかが保育士の素質・人格にかかわると考えられるため、怒鳴りつける時点で「不適切な保育・虐待等」にあたると判断した。
- ・ 頻度が少なく、行為後のこどもに対するフォローがあれば問題ない考える。こどもと関わる時間の多くを、怒りをみせることでこどもをコントロールしようとすることは「不適切な保育」である。
- ・ 叱る・怒る行為を即座に虐待等に該当すると位置づけることは難しいと考える。叱る・怒るだけではないが、行為類型を判定する際には、行為を形成する要素が複数あるので、それを勘案して判断することが大事ではないか。具体的な要素としては「①強度、②意図、③結果責任（こどもによって受け止めが違うこと含めて）、④頻度、加えて⑤組織風土（組織行為として許容されているかどうか）」を勘案して、「虐待

等」になるのか「不適切な保育」になるのか判断していくことになると考えている。

- ・ 叱る・怒るは強度の問題と言葉の内容があると思う。「虐待等」の判断をするときに、0 歳児については声の大きさや激しさをみることが大事とアドバイスがあったこともあるので、こどもの年齢も判断の際には大事だと感じている。また、結果的にこどもが傷ついているという心の状態はわかりづらいことがあるので、事実として行き渋り等がみられた場合は、より「虐待等」に近いと考えられる。
- ・ 叩くとは異なり、保育士の意図や関わり方が大きく影響してくる行為であると思っている。基本的には「不適切な保育」。自分の感情で怒るというのは保育のプロとして不適切だと考えている。
- ・ 自尊心を傷つける言葉を使うことはとこどもにとってはしんどい。たとえ 1 回の言葉がけであってもしんどい時はしんどいので、人権無視の言葉、個を否定する言葉は「虐待等」になっていると思う。

行為 3：閉め出す、放置する、無視する

- ・ 無視する、放置する等は行為としてはあり得ない行為だと考える。離れたところでもきちんと保育士がこどもに対して気を付けていることが大事であり、懲罰的に放置するというのは行為として認められないと考えている。
- ・ 特性があるこどもをクールダウンさせる場面があり、「閉め出し」でも「閉じ込め」でもないが、周囲から見ると誤解され通報される危険性の可能性はある。昔は懲罰的な理由でこどもを締め出すことがあり、組織風土が古い保育園では懲罰的文脈で行為が行われる可能性はあるため、風土を刷新していく必要がある。
- ・ 療育の観点を勘案して頂きたい。特性がありパニックになっている際はクールダウンする必要があるときがあるので、捉え方によって無視、放置と思われてしまう。ただし、目を離すとか、放置して気に掛けることをしない、懲罰的な放置は確実に「不適切な保育」であると感じる。当該行為についても、大人の都合なのかどうかやはり線引きであると考えてる。
- ・ 放置する、閉め出す行為が、こどもがそこから出られないという身体的拘束になっているかどうか大きい。保育のありかたによっては一斉にこどもを動かすやり方があるが、その際に一人動かしていないのは懲罰的。一方で、自由に遊ぶ場所を選べるような保育の場合は、一人で遊んでいる場合があっても放置にはならない。こどもの主体性をどれだけ尊重しているか、あるいは意思に反しているかが基準になるのではないかな。
- ・ クールダウンであっても、必ず一定の距離を保ちながらこどもを見守る必要はある。クールダウンの方法は専門的観点に基づく必要がある。療育の専門家の指導のもと実施した場合、クールダウンであっても最低限守られるべきことは明確化できるのではないかな。

- ・ こどもの特性が要因だけではない場合もあり、そもそもそのこどもが置かれている環境が本当に適切かどうかを考える際に、園の文化や組織風土を考えることが重要。組織風土が当たり前すぎて気づかない場合に、どう評価しその後どう対応していくか。療育にのっとった保育を行っているのか、そもそも無視しているのか、こどもの主体性が認められている保育がきちんと実践されているかどうかを加味しながら判断していく必要がある。
- ・ 閉じ込める、閉め出すは保育現場の行為としてはあり得ないと考えている。行為自体、こどもの人格を無視していることになるので虐待等に該当する。

(2)虐待等の考え方について

第3回研究会での議論を踏まえて、保育所等で発生した不適切事案や行為が「虐待等」に該当するかどうか判断をする際のプロセスや、類型判断をする際に考慮する指標について検討したところ、本章ではその結果を記載する。今後ガイドラインを改訂する際には、本事業で示した「虐待等の考え方について」を基に改訂していくこととする。

第1 保育士・保育教諭等によるこどもに対する行為の判断について

保育所等においては、日々の生活の中で、保育士・保育教諭等によりこどもに対して様々なかわりがなされている。その中で保育士・保育教諭等による行為が、虐待等に該当するかどうかについては、まずはその行為だけをもって判断することが一つの基準となると考えられる。たとえば、こどもを「殴る」「蹴る」「叩く」「逆さ吊りにする」「ご飯を押し込む」「こどもへの性交」といった行為などは、行為に至った経緯を問わず、明らかに虐待等と判断される行為である。一方で、心理的虐待やネグレクトが疑われる行為については、虐待等の判断が難しいものもあることが調査研究によって確認できた。まずは、ガイドラインにおいて示されている具体例を参考にしながら、行われた行為が虐待等に該当するのかどうかを検討することが重要であると考えられる。

その上で、行為だけをもって判断できないものについては、第2(1)に記載する観点からその行為を分析し、虐待等に該当するのかどうか等について検討することが考えられる。

(1) 事実確認について

保育士・保育教諭等による行為が虐待等に該当するかを判断するに当たっては、まず行為の内容や行為が行われた状況等の事実を丁寧に確認することが重要である。このため、保育所等や自治体においては、必要に応じて相談者や保育所等の関係者から丁寧に状況等を聞き取る、録音を確認する、施設内のカメラ映像を確認するなど、事実関係を正確に把握することが重要である。

なお、事実確認の際には、第2(1)においてお示しする指標の観点から必要な情報を収集することに留意が必要であると考えられる。

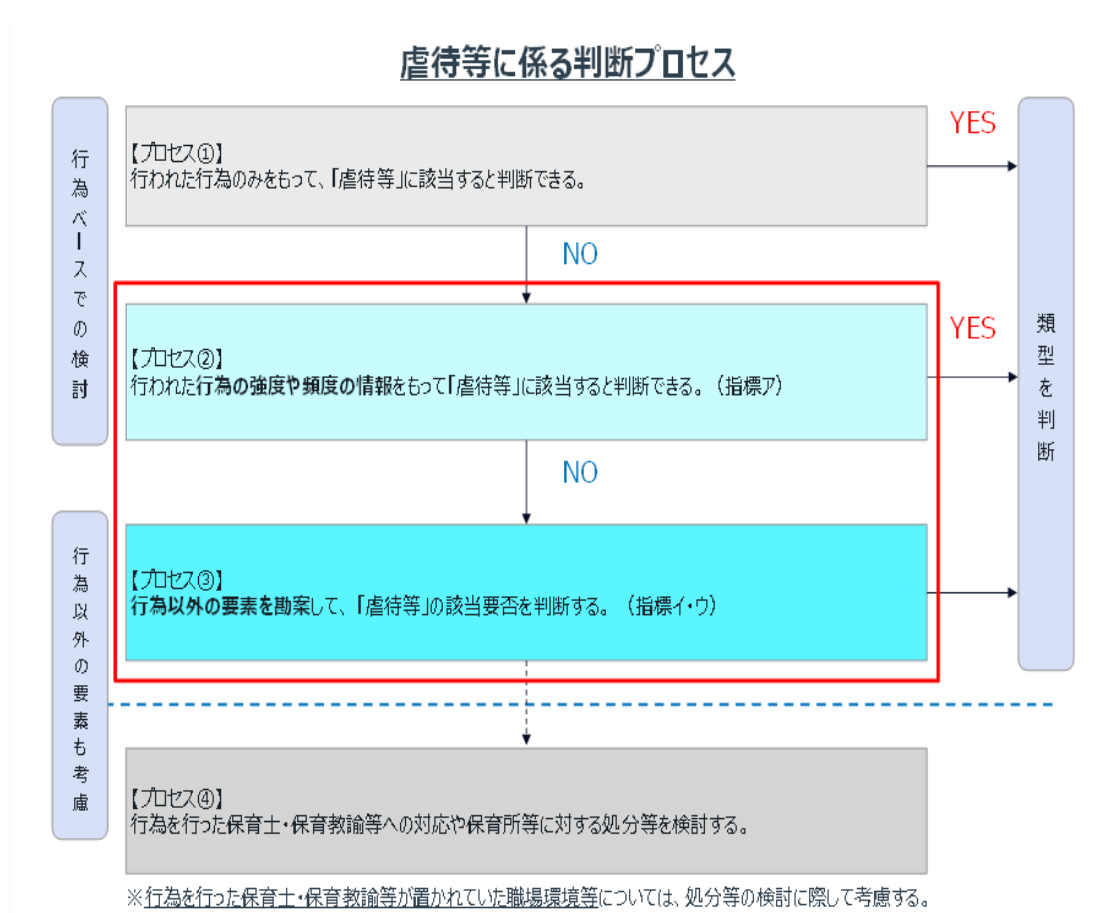
（２）具体的な判断過程について

下図は、虐待等に該当するかどうかを判断する際のプロセスを示したものである。虐待等に該当する事案等が発生した場合には、

- ・まずは、行われた行為をもって、虐待等と判断できるかどうかを検討する。【プロセス①】
- ・行為のみをもって判断できない場合には、その行為の強度や頻度を勘案し、虐待等と判断できるかどうかを検討する。【プロセス②】
- ・行為の強度や頻度をもってしても判断できない場合には、行為以外の要素も勘案して、虐待等の該当要否を判断する。【プロセス③】（具体的には第２（１）を参照）
- ・その後、行為を行った保育士・保育教諭等への対応や保育所等に対する処分等を検討する【プロセス④】

また、行為を行った保育士・保育教諭等が置かれた職場環境等については、一義的には虐待等の判断に影響するものではないが、虐待等の該当要否が判断されたのち、行為を行った保育士・保育教諭等や保育所等への指導や処分等を検討する際には、その保育士・保育教諭等のみの責めに帰すべき状況であったかどうかという観点も勘案する必要がある。

図表 88 虐待等に係る判断プロセス



第2 虐待等について

現状、虐待等については、ガイドラインにおいて行為の具体例が示されているが、虐待等に該当する行為の判断基準については示されていない。何が虐待等に該当するのかについては、保育所等や自治体が共通認識を持ち、未然に発生を防ぐための対応を行うとともに、発生してしまった場合には、速やかに改善のための措置を講じる必要がある。本研究会での議論を踏まえ、虐待等の判断の際には、以下の指標を勘案することが考えられる。

※ なお、第1において記載したとおり、まずは、行われた行為をもって、虐待等と判断できるかどうかを検討するものであるため、「殴る」「蹴る」「叩く」「逆さ吊りにする」「ご飯を押し込む」といった身体的虐待の一部などについては、以下の指標を勘案する以前に虐待等と判断されるものであると考えられる。

(1) 虐待等と判断される行為の指標

虐待等の判断については、第1に記載したとおり、まずはこどもに対して行われた行為が、ガイドラインに示す虐待等に該当するかどうかを検討する。その後、その行為だけでは判断できない場合には、主として、

- ア 行為の強度・頻度
- イ 保育士・保育教諭等の意図
- ウ こどもの状況・こどもへの影響

を勘案し、虐待等に該当するのかを判断する。なお、下記の具体例では、個々の行為に着目し、どのような要素を勘案して虐待等の該当要否を判断すべきかを記載しているが、実際の事案は様々な行為や考慮すべき要素が複合することが多い。ここで示す内容については、常に総合的に勘案されるべきものである点に留意の上、保育所等において振り返りを行う際や、自治体において把握した事案を判断する際の指標とすることが考えられる。

加えて、虐待が疑われる行為があった際、指標をそれぞれどのように考慮すべきかについて、虐待の類型（身体的虐待・ネグレクト・心理的虐待）ごとに、下記のとおり考え方を示す。

なお、性的虐待になり得る行為については、本事業においては十分な事例の収集・分析ができていないため、今後ガイドラインの改訂の際には、現場の声や有識者の意見等も踏まえながら、考え方を整理していくことが必要であると考えられる。

ア 行為の強度・頻度

第1に記載したとおり、「殴る」という行為や「叩く」という行為は、その強度や頻度に関わらず、虐待等に該当するものであるが、行為そのものだけでは明らかに虐待等であると判断できないものであっても、その強度や頻度によっては、虐待等に該当する可能性がある。

また、行為の強度としては低いと判断され、その行為自体が虐待等とまでは言えない

ものであったとしても、それが特定のこどもに対して繰り返し行われているような場合には、虐待等に該当する可能性がある。

身体的虐待になり得る行為	・行為の強度・頻度を十分に考慮する。 ・たとえば、こどもを引っ張るという行為は、それ自体では直ちに虐待等と判断されるものではないが、あまりにも強く引っ張りこどもの身体を痛めるような場合には、虐待等に該当する可能性がある。
ネグレクトになり得る行為	・行為の強度・頻度を十分に考慮する。 ・たとえば、保育士・保育教諭等は複数のこどもを相手にしているところ、こどもの問いかけに答えないという行為は、それ自体では直ちに虐待等と判断されるものではないが、特定のこどもの問いかけに継続して答えず無視するような場合には、「こどもにとって必要な情緒的欲求に応えていない」状態であると判断され、虐待等に該当する可能性がある。
心理的虐待になり得る行為	・行為の強度・頻度を十分に考慮する。 ・たとえば、こどもを静かに叱るという行為自体は、虐待等には該当しないが、同じこどもを不必要に何度も、あるいは長時間に渡り叱るような場合は、虐待等に該当する可能性がある。

（補論）「叩く」という行為について

叩くという行為は、すでにガイドラインで示しているとおり、身体的虐待に該当する行為であり、いかなる場合であっても認められない行為である。なお、ここでいう「叩く」とは、こどもをただ痛めつけるものだけでなく、痛みを与えてこどもの行動をコントロールする目的でこどもの身体を打つことも含むが、一方で、たとえばコミュニケーションの一環で頭にポンポンと手をのせることは、虐待等には該当しない可能性が高いため、上記【プロセス①】においてその判断が下され、虐待等に該当しない場合には【プロセス②】の検討に進むものである。自治体に対する通報等があった際には、その行為が「叩く」と評価されるべき行為であったのかどうか、丁寧に事実関係を整理することが重要である。

イ 保育士・保育教諭等の意図

身体的虐待が疑われる行為の多くや性的虐待が疑われる行為は、基本的には保育士・保育教諭等の意図は考慮しないが、特にネグレクトや心理的虐待が疑われる行為については、保育士・保育教諭等がどのような意図でその行為を行ったのかという観点で、

行われた行為を分析することも重要である。

身体的虐待になり得る行為	・ 基本的には保育士・保育教諭等の意図は考慮しないが、たとえば、こどもに危険が差し迫り安全を確保するためにやむをえず行った行為が心身を傷つけてしまったとしても、その行為は直ちに身体的虐待には該当するものではない。
ネグレクトになり得る行為	・ 保育士・保育教諭等の意図を十分に考慮する。 ・ たとえば、「こどもを1人にする」という行為は、外形的にはこどもを「放置している」とものと評価される可能性があるが、こども自身が場を離れて落ち着いた環境に移ることを求めている状況の中で、こどもが一人になった際に、保育士・保育教諭等としてこどもを見守る意思がある場合には、直ちに虐待等に該当するとは言えない。
心理的虐待になり得る行為	・ 保育士・保育教諭等の意図を十分に考慮する。 ・ たとえば、悪いことをしたこどもに対して、その行動がなぜ悪かったのかを考えさせるような働きかけの一環として、いわゆる「叱る」行為自体は否定されるものではなく、一人ひとりのこどもの気持ちを受け止めながらも、こどもが自分の行動を振り返り、きまりを守る必要性を理解するきっかけとして教諭することも、他の方法も考慮した上で必要とされる場合がある。 ・ また、こどもの安全にかかわるような場面（園外活動でこどもが道路に飛び出しそうになる等）では、咄嗟に大声で注意することも考えられ、それは直ちに虐待等に該当するものではない。一方で、そうした緊急的な場面でないにも関わらず、怒鳴るなど、言葉や態度による脅かし等によって威圧的に叱ることは心理的虐待に該当し得るものである。

（補論）保育士・保育教諭等の意図の妥当性について

こどもの養護や教育といった援助の視点を持ち、他の方法や自らの行為がこどもに与える影響も考慮したうえで行った行為であるか、あるいは保育の意図が十分なく他の方法なども吟味せずに行った行為であるかなど、保育士・保育教諭等の専門性に基づき丁寧に事実関係を整理することが重要である。また、意図の妥当性の判断に当たって

は、状況の緊急性を考慮する必要があると考えられる。

また、保育士・保育教諭等の意図の判断においては、本人の思い込みによるものは考慮されるべきでなく、その意図が客観的に見て妥当性を有しているかどうか判断されるべきである。

ウ こどもの状況・こどもへの影響

第1に記載したとおり、まずは、こどもの状況に関わらず、行われた行為自体が虐待等に該当するものであるかどうかを判断する必要があるが、行為によっては、行為が行われるに至った背景として、その時のこどもの状況や、行為が行われた結果として、その後のこどもの状況についても勘案する必要がある。

身体的虐待になり得る行為	・ こどもの状況やこどもへの影響を十分に考慮する。 ・ たとえば、遊びの一環でこどもに対してバケツの水を勢いよくかけるという行為は、水遊びが好きな5歳児に対して行われるような場合には、遊びの範疇であると捉えられたとしても、1歳児に対して行われるような場合に、こどもの身体に危害が及ぶ可能性がある。 ・ また、たとえば歩行が不安定なこどもの場合に対しては、腕を引っ張って連れるという行為は、他のこどもと同程度の強度・頻度で行われたとしても、その行為により受ける身体的影響が大きい可能性があり、特段の配慮が必要となる。
ネグレクトになり得る行為	・ こどもの状況やこどもへの影響を十分に考慮する。 ・ たとえば、「こどもを1人にする」という行為は、外形的にはこどもを「放置している」とものと評価される可能性があるが、こども自身が場を離れて落ち着いた環境に移ることを求めている状況の中で、こどもが一人になった際に、保育士・保育教諭等としてこどもを見守る意思がある場合には、直ちに虐待等に該当するとは言えない。
心理的虐待になり得る行為	・ こどもの状況やこどもへの影響を十分に考慮する。 ・ たとえば、保育室において、保育士・保育教諭等の間であるこどもの保護者に関する困りごとなどを話題にすることは、こどもに直接発言されたものでなければ、虐待等とまでは言えないが、当該こどもが日常的に保育士・保育教諭等の会話を聞き、結果として心を傷つけているのであれば、虐待等に該当し得る。

(補論) 保護者への聞き取りについて

行為の対象となったこどもは、大人の誘導的な質問などにより回答が変わることがあるだけでなく、その時の状況や気持ちを保育士・保育教諭等に対して正直に伝えることができない場合や、繰り返し質問をされ答えること自体がこどもにとって大きな心理的負担になることも想定される。こどもの心理状況等を確認するに当たっては、保護者に対して家庭での様子などを聞き取ることも重要である。

(2) 指標に基づく判断の具体例について

虐待等又は虐待等には該当しない不適切な保育とは何かについて、以下のように具体的なケースを元に考え方のポイントを示してはどうか。なお、これらの具体例は、第1(1)に記載するような丁寧な事実確認が行われた上での判断のポイントをお示しするものであり、たとえば、こどもが「気にしていない」と発言したことをもって「虐待等」に該当しないと判断することを許容するものではない。判断に当たっては、保育所等に通うこどもの立場に立って判断すべきことに特に留意する必要があると考えられる。

※ 以下の具体例における「ア～ウ」の注は、第2(1)にお示しする指標と対応するものである。

(具体例1)

行為の内容	判断
3歳児のこどもが、苦手なものを食べることを嫌がったため、 <u>苦手を克服させる意図で、繰り返し食べるよう促していた</u> 。しかし、こどもが引き続き嫌がり、席を立とうとしたため、席に連れ戻して、そのこどもを <u>大声で注意し、こどもの口元に苦手なものが乗ったスプーンを当てると、こどもは嫌々ながらそれを食べた</u> 。その後も、保育士はそのこどもが嫌々食べていることを知りながら、同様の行為を <u>毎日のように繰り返した</u> 。しばらくして、保護者から、「 <u>給食の時間が嫌で、こどもが保育園に行きたがらなくなった</u> 。」と相談があった。	虐待等
(考え方のポイント) 【プロセス①】 ○ 行為に着目すると、「 <u>大声で注意し</u> 」ている点で、不適切な保育に該当する恐れがあるものの、直ちに虐待等に該当するとは言えない。 ○ また、「 <u>こどもの口元に苦手なものが乗ったスプーンを当てる</u> 」こと自体は、無理やり食事を押し込んでいるわけではなく、直ちに虐待等に該当するとは言えない。	

【プロセス②】

- 一方で、「嫌がるこどもに無理やり食べさせる」といった行為が「^ア毎日のように繰り返し」行われていることも勘案すると、不必要な指導が行われており、虐待等に該当する。

(【プロセス③】)

- なお、当初は「^イ苦手を克服させる意図」であったが、その後、「^イ嫌がるこどもに無理やり食べさせる」以外の他の方法を検討せずに同じ行為が繰り返されており、その点において保育士の専門性に欠けた行為であると考えられる。
- 保育士による行為の結果、こどもは「^ウ保育園に行きたがらなくなっ」ており、こどもへの重大な影響があったと捉えられる。

(具体例2)

行為の内容・経緯等	判断
4歳児のこども同士のけんかにより、こどもの1人が興奮して室内を泣きながら暴れまわっていた。保育士は、けんかを制止するとともに、暴れるこどもを言葉で諭そうとしたが、それでも収まらなかったため、<u>ィこどもを落ち着かせる目的で別室に連れ出し、^ア鍵は閉めずにしばらく1人きりにした。</u>保育士は、数分したらこどもの元に戻るつもりでいたが、他のこどもに対応していたため、戻ることを失念してしまい、結果として、そのこどもは^ア20分間別室で1人泣き続けることとなった。 慌てて別室に戻った保育士は、こどもに対して、1人きりにしたことを謝った。その後は、<u>ッこどもも落ち着き、いつも通り、友だちと過ごしていた。</u>降園時には、保護者に上記のことを伝えけるとともに、翌日の登園時も、改めてこどもの様子を確認したが、<u>ッ家庭でも特に変わった様子は見られなかった</u>とのことだった。	虐待等に該当するとまでは言えない
(考え方のポイント) 【プロセス①】 ○ 行為に着目すると、こどもを1人に行っているという点で、外形的にはこどもを「放置している」ように見えるものの、直ちに虐待等に該当するとは言えない。 【プロセス②】 ○ 「^ア20分間」という一定程度の時間、こどもを1人に行っている点において、不適切な保育に該当する恐れがあるものの、この時間をもって直ちに虐待等に該当するとは言えない。 【プロセス③】 ○ こどもを落ち着かせるために1人にする、また、数分後にはこどもの状況を確認するつ	

もりであるという^イ保育士の意図があることを踏まえると、直ちに虐待等に該当する行為であったとは言えない。

- 保育室に戻った後は、「^ウこどもも落ち着き、いつも通り、友だちと過ごしていた。」
「^ウ家庭でも特に変わった様子は見られなかった」とのことから、行われた行為により、こどもに重大な影響があるとまでは言えない。

(具体例3)

行為の内容・経緯等	判断
5歳児のこどもが、保育士Aの指示を守らずに、勝手に戸外に出て、砂場で遊び始めたため、^イ保育士Aは「勝手に出てはだめだよ」と叱った。それに対して、こどもは「だって、〇〇先生はいいって言っただけ」と別の保育士Bの名前を出して言い返し、そのまま遊び続けようとした。保育士は、こどもが言い訳をし、自分の指示に従わなかったことに苛立ちを覚え、^イもっと厳しく叱らないと大人としての示しがつかないと思った。そこで、他のこどもと離れた場所で、そのこどもを自分の近くに立たせ、指示を守らなかったことを^ア2分間に渡り、執拗に叱り続けた。^ウ叱られている間、こどもは特に泣いたりすることはなく、その後も、いつも通り、他の友だちと遊ぶ様子が見られた。また、^ウ次の日以降も、通園を嫌がる様子は見られなかった。	虐待等に該当するとまでは言えない
(考え方のポイント) 【プロセス①】 ○ 行為に着目すると、「勝手に出てはだめだよ」とこどもを叱るという行為自体は、直ちに虐待等に該当するものではない。 【プロセス②】 ○ こどもの1回の過ちを「^ア2分間に渡り、執拗に叱り続け」ており、過度な叱責として不適切な保育に該当する恐れがあると考えられるものの、直ちに虐待等に該当するとは言えない。 【プロセス③】 ○ 当初は「^イ保育士は「勝手に出てはだめだよ」と叱った」が、その後は、「^イ他のこどもたちの手前もあり、もっと厳しく叱らないと大人としての示しがつかない」という感情的な理由で叱っているものの、これをもって直ちに虐待等に該当するとは言えない。 ○ 「^ウ叱られている間、こどもは特に泣いたりすることはなく、その後も、いつも通り、他の友だちと遊ぶ様子が見られた」点や、「^ウ次の日以降も、通園を嫌がる様子は見られなかった」点においては、行われた行為による重大な影響があるとまでは言えない。	

第3 虐待等に対する指導等について

第1及び第2の検討の結果、行われた行為が虐待等に該当すると判断された場合には、まず、保育所等と自治体とが連携しながら、行為の対象となった子どもやその他の子どもに対する心のケアを行う。その後、行為を行った保育士・保育教諭等への対応や保育所等に対する指導等について検討する。その際には、保育士・保育教諭等が置かれていた職場環境等も考慮し、その保育士・保育教諭等のみの責めに帰すべき状況であったかどうかという点も踏まえて、指導内容等を検討することが適切である。

(3)ガイドラインの概念図について

第4回研究会（令和7年3月18日開催）では、ガイドラインで示している概念図（図表1参照）について議論を行った。今後ガイドラインが改訂される際には、現在ガイドラインで示している概念図を、より分かりやすくなるような見直しや、補足説明の追記等ができれば検討しているところ、研究会での主な意見は以下のとおりとなった。研究会での意見を踏まえてガイドラインの概念図についても、今後更なる整理を実施していくこととする。

- ・ 文言レベルでいえば、不適切な保育については、「虐待等に準ずる事案」といった程度になるのではないかと考えている。現行の概念図はグレード別に分かれており、現場の運用としては比較的使いやすいと考えているので、概念図自体は修正する必要はないのではないかと考えている。
- ・ 基本的に現状の概念図で問題ないと考えている。「虐待等」は事実認定したうえで厳しくみている。一方で、「望ましくないかかわり」の中でより重いものを「不適切な保育」として運用しているので、「望ましくないかかわり」と「不適切な保育」の線引きが明確化されると良い。そのために、「望ましくないかかわり」の具体例が示されると、そうではないものが「不適切な保育」になってくるかと考えている。
- ・ 概念図自体の修正は必要ない。「虐待等」から向かっている矢印もあると思うが、「望ましくないかかわり」の先に「不適切な保育」があって、その先に「虐待等」があるとも読めるので、日々の振り返りの中で保育士が見た際にも、「望ましくないかかわり」の先に「虐待等」があると認識できるのでよいと思う。
- ・ 「不適切な保育」の中から「虐待等」が生まれてくるというように読めるのでよいのではないと思う。説明を入れてもらえるとよりわかりやすくなるのではないかと。「不適切な保育」と「望ましくないかかわり」の線引きが明確ではないことも多々あるので、両者が被り合っているような記載になっても良いのではないかと。
- ・ 現場の保育士の立場からすると、「望ましくないかかわり」イコール「不適切な保育」とするとわかりやすいのではないかと考えている。「虐待等と疑われる事案」も一歩間違えると「虐待等」になるとしておいた方がわかりやすいのではないかと。保育士の中には臆と称して不適切な保育を行い、正当化している保育士も一部いるため、「望ましくないかかわり」が「不適切な保育」と等しく、「不適切な保育」も一歩間違えれば「虐待等」であるという認識が必要である。

3. まとめ

本事業では、保育所等における不適切事案の分析を通じて、「不適切な保育」の基準や考え方について整理することに主眼をおいて調査を実施した。

アンケート調査の結果から、都道府県においても市区町村においても「不適切な保育」と類型判断された事案が最も多いことがわかった。ただし、現在のようにガイドラインで示す3類型それぞれの基準や考え方が明確ではない状況では、同様の行為内容であってもどの類型とするかの判断が自治体によって異なることが明らかになった。例えばガイドラインでは「虐待等」とであるとされている「叩く」行為について、「嘔吐したら叩く」行為を「望ましくないかかわり」と判断しているケースや、「玩具で側頭部を叩いた」行為を「不適切な保育」と判断しているケースが確認された。「虐待等」に該当すると考えられる行為であっても、このように自治体間で判断の揺れが見られる背景には、ヒアリング調査の結果でもあったように、「叩く」程度によっても判断が分かれるが、どういう場合は「虐待等」になり、どういう場合は「不適切な保育」になるのか基準が示されていないため判断が難しいといった自治体側の判断の際の迷いがあると考えられる。類型判断は、最終的には行為者の言動だけではなく、こどもの心身への影響、保護者の反応、職員体制や職場風土といった要素を総合的に考慮して実施されていると考えられるが、統一的な指針や基準が具体的に示されていない状況では、こうした類型判断のプロセスの中で自治体間の判断に相違が生じているのだと推測される。

こうした状況を踏まえ、本事業では今後のガイドライン改訂も見据えて「虐待等の考え方について」一定の見解を定めた。「虐待等」の不適切事案が保育所等で発生した場合には、まずは当該行為がガイドライン記載の「虐待等」に該当するかどうかを検討するが、その行為だけでは判断が困難な場合は「ア 行為の強度・頻度」を勘案し、次に「イ 保育士・保育教諭等の意図」及び「ウ こどもの状況・こどもへの影響」を勘案して類型判断を行うというプロセスを提示した。また、虐待の類型（身体的虐待・ネグレクト・心理的虐待）ごとに考え方のポイントを示すとともに、具体例についても提示した。ガイドライン改訂の際には、本事業で示した「虐待等の考え方について」の内容をベースとして改訂していくことが想定されるが、この考え方を参照することで、類型判断のプロセスや類型判断の際の考え方が自治体間でできるだけ統一的なものになり、結果として行為内容に応じた適切な類型判断及びその後の対応がなされることが望まれる。

ただし、最も大事なことは、まずはこどもと接する中でそもそもこうした不適切事案や行為が発生しないことであり、そのためにも、こういった行為が不適切な行為や関わりになるのかということを、改めてこどもの育成に関わる全ての大人が正しく認識し理解することである。今回の事業で得られた内容を基に、日々のこどもとの接し方を改めて振り返り、こどもにとってより良い保育、一人ひとりが安心して健やかに過ごせる環境の提供につなげていくことが望まれる。

第6章 成果の公表方法

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所のホームページにて本報告書を公表する。

参考 テキストマイニングによる対応関係分析

アンケート調査において、都道府県及び市区町村が回答した行為に関する記述(問 6(8))の回答内容)に含まれる名詞及び動詞と各類型との対応関係をみるために、高度なテキストマイニングツールを用いて分析を実施した¹⁹。以下、分析結果を示す。

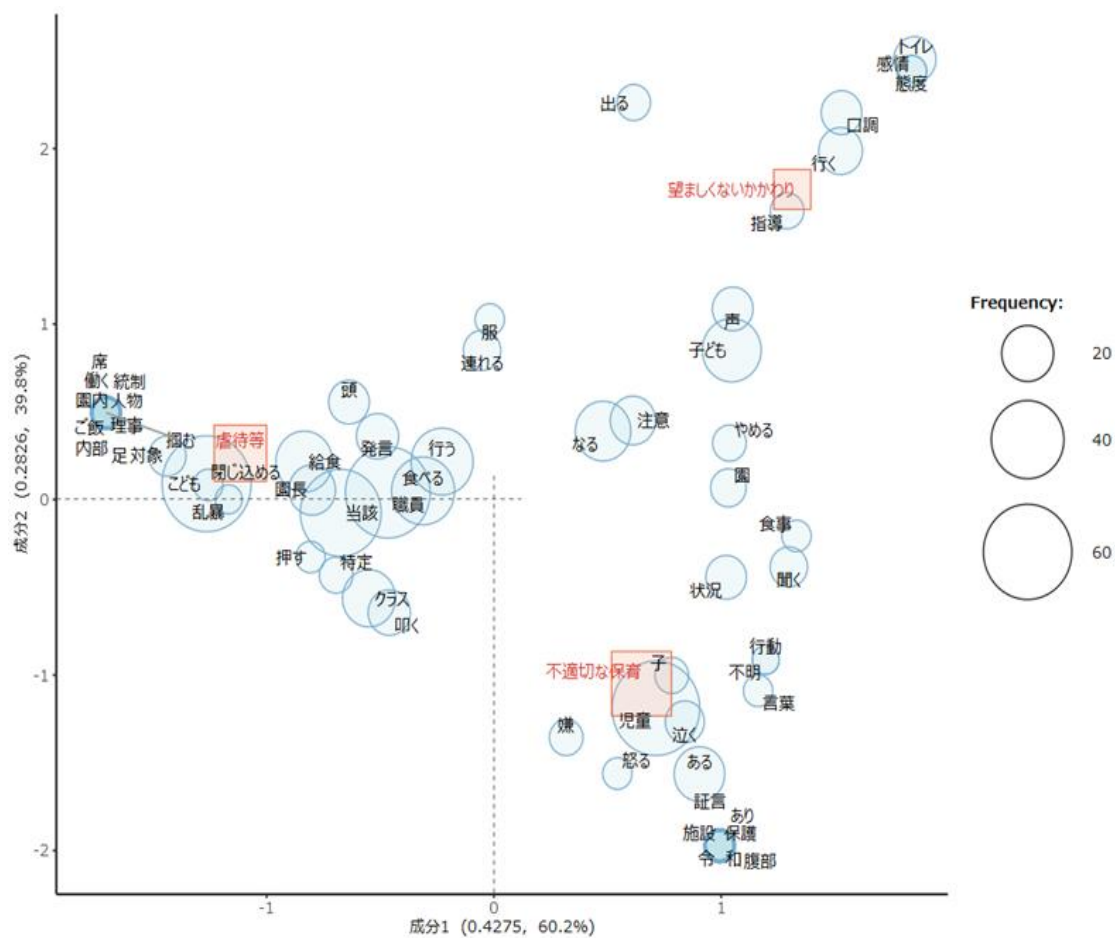
ア)都道府県向けアンケート調査における行為に含まれる名詞及び動詞の類型ごとの対応関係

アンケート調査において、都道府県から回答があった行為に含まれる名詞及び動詞について、類型ごとの対応関係を分析した。分析結果は下図の通りである²⁰。「掴む」「閉じ込める」「叩く」は「虐待等」に特徴的であり、「怒る」は「不適切な保育」に特徴的であった。また、「望ましくないかわり」には「口調」に近いことから、保育士の発言による行為が多いことが伺えた。

¹⁹ 具体的な分析方法は、アンケート調査の回答結果に基づき自治体種別(都道府県・市区町村)、類型、行為内容を一覧化した分析ファイルから、テキストマイニングツールにて「名詞」「サ変名詞」「形容動詞」「動詞」を抽出し、各類型との対応関係を、頻度に応じたサイズのバブルでプロットした(頻度は図表中 **Frequency** と表されており、頻出回数が多いほど大きな円で示される)。図表中破線と破線が交わる原点(0,0)付近には特段特徴のない語が集まる。例えば原点からみて「虐待等」の方に離れている語ほど「虐待等」に特徴的な単語となる。横軸及び縦軸の「成分」は、赤い四角で示されている各類型を中心に出現する語の出現傾向の違いをなるべく凝縮して1つの軸(1つの数値の大小)で表現している。例えば「成分1」のように番号の小さい成分ほど多くの違いが凝縮されている。各「成分」がどれくらい大きな違いを表現できているかということ、すなわち、その「成分」にどれくらい大きな違いを凝縮できたかを示す数値(小数)及び割合が、各成分の横に記載されている。

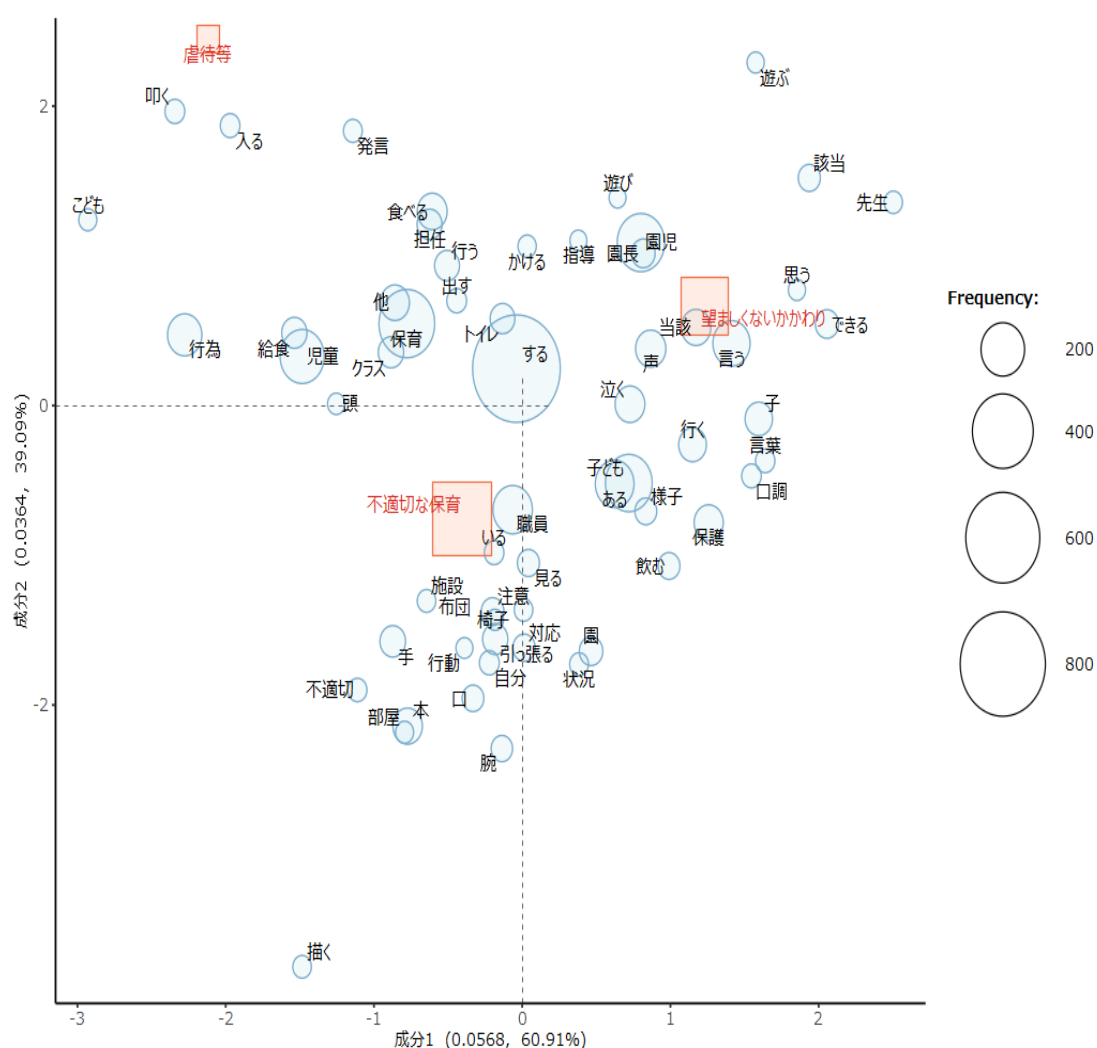
²⁰ 各類型は赤い四角と共に赤字で示されている。また、対応関係の分析対象となった名詞及び動詞が青い円と共に黒字で示されている。各名詞及び動詞の青い円が大きいほど、頻出回数が多いことを意味する。また各名詞及び動詞と各類型との距離が近いほど、当該名詞及び動詞はその類型との対応関係が強い(その類型において特徴的な名詞及び動詞である)ことを意味し、距離が遠いほど、当該名詞及び動詞はその類型との対応関係が弱い(その類型において特徴的な名詞及び動詞でない)ことを意味する。その他の結果も同様である。

図表 89 名詞及び動詞の類型ごとの対応関係(都道府県向けアンケート調査)



アンケート調査において、市区町村から回答があった行為に含まれる名詞及び動詞について、類型ごとの対応関係を分析した。分析結果は下図の通りである。「叩く」は「虐待等」に特徴的であり、「引っ張る」は「不適切な保育」に特徴的であった。また、「望ましくないかわり」は保育士の発言によるものが多いことが伺えた。

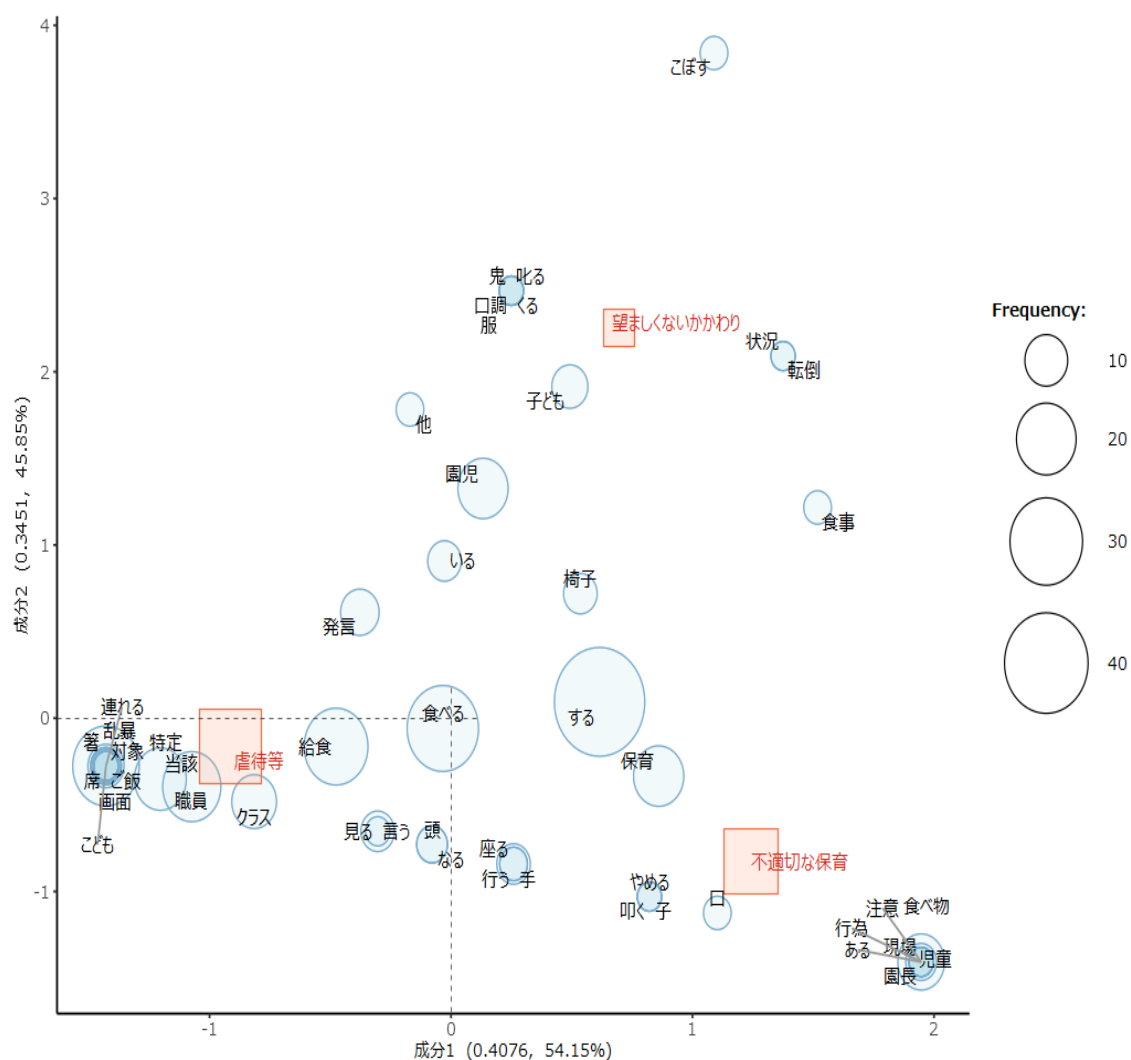
図表 90 名詞及び動詞の類型ごとの対応関係(市区町村向けアンケート調査)



ウ)都道府県アンケート調査における、食事中に発生した行為に含まれる名詞及び動詞の類型ごとの対応関係

アンケート調査において、都道府県から回答があった食事中に発生した行為に含まれる名詞及び動詞について、類型ごとの対応関係を分析した。分析結果は下図の通りである。「連れる」が「虐待等」に特徴的であり、「叩く」が「不適切な保育」に特徴的であった。また、「望ましくないかわり」は、保育士の口調や「叱る」といった行為によるものが多いことが伺えた。

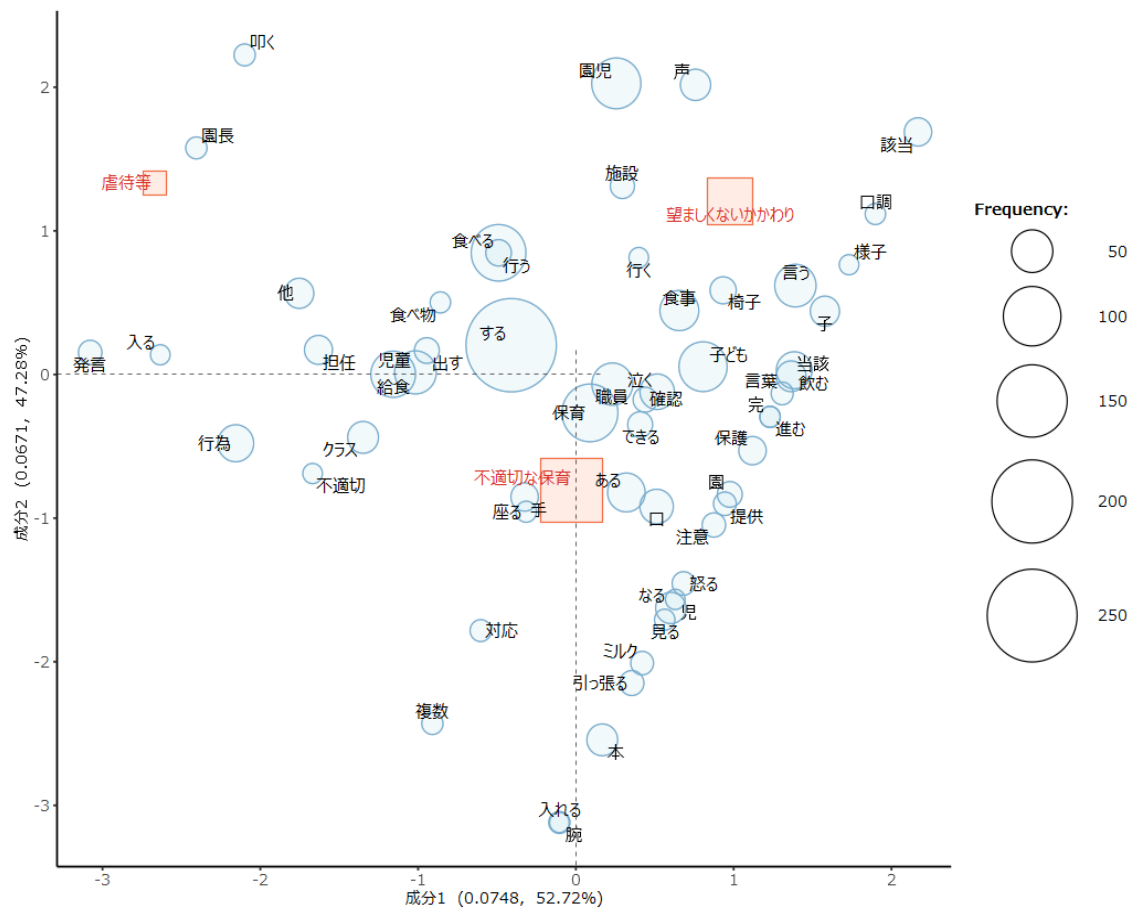
図表 91 名詞及び動詞の類型ごとの対応関係(都道府県向けアンケート調査,食事中)



エ)市区町村向けアンケート調査における、食事中に発生した行為に含まれる名詞及び動詞の類型ごとの対応関係

アンケート調査において、市区町村から回答があった食事中に発生した行為に含まれる名詞及び動詞について、類型ごとの対応関係を分析した。分析結果は下図の通りである。「叩く」は「虐待等」に特徴的であり、「引っ張る」「怒る」は「不適切な保育」に特徴的であった。一方で、全体的に類型ごとの単語に明確な対応関係は見出せなかった。

図表 92 名詞及び動詞の類型ごとの対応関係(市区町村向けアンケート調査,食事中)



オ)対応関係分析結果サマリ

全般的に、都道府県と市区町村いずれも「叩く」が「虐待等」に特徴的であった。その他、市区町村では「掴む」「閉じ込める」も「虐待等」に特徴的であった。また、都道府県では「怒る」が「不適切な保育」に特徴的であったのに対し、市区町村では「引っ張る」が「不適切な保育」に特徴的であった。都道府県と市区町村いずれも、「望ましくないかわり」は保育士の発言によるものが多いことが伺えた。

食事中の行為について、都道府県では「連れる」が「虐待等」に特徴的であったのに対し、

市区町村では「叩く」が「虐待等」に特徴的であった。また、都道府県では「叩く」が「不適切な保育」に特徴的であったのに対し、市区町村では「引っ張る」「怒る」が「不適切な保育」に特徴的であった。さらに、都道府県では、「望ましくないかわり」は保育士の発言によるものが多いことが伺えたが、市区町村では虐待内容が伺えるような特徴的な単語が明確に見いだせなかった。

参考資料

参考資料 1：アンケート調査票（都道府県）

参考資料 2：アンケート調査票（市区町村）

参考資料 3：ヒアリングシート（自治体）

参考資料 4：ヒアリングシート（施設）

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
「保育所等における不適切な保育に関する調査研究」都道府県向けアンケート

ご回答にあたって

- 令和5年6月～令和6年3月の間に、自治体にて調査・確認・認定した事案についてご回答ください。事案や行為自体については、令和5年6月以前に発生した事案・行為でも問題ございません。
- 数字でご回答いただく項目について、「0」と回答する場合、空欄とせず「0」をご記入ください。
- 「＊」と記載がある設問は、該当する場合必須回答となります。

問1 回答者情報等

⇒以下問1(1)～問1(8)まで、特段の条件がない限り全員に伺います

問1(1)＊ ご回答いただく方についてお答えください。

都道府県名		
市区町村名	—	
担当課		
回答者名		
電話番号		(半角数字)
メールアドレス		(半角英数字)

問1(2)＊ 貴都道府県において、令和5年6月から令和6年3月の間に、管内の保育所等において「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（令和5年5月こども家庭庁）にて示されている以下の①～③が保育中に行われたとして、いずれかを含め事実を把握したは事案はありますか。

※「事実を把握した」とは貴都道府県が調査・確認・認定した事案を指します。

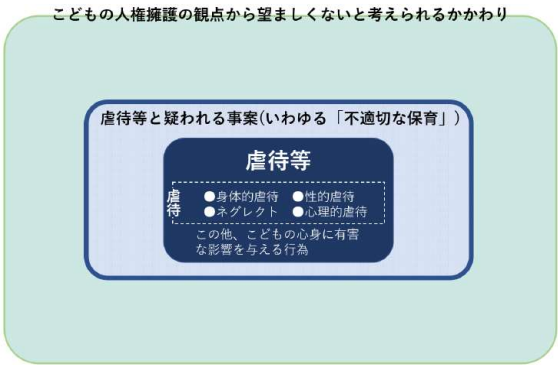
※管轄の市区町村が事実を調査・確認・認定し、貴都道府県に報告した事案も含まれます。

- ①こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかわり
②虐待等と疑われる事案（いわゆる「不適切な保育」）
③虐待等

回答欄（当てはまる番号1つ回答）

1. はい
2. いいえ

（参考）「虐待等」と「虐待等と疑われる事案（不適切な保育）」の概念図



出典：「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（令和5年5月こども家庭庁）より抜粋

⇒問1(2)で「1. はい」と回答した方に伺います。

問1(3)＊ 貴都道府県において、令和5年6月から令和6年3月の間に、上記ガイドラインに記載のある①～③の事案で、事実を把握した事案の総数および類型毎の件数についてご回答ください。（数値入力）

※「事実を把握した」とは貴市区町村が調査・確認・認定した事案を指します。

※管轄の市区町村が事実を調査・確認・認定し、貴都道府県に報告した事案も含まれます。

①こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかわり		件
②虐待等と疑われる事案（いわゆる「不適切な保育」）		件
③虐待等		件
①～③の事案総数	0	件

問1(4)＊ 貴都道府県では、「保育の質に関するマニュアル」等、何らかの手引き等を独自で作成されていますか。（1つ回答）

※具体的な名称や内容等は各自治体ごとに様々かと思いますが、関係資料として思い当たるものがあれば幅広くご提供いただけますと幸いです。

回答欄（当てはまる番号1つ回答）

1. はい

2. いいえ

⇒問1(4)で「1. はい」と回答した方に伺います

問1(5)＊ 当該マニュアル等を提供いただくことは可能ですか。（1つ回答）

※こども家庭庁及び事務局の参考資料としてのみ使用させていただき、報告書等への掲載や第三者への公表は行いません。

回答欄（当てはまる番号1つ回答）

1. はい

2. いいえ

⇒問1(5)で「1. はい」と回答した方に伺います

問1(6)＊ 当該報告書等が記載されているURLをご記載ください。もしくは下記のメールアドレスまで送付ください。

送付先： hoikuchousa2024@nttdata-strategy.com

⇒問1(2)で「2. いいえ」と回答した方に伺います

貴都道府県に相談・報告があった事案で、上記ガイドラインで示している①～③の類型に最終的には当てはまらないと判断したが、そのような判断を下すことが最も難しかった事案を1つ選択して頂き、当該事案の概要についてご回答ください。＜自由記述300文字目安＞

※具体的な事案の内容とともに、事案が発生した背景や状況についてもご回答ください。

⇒問1(2)で「2. いいえ」と回答した方に伺います

問1(8)＊ 問1(7)でご回答頂いた事案について、最終的に①～③の類型には該当しないと判断した理由についてご回答ください。＜自由記述500文字目安＞

※問1(2)で「2. いいえ」と回答した方は次シート以降の間に答える必要はありません。ご協力ありがとうございました。

問1(2)で「1. はい」とご回答頂いた方は、引き続き「事案1」シートについてご回答ください。

お答えいただいた内容に関して、お問い合わせさせていただく場合がございます。
お忙しい中恐縮ではございますが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業 「保育所等における不適切な保育に関する調査研究」都道府県向けアンケート

ご回答にあたって

- 令和5年6月～令和6年3月の間に、自治体にて調査・確認・認定した事案についてご回答ください。事案や行為自体については、令和5年6月以前に発生した事案・行為でも問題ございません。
- 数字でご回答いただく項目について、「0」と回答する場合、空欄とせず「0」をご記入ください。
- 「＊」と記載がある設問は、該当する場合必須回答となります。

※以下問2～問5は問1(2)で「1. はい」とご回答頂いた方に対する質問です。事案が複数ある場合は、事案ごとに1ファイルずつ回答をお願いします。

問2 「虐待等」の不適切な保育の事案の概要・類型等

事案1

⇒以下問2(1)～問2(5)まで、特段の条件がない限り全員に伺います

問2(1)＊ 貴都道府県において、前述のガイドラインで示されている①～③の保育が行われたとして事実を把握した事案は、以下のどの類型に当てはまると判断したかご回答ください。（1つ回答）

※1つの事案に対して、1～3の選択肢の中から1つ選択してください。

※1つの事案が、以下問6でご回答頂く複数の行為類型から構成される場合であっても、全ての行為を踏まえて全体として1つの事案として見た場合、どの類型に当該事案が当てはまると判断したか、という観点でご回答ください。

回答欄（当てはまる番号1つ回答）

1. こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかわり	
2. 虐待等と疑われる事案（いわゆる「不適切な保育」）	
3. 虐待等	

⇒問2(1)で「3. 虐待等」と回答した方に伺います

問2(2)＊ 虐待等に該当すると判断した場合、以下のどの類型に当てはまるかご回答ください。（当てはまるもの全てに○）

回答欄（当てはまるもの全てに○）

1. 身体的虐待	
2. 性的虐待	
3. ネグレクト	
4. 心理的虐待	
5. この他、こどもの心身に有害な影響を与える行為	

問2(3)＊ 当該事案の概要についてご回答ください。＜自由記述300文字目安＞

※どの施設で、どのような行為があったのかまとめるとともに、当該事案に対してどのような対応をとったのかご記載ください。

※事案が発生した背景や状況についてもご回答ください。

問2(4)＊ 最終的に貴都道府県として当該事案を問2(1)で選択した類型と判断した理由について教えてください。＜自由記述500文字目安＞

問2(5) * 当該事案について、問2(2)で選択した貴都道府県が判断した類型と、施設等が判断した類型に**最終的に**相違がありましたか。（1つ回答）

回答欄（当てはまる番号1つ回答）

- | |
|---------------------------|
| 1. 都道府県の判断と施設等の判断に相違はなかった |
| 2. 都道府県の判断と施設等の判断に相違がみられた |
| 3. 特設施設等の判断は確認していない |

⇒問2(5)で「2. 都道府県の判断と施設等の判断に相違がみられた」と回答した方に伺います

問2(6) * 施設等の判断は最終的にどの類型であり、なぜそのような判断を施設等はしたのかについてご回答ください。＜自由記述200文字目安＞

※貴自治体が把握されている範囲でご回答ください。特に判断が異なっている行為が複数ある場合は、可能であれば行為ごとにご回答ください。

問3 当該事案に関する基本情報

⇒以下問3(1)～問3(4)まで全員に伺います

問3(1) * 当該事案が確認された施設等の運営形態について選択してください。（1つ回答）

※公私連携型は民設民営に含めます。

回答欄（当てはまる番号1つ回答）

- | |
|---------|
| 1. 公設公営 |
| 2. 公設民営 |
| 3. 民設民営 |

問3(2) * 当該事案が確認された施設等の種類について選択してください。（1つ回答）

回答欄（当てはまる番号1つ回答）

- | |
|--------------------------------|
| 1. 保育所 |
| 2. 認可外保育施設等 |
| 3. 地域型保育事業 |
| 4. 幼保連携型認定こども園 |
| 5. 幼稚園型認定こども園 |
| 6. 保育所型認定こども園 |
| 7. 地方裁量型認定こども園 |
| 8. その他（幼稚園等、下に具体的な内容を記載してください） |

問3(3) 当該事案について、当該施設等から貴都道府県に事案の内容について報告があった日時について回答してください。（※時間等が不明な場合は空欄で構いません）（数値入力）

※施設等から貴都道府県に事案の内容について報告がなかった場合は空欄で構いません。

※問3(3)または問3(4)のどちらかにはご回答ください（問3(3)と問3(4)の両方該当がある場合を除く）。

令和	年	月	日	時
----	---	---	---	---

問3(4) 当該事案について、管轄の市区町村に事案の内容について報告をした日時、あるいは市区町村から事案の内容について報告を受けた日時について回答してください。（※時間等が不明な場合は空欄で構いません）（数値入力）

※管轄の市区町村に報告をしなかった、あるいは市区町村から報告がなかった場合は空欄で構いません。

令和	年	月	日	時
----	---	---	---	---

問4 事案の把握について（事実確認）

⇒以下問4(1)～問4(10)まで、特段の条件がない限り全員に伺います

問4(1)* 当該事案を最初に施設等が把握した経緯について教えてください。（当てはまるもの全てに○）

回答欄（当てはまるもの全てに○）

1. 当該事案の対象となった園児自身が自らの言葉で伝えた	
2. 当該事案の対象となった園児以外のこどもが自らの言葉で伝えた	
3. 当該事案の対象となった園児の保護者からの通報	
4. 当該事案の対象となった園児以外の保護者からの通報	
5. 保護者以外の通報（児童委員を除く）	
6. 同僚・職員による報告（元同僚等を含む）	
7. 自治体からの報告	
8. 指導監査や巡回指導	
9. 児童委員からの通報	
10. 匿名による通報	
11. その他（下に具体的な内容を記載してください）	

問4(2)* 当該事案を貴都道府県が把握した経緯について教えてください。（当てはまるもの全てに○）

回答欄（当てはまるもの全てに○）

1. 当該施設等からの報告	
2. 当該事案の対象となった園児の保護者からの通報	
3. 当該事案の対象となった園児以外の保護者からの通報	
4. 保護者以外の通報（児童委員を除く）	
5. 施設等の職員からの通報（元職員等を含む）	
6. 市区町村からの報告	
7. 指導監査や巡回指導	
8. 児童委員からの通報	
9. 報道	
10. 匿名による通報	
11. その他（下に具体的な内容を記載してください）	

問4(3)* 任意の聞き取り調査等、事実確認に必要な何等かの対応を施設等に対して行いましたか（法令に基づく措置を除く）。（1つ回答）

回答欄（当てはまる番号1つ回答）

1. はい	
2. いいえ	

⇒問4(3)で「1. はい」と回答した方に伺います

問4(4)* 具体的にどのような対応を行いましたか（当てはまるもの全てに○）

回答欄（当てはまるもの全てに○）

1. 電話若しくは出頭による聞き取り調査	
2. 施設等への訪問調査	
3. 書面による文書調査	
4. その他（下に具体的な内容を記載してください）	

問4(5) * 法令に基づく報告徴収等、事実確認に必要な何等かの対応を施設等に対して行いましたか（法令に基づく措置）。（1つ回答）

回答欄（当てはまる番号1つ回答）

1.

はい
2.

いいえ

⇒問4(5)で「1. はい」と回答した方に伺います

問4(6) * 具体的な対応の内容及び根拠法令について記載してください。（例：児童福祉法第46条第1項に基づき、●●についての報告を求めました。）

※行政措置名だけではなく、具体的にどういう内容の報告等をさせたかについてもご記載ください。

問4(7) * 施設等に事実確認を実施するにあたり、市区町村や他の関係機関と連携を取りましたか。

回答欄（当てはまる番号1つ回答）

1.

はい
2.

いいえ

⇒問4(7)で「1. はい」と回答した方に伺います

問4(8) * 具体的にどの主体（市区町村・他の関係機関）と、どのような連携を実施しましたか。

問4(9) * 当該事案について、市区町村に対して情報共有を行いましたか、あるいは市区町村から情報共有がありましたか。（1つ回答）

回答欄（当てはまる番号1つ回答）

1.

はい
2.

いいえ

⇒問4(9)で「1. はい」と回答した方に伺います

問4(10) * どのタイミングで情報共有を行いましたか、あるいは情報共有がありましたか。（1つ回答）

回答欄（当てはまる番号1つ回答）

1.

相談窓口やコールセンター（それに類する係等）に相談があった時点
2.

事実確認等に着手した時点
3.

事実確認によって著しく不適切な保育が行われた事実が認定された時点
4.

確認された事実に基づき、是正に向けた対応方針が固まった時点
5.

その他（下に具体的な内容を記載してください）

問5 事案への対応について（事実確認後の対応）

⇒以下問5(1)～問5(20)まで、特段の条件がない限り全員に伺います

問5(1)＊ 当該事案の事実確認後、任意の行政指導として施設等に対して何等かの対応を行いましたか。（1つ回答）

※法令に基づき実施した立入検査の結果行なった行政指導（改善勧告未済）で、法令に規定がない対応の場合、「法令に基づかない任意の行政指導」として回答してください。

回答欄（当てはまる番号1つ回答）

1. はい
2. いいえ

⇒問5(1)で「1. はい」と回答した方に伺います

問5(2)＊ 具体的にどのような対応を行いましたか（当てはまるもの全てに○）

回答欄（当てはまるもの全てに○）

1. 電話若しくは出頭による助言指導	☐
2. 施設等に対する訪問指導	☐
3. 書面による文書指導	☐
4. その他（下に具体的な内容を記載してください）	☐

問5(3)＊ 当該事案の事実確認後、法令に基づく何等かの処分等を行いましたか。（1つ回答）

回答欄（当てはまる番号1つ回答）

1. はい
2. いいえ

⇒問5(3)で「1. はい」と回答した方に伺います

問5(4)＊ 具体的な対応の内容及び根拠法令について記載してください。（例：児童福祉法第46条第3項に基づき、●●という内容の改善勧告を出しました。）

※行政措置名だけでなく、具体的にどのような内容の勧告や命令等を出したかについてもご記載ください。

問5(5)＊ 当該事案の事実確認後、市区町村と連携して対応にあたりましたか。（1つ回答）

回答欄（当てはまる番号1つ回答）

1. はい
2. いいえ

⇒問5(5)で「1. はい」と回答した方に伺います

問5(6)＊ 具体的にどのように市区町村と連携して対応を行いましたか（※記載して頂きたい主な事項：都道府県との連携体制、対応の具体的な内容等）。＜自由記述500文字目安＞

※連携して対応した事項があれば、幅広くご記載ください。（施設指導における連携、保護者対応や報道対応における連携等）

問5(7)* 当該事案について、施設等からは正状況等に関する報告を受けましたか。(1つ回答)

回答欄 (当てはまる番号1つ回答)

1. はい
2. いいえ

☐

⇒問5(7)で「1. はい」と回答した方に伺います

問5(8)* 受けた報告の内容について具体的に記載してください。

※施設が策定した改善計画や勧告事項としてあげられた主な項目に対して、どのような是正措置を取ったのかという内容や是正プロセスについて具体的にご回答ください。

--

問5(9)* 当該事案について、当該施設等の保護者に説明が行われましたか。(1つ回答)

回答欄 (当てはまる番号1つ回答)

1. はい
2. いいえ

☐

⇒問5(9)で「1. はい」と回答した方に伺います

問5(10)* どのような形式で説明・報告を行いましたか。(当てはまるもの全てに○)

回答欄 (当てはまるもの全てに○)

1. 施設等で保護者説明会を開催して説明		
2. 施設等から書面で説明		
3. 都道府県で保護者説明会を開催して説明		
4. 都道府県から書面で説明		
5. 市区町村で保護者説明会を開催して説明		
6. 市区町村から書面で説明		
7. その他 (下に具体的な内容を記載してください)		
<table border="1"><tr><td></td></tr></table>		

問5(11)* 当該事案について、事案を公表しましたか。(1つ回答)

回答欄 (当てはまる番号1つ回答)

1. はい
2. いいえ

☐

問5(12)* 当該事案を踏まえて、定期的な巡回相談を実施する、施設等に対して運営に関する助言を行う等の更なる被害を防止する対応を、貴都道府県においてとりましたか。(1つ回答)

回答欄 (当てはまる番号1つ回答)

1. はい
2. いいえ

☐

⇒問5(12)で「1. はい」と回答した方に伺います

問5(13)* 貴都道府県において、更なる被害防止の対応として、具体的にどのような対応を行いましたか。

--

⇒問5(12)で「2. いいえ」と回答した方に伺います

問5(14)* 貴都道府県において、更なる被害防止の対応をとる必要がなかった理由について教えてください。(例：施設等でとられた●●という対応が適切であると考えられたため)

--

問5(15)* 当該事案を踏まえて、貴都道府県において、検証委員会による事案の検証、研修の実施・巡回訪問等再発防止に向けた取組についての対応をとりましたか/あるいは検討していますか。(1つ回答)

回答欄 (当てはまる番号1つ回答)

- | | |
|----|-----|
| 1. | はい |
| 2. | いいえ |

☐

⇒問5(15)で「1. はい」と回答した方に伺います

問5(16)* 事案の検証や再発防止に向けた取組として、具体的にどのような対応を行いましたか/あるいは検討していますか。

⇒問5(15)で「2. いいえ」と回答した方に伺います

問5(17)* 事案の検証や再発防止に向けた取組について、対応する必要がなかった/あるいは検討していない理由について教えてください。
(例：施設等でとられた●●という対応が適切であると考えられたため)

問5(18)* 当該事案について、検証委員会等のもとで、事案について検証したレポート結果や報告書等がありますか。(1つ回答)

※当該施設等の運営法人が設けた検証委員会の場合を含みます。この場合、運営法人による検証委員会の対応であることを明記してください。

回答欄 (当てはまる番号1つ回答)

- | | |
|----|-----|
| 1. | はい |
| 2. | いいえ |

☐

⇒問5(18)で「1. はい」と回答した方に伺います

問5(19)* 検証委員会等が公表した当該報告書等を提供いただくことは可能ですか。(1つ回答)

※報告書等の内容については、場合によっては、事前にご相談の上、本調査研究の最終報告書等へ一部掲載させて頂く場合がございます。

回答欄 (当てはまる番号1つ回答)

- | | |
|----|-----|
| 1. | はい |
| 2. | いいえ |

☐

⇒問5(19)で「1. はい」と回答した方に伺います

問5(20)* 当該報告書等が記載されているURLをご記載ください。もしくは下記のメールアドレスまで送付ください。

送付先： hoikuchousa2024@nttdata-strategy.com

問6 事案を構成する行為について

⇒以下問6(1)～問6(12) まで、特段の条件がない限り全員に伺います

以下、当該事案を構成する行為について回答してください。

※行為が複数ある場合は一つの行為ごとに、問6(1) ～問6 (13) の回答をお願いします。

※行為が一つ（＝事案）の場合は、「行為1」のみ問6(1) ～問6 (13) までご回答ください。

行為 1

問6(1)＊ 当該行為が行われた時期はいつですか。（数値入力）

※貴都道府県が、当該行為が行われていたと確認できた時期をご回答ください（事実を確認した以前の状況が不明の場合は、その期間は記載頂かなくて構いません）。

令和		年		月		または	令和		年		月		～	令和		年		月	
----	--	---	--	---	--	-----	----	--	---	--	---	--	---	----	--	---	--	---	--

問6(2)＊ 当該行為はどのような場面で発生しましたか。（当てはまるもの全てに○）

回答欄（当てはまるもの全てに○）

1. 登園時	
2. 外遊び（散歩含む）	
3. 室内遊び	
4. 食事中（おやつ含む）	
5. 排泄時	
6. 午睡時	
7. 着替え時	
8. 降園時	
9. その他（下に具体的な内容を記載してください）	

問6(3)＊ 当該行為を実施した者について、それぞれ「雇用形態」「職種」「経験年数」「性別」をプルダウンで選択してご回答してください。（一人ずつ当てはまるものを選択）

※当該行為を実施した者が複数いる場合は、ひとりずつについて回答してください。

※幼保連携型認定こども園の場合、「保育士」を「保育教諭」に、「幼稚園型認定こども園の場合、「幼稚園教諭」に読み替えてください。

※「経験年数」は、当該者の「保育経験の年数」について回答してください。

※同一の職員が複数の行為を実施している場合、該当する行為では同じ職員欄に記載してください。

（例：職員Aが行為1も行為2も実施していた場合、職員Aは行為1でも行為2でも職員Aの欄に記載）

	職員A	職員B	職員C	職員D	職員E	職員F	職員G
1. 雇用形態							
2. 職種							
3. 経験年数							
4. 性別							

問6(4) 当該行為を実施した者が8人以上いる場合、8人目以降の情報（問6(3)で回答して頂いた内容）については以下に記載ください。

--

問6(5)＊ 当該行為の対象となった園児について、個人が複数かについてご回答ください。（1つ回答）

回答欄（当てはまる番号1つ回答）

1. 個人	
2. 複数	

問6(6)* 当該行為の対象となった園児の年齢について回答してください。（当てはまるもの全てに○）

※対象園児の年齢がわかっている場合とわからない場合の両方が含まれている場合は、選択肢 1 ～ 6 のいずれかと選択肢 7 を同時に選択してください。

回答欄（当てはまるもの全てに○）

1. 0歳児	
2. 1歳児	
3. 2歳児	
4. 3歳児	
5. 4歳児	
6. 5歳児	
7. 不明	

問6(7)* 当該行為の対象となった園児の性別についてご回答ください。（1つ回答）

※対象園児が複数おり、かつ男児と女児両方対象となっていた場合は、選択肢 3 のみに○をつけてください。

回答欄（当てはまる番号1つ回答）

1. 男児
2. 女児
3. 男児と女児両方
4. 不明

☐

問6(8)* 当該行為について、具体的に何を言ったか/何をしたかご回答ください。＜自由記述500文字目安＞

※具体的な行為の内容とともに、**行為が発生した背景や状況**についてもご回答ください。

問6(9)* 当該行為を実施した保育士等について、不適切な行いであるという自覚の有無について、一人ずつご回答ください。（一人ずつ当てはまるものに○）

※当該行為を実施した者が複数いる場合は、一人ずつについて回答してください。

※当該行為を実施している間に自覚があったかどうかをご回答ください。

※退職後等、施設等を離れた後に初めて自覚した場合は含みません。

	職員A	職員B	職員C	職員D	職員E	職員F	職員G
1. 自覚あり							
2. 自覚なし							
3. 不明							

問6(10) 当該行為を実施した者が8人以上いる場合、8人目以降の自覚の有無については以下に記載ください。

問6(11)* 貴都道府県として当該行為をどのように判断しましたか。(1つ回答)

※当該行為の類型を回答してください。行為が複数ある場合、必ずしも問2(1)で回答した事案の類型と全ての行為の類型が一致する訳ではありません。

回答欄 (当てはまる番号1つ回答)

- | | |
|----|------------------------------|
| 1. | こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかわり |
| 2. | 虐待等と疑われる事案 (いわゆる「不適切な保育」) |
| 3. | 虐待等 |

⇒問6(11)で「3. 虐待等」と回答した方に伺います

問6(12)* 虐待等に該当すると判断した場合、以下のどの類型に当てはまるかご回答ください。(当てはまるもの全てに○)

回答欄 (当てはまるもの全てに○)

- | | |
|----|------------------------|
| 1. | 身体的虐待 |
| 2. | 性的虐待 |
| 3. | ネグレクト |
| 4. | 心理的虐待 |
| 5. | その他、こどもの心身に有害な影響を与える行為 |

問6(13)* 当該行為について、問6(11)で選択した貴都道府県が判断した類型と、施設等が判断した類型に最終的に相違がありましたか。(1つ回答)

回答欄 (当てはまる番号1つ回答)

- | | |
|----|------------------------|
| 1. | 都道府県の判断と施設等の判断に相違はなかった |
| 2. | 都道府県の判断と施設等の判断に相違がみられた |
| 3. | 特段施設等の判断は確認していない |

問6(14) その他、当該行為について補足がある場合はご回答ください。＜自由記述200文字目安＞

回答欄 (当てはまる番号1つ回答)

- | | |
|----|------------------------|
| 1. | 都道府県の判断と施設等の判断に相違はなかった |
| 2. | 都道府県の判断と施設等の判断に相違がみられた |
| 3. | 特段施設等の判断は確認していない |

問6(14) その他、当該行為について補足がある場合はご回答ください。＜自由記述200文字目安＞

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。
引き続き、他の事案がある方は別ファイルにてご回答ください。

お答えいただいた内容に関して、お問い合わせさせていただく場合がございます。
お忙しい中恐縮ではございますが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
「保育所等における不適切な保育に関する調査研究」市区町村向けアンケート

ご回答にあたって

- 令和5年6月～令和6年3月の間に、自治体にて調査・確認・認定した事案についてご回答ください。事案や行為自体については、令和5年6月以前に発生した事案・行為でも問題ございません。
- 数字でご回答いただく項目について、「0」と回答する場合、空欄とせず「0」をご記入ください。
- 「＊」と記載がある設問は、該当する場合必須回答となります。

問1 回答者情報等

⇒以下問1(1)～問1(8)まで、特段の条件がない限り全員に伺います

問1(1)＊ ご回答いただく方についてお答えください。

都道府県名		
市区町村名		
担当課		
回答者名		
電話番号		(半角数字)
メールアドレス		(半角英数字)

問1(2)＊ 貴市区町村において、令和5年6月から令和6年3月の間に、管内の保育所等において「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（令和5年5月こども家庭庁）にて示されている以下の①～③が保育中に行われたとして、いずれかを含め事実を把握したは事案がありますか。

※「事実を把握した」とは貴市区町村が調査・確認・認定した事案を指します。

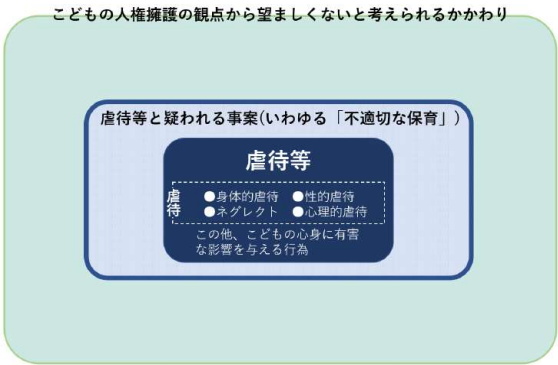
※貴市区町村を管轄している都道府県が、事実を調査・確認・認定し、貴市区町村に報告した事案も含まれます。

- ①こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかわり
②虐待等と疑われる事案（いわゆる「不適切な保育」）
③虐待等

回答欄（当てはまる番号1つ回答）

1. はい
2. いいえ

（参考）「虐待等」と「虐待等と疑われる事案（不適切な保育）」の概念図



出典：「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（令和5年5月こども家庭庁）より抜粋

⇒問1(2)で「1. はい」と回答した方に伺います。

問1(3)＊ 貴市区町村において、令和5年6月から令和6年3月の間に、上記ガイドラインに記載のある①～③の事案で、事実を把握した事案の総数および類型毎の件数についてご回答ください。（数値入力）

※「事実を把握した」とは貴市区町村が調査・確認・認定した事案を指します。

※貴市区町村を管轄している都道府県が、事実を調査・確認・認定し、貴市区町村に報告した事案も含まれます。

①こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかわり		件
②虐待等と疑われる事案（いわゆる「不適切な保育」）		件
③虐待等		件
①～③の事案総数	0	件

問1(4) * 貴市区町村では、「保育の質に関するマニュアル」等、何らかの手引き等を独自で作成されていますか。（1つ回答）

※具体的な名称や内容等は各自治体ごとに様々かと思いますが、関係資料として思い当たるものがあれば幅広くご提供いただけますと幸いです。

回答欄（当てはまる番号1つ回答）

1. はい

2. いいえ

⇒問1(4)で「1. はい」と回答した方に伺います

問1(5) * 当該マニュアル等を提供いただくことは可能ですか。（1つ回答）

※こども家庭庁及び事務局の参考資料としてのみ使用させていただき、報告書等への掲載や第三者への公表は行いません。

回答欄（当てはまる番号1つ回答）

1. はい

2. いいえ

⇒問1(5)で「1. はい」と回答した方に伺います

問1(6) * 当該報告書等が記載されているURLをご記載ください。もしくは下記のメールアドレスまで送付ください。

送付先： hoikuchousa2024@nttdata-strategy.com

⇒問1(2)で「2. いいえ」と回答した方に伺います

問1(7) * 貴市区町村に相談・報告があった事案で、上記ガイドラインで示している①～③の類型に最終的には当てはまらないと判断したが、そのような判断を下すことが最も難しかった事案を1つ選択して頂き、当該事案の概要についてご回答ください。＜自由記述300文字目安＞

※具体的な事案の内容とともに、事案が発生した背景や状況についてもご回答ください。

⇒問1(2)で「2. いいえ」と回答した方に伺います

問1(8) * 問1(7)でご回答頂いた事案について、最終的に①～③の類型には該当しないと判断した理由についてご回答ください。＜自由記述500文字目安＞

※問1(2)で「2. いいえ」と回答した方は次シート以降の間に答える必要はありません。ご協力ありがとうございました。

問1(2)で「1. はい」とご回答頂いた方は、引き続き「事案1」シートについてご回答ください。

お答えいただいた内容に関して、お問い合わせさせていただく場合がございます。
お忙しい中恐縮ではございますが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業 「保育所等における不適切な保育に関する調査研究」市区町村向けアンケート

ご回答にあたって

- 令和5年6月～令和6年3月の間に、自治体にて調査・確認・認定した事案についてご回答ください。事案や行為自体については、令和5年6月以前に発生した事案・行為でも問題ございません。
- 数字でご回答いただく項目について、「0」と回答する場合、空欄とせず「0」をご記入ください。
- 「＊」と記載がある設問は、該当する場合必須回答となります。

※以下問2～問5は問1(2)で「1. はい」とご回答頂いた方に対する質問です。事案が複数ある場合は、事案ごとに1ファイルずつ回答をお願いします。

問2 「虐待等」の不適切な保育の事案の概要・類型等

事案1

⇒以下問2(1)～問2(5)まで、特段の条件がない限り全員に伺います

問2(1)＊ 貴市区町村において、前述のガイドラインで示されている①～③の保育が行われたとして事実を把握した事案は、以下のどの類型に当てはまると判断したかご回答ください。（1つ回答）

※1つの事案に対して、1～3の選択肢の中から1つ選択してください。

※1つの事案が、以下問6でご回答頂く複数の行為類型から構成される場合であっても、全ての行為を踏まえて全体として1つの事案として見た場合、どの類型に当該事案が当てはまると判断したか、という観点でご回答ください。

回答欄（当てはまる番号1つ回答）

1. こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかわり	
2. 虐待等と疑われる事案（いわゆる「不適切な保育」）	
3. 虐待等	

⇒問2(1)で「3. 虐待等」と回答した方に伺います

問2(2)＊ 虐待等に該当すると判断した場合、以下のどの類型に当てはまるかご回答ください。（当てはまるもの全てに○）

回答欄（当てはまるもの全てに○）

1. 身体的虐待	
2. 性的虐待	
3. ネグレクト	
4. 心理的虐待	
5. この他、こどもの心身に有害な影響を与える行為	

問2(3)＊ 当該事案の概要についてご回答ください。＜自由記述300文字目安＞

※どの施設で、どのような行為があったのかまとめるとともに、当該事案に対してどのような対応をとったのかご記載ください。

※事案が発生した背景や状況についてもご回答ください。

問2(4)＊ 最終的に貴市区町村として当該事案を問2(1)で選択した類型と判断した理由について教えてください。＜自由記述500文字目安＞

問2(5) * 当該事案について、問2(2)で選択した貴市区町村が判断した類型と、施設等が判断した類型に**最終的に**相違がありましたか。（1つ回答）

回答欄（当てはまる番号1つ回答）

1.

市区町村の判断と施設等の判断に相違はなかった
2.

市区町村の判断と施設等の判断に相違がみられた
3.

特設施設等の判断は確認していない

⇒問2(5)で「2. 市区町村の判断と施設等の判断に相違がみられた」と回答した方に伺います

問2(6) * 施設等の判断は最終的にどの類型であり、なぜそのような判断を施設等はしたのかについてご回答ください。＜自由記述200文字目安＞

※貴自治体が把握されている範囲でご回答ください。特に判断が異なっている行為が複数ある場合は、可能であれば行為ごとにご回答ください。

問3 当該事案に関する基本情報

⇒以下問3(1)～問3(4)まで全員に伺います

問3(1) * 当該事案が確認された施設等の運営形態について選択してください。（1つ回答）

※公私連携型は民設民営に含めます。

回答欄（当てはまる番号1つ回答）

1.

公設公営
2.

公設民営
3.

民設民営

問3(2) * 当該事案が確認された施設等の種類について選択してください。（1つ回答）

回答欄（当てはまる番号1つ回答）

1.

保育所
2.

認可外保育施設等
3.

地域型保育事業
4.

幼保連携型認定こども園
5.

幼稚園型認定こども園
6.

保育所型認定こども園
7.

地方裁量型認定こども園
8.

その他（幼稚園等、下に具体的な内容を記載してください）

問3(3) 当該事案について、当該施設等から貴市区町村に事案の内容について報告があった日時について回答してください。（※時間等が不明な場合は空欄で構いません）（数値入力）

※施設等から貴市区町村に事案の内容について報告がなかった場合は空欄で構いません。

※問3(3)または問3(4)のどちらかにはご回答ください（問3(3)と問3(4)の両方該当がある場合を除く）。

令和

年

月

日

時

問3(4) 当該事案について、都道府県に事案の内容について報告をした日時、あるいは都道府県から事案の内容について報告を受けた日時について回答してください。（※時間等が不明な場合は空欄で構いません）（数値入力）

※都道府県に報告をしなかった、あるいは都道府県から報告がなかった場合は空欄で構いません。

令和

年

月

日

時

問4 事案の把握について（事実確認）

⇒以下問4(1)～問4(10)まで、特段の条件がない限り全員に伺います

問4(1)＊ 当該事案を最初に施設等が把握した経緯について教えてください。（当てはまるもの全てに○）

回答欄（当てはまるもの全てに○）

1. 当該事案の対象となった園児自身が自らの言葉で伝えた	
2. 当該事案の対象となった園児以外のこどもが自らの言葉で伝えた	
3. 当該事案の対象となった園児の保護者からの通報	
4. 当該事案の対象となった園児以外の保護者からの通報	
5. 保護者以外の通報（児童委員を除く）	
6. 同僚・職員による報告（元同僚等を含む）	
7. 自治体からの報告	
8. 指導監査や巡回指導	
9. 児童委員からの通報	
10. 匿名による通報	
11. その他（下に具体的な内容を記載してください）	

問4(2)＊ 当該事案を貴市区町村が把握した経緯について教えてください。（当てはまるもの全てに○）

回答欄（当てはまるもの全てに○）

1. 当該施設等からの報告	
2. 当該事案の対象となった園児の保護者からの通報	
3. 当該事案の対象となった園児以外の保護者からの通報	
4. 保護者以外の通報（児童委員を除く）	
5. 施設等の職員からの通報（元職員等を含む）	
6. 都道府県からの報告	
7. 指導監査や巡回指導	
8. 児童委員からの通報	
9. 報道	
10. 匿名による通報	
11. その他（下に具体的な内容を記載してください）	

問4(3)＊ 任意の聞き取り調査等、事実確認に必要な何等かの対応を施設等に対して行いましたか（法令に基づく措置を除く）。（1つ回答）

回答欄（当てはまる番号1つ回答）

1. はい	
2. いいえ	

⇒問4(3)で「1. はい」と回答した方に伺います

問4(4)＊ 具体的にどのような対応を行いましたか（当てはまるもの全てに○）

回答欄（当てはまるもの全てに○）

1. 電話若しくは出頭による聞き取り調査	
2. 施設等への訪問調査	
3. 書面による文書調査	
4. その他（下に具体的な内容を記載してください）	

問4(5)＊ 法令に基づく報告徴収等、事実確認に必要な何等かの対応を施設等に対して行いましたか（法令に基づく措置）。（1つ回答）

回答欄（当てはまる番号1つ回答）

1. はい
2. いいえ

☐

⇒問4(5)で「1. はい」と回答した方に伺います

問4(6)＊ 具体的な対応の内容及び根拠法令について記載してください。（例：児童福祉法第46条第1項に基づき、●●についての報告を求めました。）

※行政措置名だけではなく、具体的にどういう内容の報告等をさせたかについてもご記載ください。

--

問4(7)＊ 施設等に事実確認を実施するにあたり、都道府県や他の関係機関と連携を取りましたか。（1つ回答）

回答欄（当てはまる番号1つ回答）

1. はい
2. いいえ

☐

⇒問4(7)で「1. はい」と回答した方に伺います

問4(8)＊ 具体的にどの主体（都道府県・他の関係機関）と、どのような連携を実施しましたか。

--

問4(9)＊ 当該事案について、都道府県に対して情報共有を行いましたか、あるいは都道府県から情報共有がありましたか。（1つ回答）

回答欄（当てはまる番号1つ回答）

1. はい
2. いいえ

☐

⇒問4(9)で「1. はい」と回答した方に伺います

問4(10)＊ どのタイミングで情報共有を行いましたか、あるいは情報共有がありましたか。（1つ回答）

回答欄（当てはまる番号1つ回答）

1. 相談窓口やコールセンター（それに類する係等）に相談があった時点	
2. 事実確認等に着手した時点	
3. 事実確認によって著しく不適切な保育が行われた事実が認定された時点	
4. 確認された事実に基づき、是正に向けた対応方針が固まった時点	
5. その他（下に具体的な内容を記載してください）	
<table border="1"><tr><td></td></tr></table>	

☐

問5 事案への対応について（事実確認後の対応）

⇒以下問5(1)～問5(20)まで、特段の条件がない限り全員に伺います

問5(1)＊ 当該事案の事実確認後、任意の行政指導として施設等に対して何等かの対応を行いましたか。（1つ回答）

※法令に基づき実施した立入検査の結果行なった行政指導（改善勧告未済）で、法令に規定がない対応の場合、「法令に基づかない任意の行政指導」として回答してください。

回答欄（当てはまる番号1つ回答）

1. はい
2. いいえ

⇒問5(1)で「1. はい」と回答した方に伺います

問5(2)＊ 具体的にどのような対応を行いましたか（当てはまるもの全てに○）

回答欄（当てはまるもの全てに○）

1. 電話若しくは出頭による助言指導	☐
2. 施設等に対する訪問指導	☐
3. 書面による文書指導	☐
4. その他（下に具体的な内容を記載してください）	☐

問5(3)＊ 当該事案の事実確認後、法令に基づき何等かの処分等を行いましたか。（1つ回答）

回答欄（当てはまる番号1つ回答）

1. はい
2. いいえ

⇒問5(3)で「1. はい」と回答した方に伺います

問5(4)＊ 具体的な対応の内容及び根拠法令について記載してください。（例：児童福祉法第46条第3項に基づき、●●という内容の改善勧告を出しました。）

※行政措置名だけでなく、具体的にどのような内容の勧告や命令等を出したかについてもご記載ください。

問5(5)＊ 当該事案の事実確認後、都道府県と連携して対応にあたりましたか。（1つ回答）

回答欄（当てはまる番号1つ回答）

1. はい
2. いいえ

⇒問5(5)で「1. はい」と回答した方に伺います

問5(6)＊ 具体的にどのように都道府県と連携して対応を行いましたか（※記載して頂きたい主な事項：都道府県との連携体制、対応の具体的な内容等）。＜自由記述500文字目安＞

※連携して対応した事項があれば、幅広くご記載ください。（施設指導における連携、保護者対応や報道対応における連携等）

問5(7)* 当該事案について、施設等からは正状況等に関する報告を受けましたか。(1つ回答)

回答欄(当てはまる番号1つ回答)

1. はい
2. いいえ

--

⇒問5(7)で「1. はい」と回答した方に伺います

問5(8)* 受けた報告の内容について具体的に記載してください。

※施設が策定した改善計画や勧告事項としてあげられた主な項目に対して、どのような是正措置を取ったのかという内容や是正プロセスについて具体的にご回答ください。

--

問5(9)* 当該事案について、当該施設等の保護者に説明が行われましたか。(1つ回答)

回答欄(当てはまる番号1つ回答)

1. はい
2. いいえ

--

⇒問5(9)で「1. はい」と回答した方に伺います

問5(10)* どのような形式で説明・報告を行いましたか。(当てはまるもの全てに○)

回答欄(当てはまるもの全てに○)

1. 施設等で保護者説明会を開催して説明		
2. 施設等から書面で説明		
3. 都道府県で保護者説明会を開催して説明		
4. 都道府県から書面で説明		
5. 市区町村で保護者説明会を開催して説明		
6. 市区町村から書面で説明		
7. その他(下に具体的な内容を記載してください)		
<table border="1"><tr><td></td></tr></table>		

問5(11)* 当該事案について、事案を公表しましたか。(1つ回答)

回答欄(当てはまる番号1つ回答)

1. はい
2. いいえ

--

問5(12)* 当該事案を踏まえて、定期的な巡回相談を実施する、施設等に対して運営に関する助言を行う等の更なる被害を防止する対応を、貴市区町村においてとりましたか。(1つ回答)

回答欄(当てはまる番号1つ回答)

1. はい
2. いいえ

--

⇒問5(12)で「1. はい」と回答した方に伺います

問5(13)* 貴市区町村において、更なる被害防止の対応として、具体的にどのような対応を行いましたか。

--

⇒問5(12)で「2. いいえ」と回答した方に伺います

問5(14)* 貴市区町村において、更なる被害防止の対応をとる必要がなかった理由について教えてください。(例:施設等でとられた●●という対応が適切であると考えられたため)

--

問5(15)* 当該事案を踏まえて、貴市区町村において、検証委員会による事案の検証、研修の実施・巡回訪問等再発防止に向けた取組についての対応をとりましたか/あるいは検討していますか。(1つ回答)

回答欄 (当てはまる番号1つ回答)

- | |
|--------|
| 1. はい |
| 2. いいえ |

☐

⇒問5(15)で「1. はい」と回答した方に伺います

問5(16)* 事案の検証や再発防止に向けた取組として、具体的にどのような対応を行いましたか/あるいは検討していますか。

⇒問5(15)で「2. いいえ」と回答した方に伺います

問5(17)* 事案の検証や再発防止に向けた取組について、対応する必要がなかった/あるいは検討していない理由について教えてください。
(例：施設等でとられた●●という対応が適切であると考えられたため)

問5(18)* 当該事案について、検証委員会等のもとで、事案について検証したレポート結果や報告書等がありますか。(1つ回答)

※当該施設等の運営法人が設けた検証委員会の場合を含みます。この場合、運営法人による検証委員会の対応であることを明記してください。

回答欄 (当てはまる番号1つ回答)

- | |
|--------|
| 1. はい |
| 2. いいえ |

☐

⇒問5(18)で「1. はい」と回答した方に伺います

問5(19)* 検証委員会等が公表した当該報告書等を提供いただくことは可能ですか。(1つ回答)

※報告書等の内容については、場合によっては、事前にご相談の上、本調査研究の最終報告書等へ一部掲載させて頂く場合がございます。

回答欄 (当てはまる番号1つ回答)

- | |
|--------|
| 1. はい |
| 2. いいえ |

☐

⇒問5(19)で「1. はい」と回答した方に伺います

問5(20)* 当該報告書等が記載されているURLをご記載ください。もしくは下記のメールアドレスまで送付ください。

送付先： hoikuchousa2024@nttdata-strategy.com

問6 事案を構成する行為について

⇒以下問6(1)～問6(12) まで、特段の条件がない限り全員に伺います

以下、当該事案を構成する行為について回答してください。

※行為が複数ある場合は一つの行為ごとに、問6(1) ～問6 (13) の回答をお願いします。

※行為が一つ（＝事案）の場合は、「行為1」のみ問6(1) ～問6 (13) までご回答ください。

行為 1

問6(1)＊ 当該行為が行われた時期はいつですか。（数値入力）

※貴市区町村が、当該行為が行われていたと確認できた時期をご回答ください（事実を確認した以前の状況が不明の場合は、その期間は記載頂かなくて構いません）。

令和		年		月		または	令和		年		月		～	令和		年		月	
----	--	---	--	---	--	-----	----	--	---	--	---	--	---	----	--	---	--	---	--

問6(2)＊ 当該行為はどのような場面で発生しましたか。（当てはまるもの全てに○）

回答欄（当てはまるもの全てに○）

1. 登園時	
2. 外遊び（散歩含む）	
3. 室内遊び	
4. 食事中（おやつ含む）	
5. 排泄時	
6. 午睡時	
7. 着替え時	
8. 降園時	
9. その他（下に具体的な内容を記載してください）	

問6(3)＊ 当該行為を実施した者について、それぞれ「雇用形態」「職種」「経験年数」「性別」をプルダウンで選択してご回答してください。（一人ずつ当てはまるものを選択）

※当該行為を実施した者が複数いる場合は、ひとりずつについて回答してください。

※幼保連携型認定こども園の場合、「保育士」を「保育教諭」に、幼稚園型認定こども園の場合、「幼稚園教諭」に読み替えてください。

※「経験年数」は、当該者の「保育経験の年数」について回答してください。

※同一の職員が複数の行為を実施している場合、該当する行為では同じ職員欄に記載してください。

（例：職員Aが行為1も行為2も実施していた場合、職員Aは行為1でも行為2でも職員Aの欄に記載）

	職員A	職員B	職員C	職員D	職員E	職員F	職員G
1. 雇用形態							
2. 職種							
3. 経験年数							
4. 性別							

問6(4) 当該行為を実施した者が8人以上いる場合、8人目以降の情報（問6(3)で回答して頂いた内容）については以下に記載ください。

--

問6(5)＊ 当該行為の対象となった園児について、個人が複数かについてご回答ください。（1つ回答）

回答欄（当てはまる番号1つ回答）

1. 個人	
2. 複数	

問6(6)＊ 当該行為の対象となった園児の年齢について回答してください。（当てはまるもの全てに○）

※対象園児の年齢がわかっている場合とわからない場合の両方が含まれている場合は、選択肢 1 ～ 6 のいずれかと選択肢 7 を同時に選択してください。

回答欄（当てはまるもの全てに○）

1. 0歳児	
2. 1歳児	
3. 2歳児	
4. 3歳児	
5. 4歳児	
6. 5歳児	
7. 不明	

問6(7)＊ 当該行為の対象となった園児の性別についてご回答ください。（1つ回答）

※対象園児が複数おり、かつ男児と女児両方対象となっていた場合は、選択肢 3 のみに○をつけてください。

回答欄（当てはまる番号1つ回答）

1. 男児	
2. 女児	
3. 男児と女児両方	
4. 不明	

問6(8)＊ 当該行為について、具体的に何を言ったか/何をしたかご回答ください。＜自由記述500文字目安＞

※具体的な行為の内容とともに、**行為が発生した背景や状況**についてもご回答ください。

問6(9)＊ 当該行為を実施した保育士等について、不適切な行いであるという自覚の有無について、一人ずつご回答ください。（一人ずつ当てはまるものに○）

※当該行為を実施した者が複数いる場合は、一人ずつについて回答してください。

※当該行為を実施している間に自覚があったかどうかをご回答ください。

※退職後等、施設等を離れた後に初めて自覚した場合は含みません。

	職員A	職員B	職員C	職員D	職員E	職員F	職員G
1. 自覚あり							
2. 自覚なし							
3. 不明							

問6(10) 当該行為を実施した者が8人以上いる場合、8人目以降の自覚の有無については以下に記載ください。

問6(11)* 貴市区町村として当該行為をどのように判断しましたか。(1つ回答)

※当該行為の類型を回答してください。行為が複数ある場合、必ずしも問2(1)で回答した事案の類型と全ての行為の類型が一致する訳ではありません。

回答欄（当てはまる番号1つ回答）

- | | |
|----|------------------------------|
| 1. | 子どもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかわり |
| 2. | 虐待等と疑われる事案（いわゆる「不適切な保育」） |
| 3. | 虐待等 |

⇒問6(11)で「3. 虐待等」と回答した方に伺います

問6(12)* 虐待等に該当すると判断した場合、以下のどの類型に当てはまるかご回答ください。（当てはまるもの全てに○）

回答欄（当てはまるもの全てに○）

- | | |
|----|------------------------|
| 1. | 身体的虐待 |
| 2. | 性的虐待 |
| 3. | ネグレクト |
| 4. | 心理的虐待 |
| 5. | この他、子どもの心身に有害な影響を与える行為 |

問6(13)* 当該行為について、問6(11)で選択した貴市区町村が判断した類型と、施設等が判断した類型に最終的に相違がありましたか。(1つ回答)

回答欄（当てはまる番号1つ回答）

- | | |
|----|------------------------|
| 1. | 市区町村の判断と施設等の判断に相違はなかった |
| 2. | 市区町村の判断と施設等の判断に相違がみられた |
| 3. | 特設施設等の判断は確認していない |

問6(14) その他、当該行為について補足がある場合はご回答ください。＜自由記述200文字目安＞

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。
引き続き、他の事案がある方は別ファイルにてご回答ください。

お答えいただいた内容に関して、お問い合わせさせていただく場合がございます。
お忙しい中恐縮ではございますが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

保育所等における不適切な保育に関する調査研究ヒアリングシート（自治体）

1. 事案の概要、類型等について

- ① 国からのガイドライン等、判断に際して参照すべきものとして、貴庁内で利用している何らかの基準や考え方があれば教えてください。
- ② 類型判断にあたって、困難に感じたことがあれば教えてください。（事案の性質上類型判断に迷った、国のガイドライン等の基準を踏まえてもどの類型にあてはまるのかわかりづかった等）
また、判断が難しい事案内容について、具体的にどのような事案が特に判断に迷われるか教えてください。
- ③ 類型判断を行う際のプロセスについて、貴庁内での意思決定プロセス含め、教えてください。
- ④ 施設と判断が異なる事案がある場合、施設が判断した類型とその理由について、把握している範囲で教えてください。
- ⑤ 施設と判断が異なる事案がある場合、判断が違ったことにより、困難だったことがあれば教えてください。

2. 事実確認の対応について

- ① 貴庁で事案を把握する経緯として、多い経緯を教えてください。類型毎に差があれば、その点も含めて教えてください。
- ② 法令に基づかない措置として、事実確認のための任意の聞き取り調査等を実施する場合、実施基準・理由、実施内容、プロセス（庁内プロセス含む）について教えてください。
- ③ 法令に基づく措置として、事実確認のための立入検査等を実施する場合、実施基準・理由、実施内容（根拠法令含む）、プロセス（庁内プロセス含む）について教えてください。
- ④ 事実確認にあたって都道府県/市区町村と連携を行う場合、実施内容、実施体制、プロセス（庁内プロセス含む）を教えてください。
- ⑤ 事実確認にあたって都道府県/市区町村と連携を行った場合、連携にあたって、うまくいった点、困難だった点を教えてください。
- ⑥ 事実確認にあたって都道府県/市区町村と連携を行った場合、市区町村/都道府県に対して、このような対応を行ってほしかった、あるいは国に対して今後このような対応を行ってほしい等あれば教えてください。

3. 事実確認後の対応について(1/2)

- ① 法令に基づかない措置として、事実確認後に何らかの任意の行政指導を実施する場合、実施基準・理由、実施内容、プロセス（庁内プロセス含む）について教えてください。
- ② 法令に基づく措置として、事実確認後に何らかの処分等を実施する場合、実施基準・理由、実施内容（根拠法令含む）、プロセス（庁内プロセス含む）について教えてください。
- ③ 事実確認後の対応として、都道府県/市区町村と連携を行った場合、実施内容、実施体制、プロセス（庁内プロセス含む）を教えてください。
- ④ 事実確認後の対応として、都道府県/市区町村と連携を行った場合、連携にあたって、うまくいった点、困難だった点を教えてください。
- ⑤ 事実確認後の対応として、都道府県/市区町村と連携を行った場合、市区町村/都道府県に対して、このような対応を行ってほしかった、あるいは国に対して今後このような対応を実施してほしい等あれば教えてください。
- ⑥ 事案の公表を行う場合、公表基準、公表決定のプロセス（庁内プロセス含む）を教えてください。
- ⑦ 貴庁にて更なる被害及び再発防止に向けた取組を実施していない場合、回答いただいた内容のほかに、追加でご説明いただける事項があれば教えてください。

3. 事実確認後の対応について(2/2)

- ⑧ 貴庁への事案の通報から事実確認後の対応までの一連のプロセスに要した期間を教えてください。
- ⑨ 検証委員会を設置している場合、検証委員会を開催する基準、検証委員会の構成メンバー等を教えてください。

4. 事案を構成する行為について

- ① 国からのガイドライン等、判断に際して参照すべきものとして、貴庁内で利用している何らかの基準や考え方があれば教えてください。
- ② 類型判断にあたって、困難に感じたことがあれば教えてください。（行為の性質上類型判断に迷った、国のガイドライン等の基準を踏まえてもどの類型にあてはまるのかわかりづかった等）
また、判断が難しい行為内容について、具体的にどのような行為が特に判断に迷われるか教えてください。
- ③ 施設と判断が異なる行為がある場合、施設が判断した類型とその理由について、把握している範囲で教えてください。
- ④ 施設と判断が異なる行為がある場合、判断が違ったことにより、困難だったことがあれば教えてください。

5. その他

- ① 貴庁で最終的に、こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかわり、虐待等と疑われる事案（いわゆる「不適切な保育」）、虐待等の3類型に当てはまらないと判断した事案がある場合、その判断理由と判断が困難だった点があれば教えてください。

保育所等における不適切な保育に関する調査研究ヒアリングシート（施設）

1. 事案や行為が発生した原因等について

- ① どのような経緯で当該事案・行為について把握しましたか。
- ② 当該事案・行為が発覚した際、施設としてどのような初動対応をとりましたか。
- ③ 行為が発生した原因について、以下の観点を参考にして、教えてください。
 - ・ 施設の運営・管理体制
 - ・ 職員の勤務環境・勤務体制
 - ・ 人員配置の状況
 - ・ 職員間の人間関係・コミュニケーションの取り方
 - ・ 職員への研修
 - ・ 施設の方針・風土
- ④ 更なる被害及び再発防止に向けた取組として、貴施設にて実施されている内容について教えてください。
- ⑤ 貴施設内で発生した事案・行為の類型を判断するにあたって、保育現場の目線・立場から難しかった点、悩んだ点について教えてください。
- ⑥ 「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（令和5年5月こども家庭庁）をご存知ですか。当該ガイドラインに示す事案・行為の3種類の考え方を踏まえると貴施設内で発生した事案・行為はどの類型に該当すると判断されますか。
- ⑦ 国で「不適切な保育」の基準を検討するにあたって要望があれば教えてください。

「令和 6 年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
保育所等における不適切な保育に関する調査研究 報告書」

令和7年(2025 年)3月発行

発行 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所
〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-9 JA 共済ビル 9 階
TEL 03-3221-7011(代表) FAX 03-3221-7022

不許複製